

# 那覇市の福祉

令和2年度版



那覇市福祉部

令和 2 年度版

# 那覇市の福祉

# 令和2年度版 那覇市の福祉 目次

## I 総論

1. 福祉部・こどもみらい部の組織図及び人員	4
2. 福祉部・こどもみらい部の分掌事務	5
3. 福祉事務所	8
4. 令和2年度一般会計歳入歳出当初予算	9
5. 令和2年度福祉部・こどもみらい部関係 歳出当初予算(一般会計)	10
6. 令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出当初予算	12

## II 事務概要

### 1. 児童福祉 (こどもみらい部)

1) 相談・指導	17
2) 保育所及び私立認定こども園	18
3) 就学前の発達(特別)支援保育	23
4) 認可外保育施設	24
5) 地域子育て支援拠点事業	24
6) 公立・公私連携こども園	26
7) こども発達支援センター	28
8) 特別児童扶養手当	31
9) 子育て家庭への支援	31
10) 児童厚生施設	36
11) 放課後児童健全育成事業	37

### 2. 母子福祉 (子育て応援課)

1) 児童扶養手当	40
2) 母子生活支援施設	41
3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	41
4) ひとり親家庭等日常生活支援事業	46
5) 助産施設入所の制度	47
6) 母子及び父子家庭等医療費助成事業	47

### 3. 障がい者(児)の福祉 (障がい福祉課)

1) 自立支援給付	49
2) 地域生活支援事業	55
3) その他の事業	63

### 4. 高齢者福祉と介護保険 (ちゃーがんじゅう課)

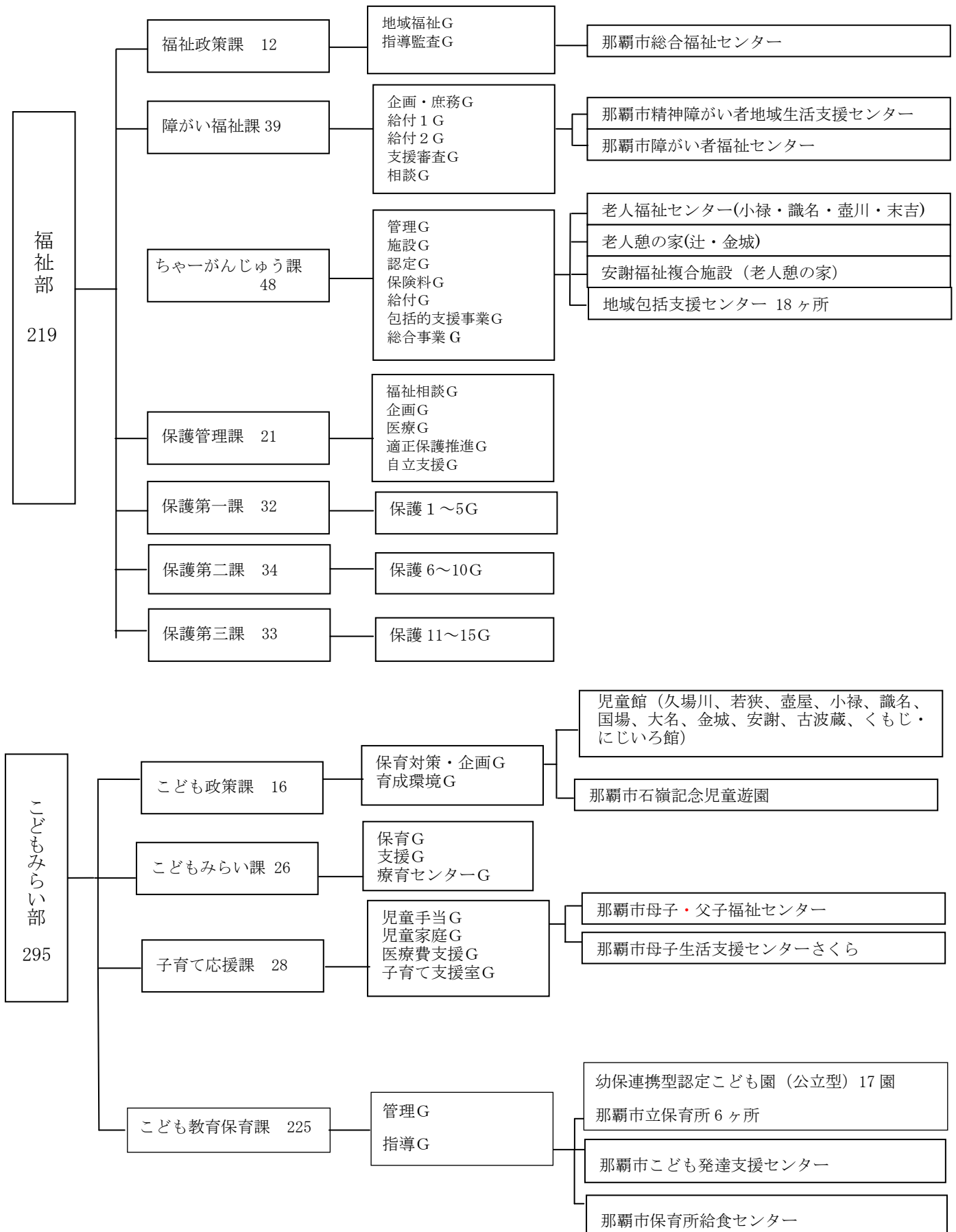
1) 介護保険事業	68
2) 在宅福祉サービス	71

3) 施設等-----	72
4) その他の事業-----	75
5) 那覇市の地域包括ケアシステム-----	76
6) 地域密着型サービス事業者の指定-----	79
7) 那覇市内の介護保険事業者の指定-----	79
8) 有料老人ホームに関する事-----	81
<b>5. 生活保護（保護課）</b>	
1) 生活保護の現状と動向-----	82
2) 被保護世帯・人員状況-----	82
3) 保護率の状況-----	84
4) 世帯構成人員別世帯数-----	85
5) 年齢階級別被保護人員-----	86
6) 世帯類型別世帯数-----	87
7) 町字別被保護者の状況-----	90
8) 福祉相談-----	96
9) 女性相談-----	96
<b>6. 戦傷病者・戦没者遺族等の援護（福祉政策課）</b>	
1) 援護金の種類-----	98
2) 那覇市における援護金の受給状況-----	98
<b>7. 地域福祉（福祉政策課）</b>	
1) 那覇市地域福祉計画に基づく地域福祉の推進-----	99
2) 地域福祉基金助成事業-----	99
3) 社会福祉法人への助成-----	100
4) 福祉団体への助成-----	100
5) 公益信託 源河朝明記念那覇市社会福祉基金-----	102
<b>8. その他の社会福祉（福祉政策課）</b>	
1) 那覇市避難行動要支援者対策事業-----	102
2) 那覇市災害舞金制度-----	103
3) 愛楽園入園者激励事業-----	104
4) 民生委員・児童委員-----	104
5) 那覇市福祉のまちづくり条例-----	106
6) 社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査-----	107
7) 日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区に関する事-----	107
8) 無料低額診療事業調剤処方費助成事業-----	107
9) 那覇市総合福祉センター-----	108
10) 那覇市社会福祉協議会-----	108

# I 総論

## 1. 福祉部・こどもみらい部の組織図及び人員

(令和2年4月1日現在。数字は組織定数)



### 福祉政策課

- (1) 福祉施策の総合調整に関すること。
- (2) 地域福祉に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関すること。
- (4) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (5) 被災見舞金の支給等に関すること。
- (6) 戦傷病者戦没者遺族等の援護事務に関すること。
- (7) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等に関すること。
- (8) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- (9) 総合福祉センターに関すること。
- (10) 日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区事務局に関すること。

### 障がい福祉課

- (1) 障がい者施策の総合調整に関すること。
- (2) 特別障害者手当、経過的福祉手当及び障害児福祉手当に関すること。
- (3) 重度心身障がい者の医療費助成に関すること。
- (4) 指定障害福祉サービス事業者及び指定自立支援医療機関の指定等に関すること。
- (5) 障害者支援施設の設置認可等に関すること。
- (6) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- (7) 精神障がい者地域生活支援センター及び障がい者福祉センターに関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか障がい者の福祉に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

### ちゃーがんじゅう課

- (1) 高齢者施策の総合調整に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に関すること。
- (3) 介護保険事業に関すること。
- (4) 老人福祉施設の設置認可等に関すること。
- (5) 有料老人ホームの設置届出等に関すること。
- (6) 指定介護サービス事業者の指定等に関すること。
- (7) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- (8) 地域包括支援センターに関すること。
- (9) 老人福祉センター及び老人憩の家に関すること。
- (10) 安謝複合施設に関すること。
- (11) シルバー人材センターに関すること。

## 保護管理課

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の実施に関する事。
- (2) 生活保護に係る総合調整に関する事。
- (3) 福祉相談に関する事。
- (4) 生活保護費の給付に関する事。
- (5) 生活保護に係る医療機関等への指定等に関する事。
- (6) 生活保護の適正推進に関する事。
- (7) 生活保護に係る自立支援プログラムに関する事。
- (8) 生活困窮者自立支援に係る総合調整に関する事。
- (9) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の実施に関する事。
- (10) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (11) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に関する事。

## 保護第一課

- (1) 生活保護法の実施に関する事。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関する事。

## 保護第二課

- (1) 生活保護法の実施に関する事。

## 保護第三課

- (1) 生活保護法の実施に関する事。

## こどもみらい部の分掌事務

### こども政策課

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (2) 就学前保育、教育の総合的な計画及び方針に関する事。
- (3) 認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可等に関する事。
- (4) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関する事
- (5) 児童の健全な育成に関する事。
- (6) 児童館及び児童遊園に関する事。
- (7) 那覇市緑ヶ丘公園集会所に関する事

## こどもみらい課

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく支給認定並びに子どものための教育・保育給付及びこれに係る確認、検査等に関すること。
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項に基づく利用調整に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用及び利用者負担額に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設に係る保育料等の徴収に関すること。
- (5) 地域子ども・子育て支援事業に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- (6) 認可外保育施設に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- (7) 私立幼稚園就園奨励費補助金に関すること。

## 子育て応援課

- (1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に関すること。
- (2) 児童手当法(昭和46年法律第73号)に関すること。
- (3) 児童虐待の防止に関すること。
- (4) 児童家庭相談に関すること。
- (5) こんにちは赤ちゃん事業及び育児支援家庭訪問事業に関すること。
- (6) こども並びに母子及び父子家庭等の医療費助成に関すること。
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関すること。
- (8) 母子父子福祉センターに関すること。
- (9) 助産施設の入所に関すること。
- (10) 母子生活支援施設さくらに関すること。

## こども教育保育課

- (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の実施に係る指導、監査等に関すること。
- (2) 那覇市立の幼保連携型認定こども園及び保育所の総括及び管理に関すること。
- (3) 那覇市こども発達支援センターに関すること。
- (4) 認可外保育施設に対する助言及び指導に関すること。

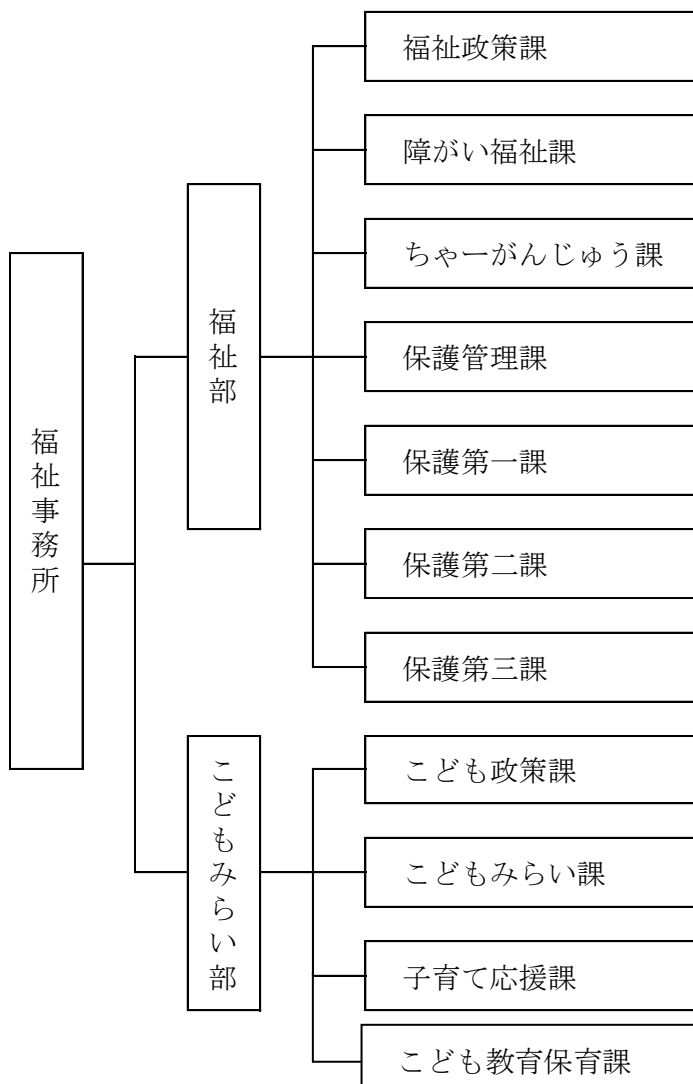


### 3. 福祉事務所

福祉事務所は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認める事務を行っております。

所の組織は、那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第1条に規定する福祉部及びこどもみらい部の組織をもって充て、事務分掌については、同規則の定めるところによります。

福祉事務所組織図



※関係法規(市条例)  
那覇市福祉事務所設置条例  
那覇市福祉事務所設置条例施行規則  
那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則  
那覇市福祉事務所専決規程

#### 4. 令和2年度一般会計歳入歳出当初予算

歳入		歳出			
款	予算額 (千円)	款	予算額 (千円)		
1	市税	50,032,898	1	議会費	774,601
2	地方譲与税	820,873	2	総務費	19,615,895
3	利子割交付金	19,187	3	民生費	82,564,307
4	配当割交付金	69,304	4	衛生費	9,941,221
5	株式等譲渡所得割 交付金	61,297	5	労働費	36,206
6	地方消費税交付金	6,851,205	6	農林水産業費	423,519
7	環境性能割交付金	44,007	7	商工費	2,420,938
8	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	289,872	8	土木費	12,489,952
9	地方特例交付金	114,596	9	消防費	3,276,014
10	地方交付税	8,564,920	10	教育費	14,451,272
11	交通安全対策特別 交付金	50,000	11	災害復旧費	4
12	法人事業税交付金	625,214	12	公債費	11,533,070
13	分担金及び負担金	778,394	13	諸支出金	1
14	使用料及び手数料	3,400,221	14	予備費	70,000
15	国庫支出金	42,466,703	計		<b>157,597,000</b>
16	県支出金	18,562,286			
17	財産収入	604,742			
18	寄附金	111,817			
19	繰入金	5,374,050			
20	繰越金	500,000			
21	諸収入	1,495,814			
22	市債	16,759,600			
計		<b>157,597,000</b>			

## 5. 令和2年度福祉部・こどもみらい部関係 歳出当初予算（一般会計）

### ① 第3款 民生費内訳

項	目	予算額 (単位:千円)	財 源 内 訳 (単位:千円)			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
<b>1</b>	<b>社会福祉費 計</b>	<b>27,443,066</b>	<b>12,237,183</b>		<b>89,090</b>	<b>15,116,793</b>
	1 社会福祉総務費	5,593,544	1,651,735		5,648	3,936,161
	2 障害者福祉費	13,446,713	9,707,096		69,824	3,669,793
	3 老人福祉費	8,338,360	840,942		13,605	7,483,813
	4 遺家族等援護費	26,886	1			26,885
	6 地域福祉基金費	14			13	1
<b>2</b>	<b>児童福祉費 計</b>	<b>30,850,717</b>	<b>18,689,214</b>	<b>433,200</b>	<b>974,830</b>	<b>10,753,473</b>
	1 児童福祉総務費	12,034,242	6,085,529	433,200	234,664	5,280,849
	2 児童措置費	15,436,023	11,538,443		740,162	3,157,418
	3 母子福祉費	3,091,637	1,065,242		1	2,026,394
	4 保育所費	159,230				159,230
	5 児童厚生施設費	129,582				129,582
	6こどもみらい基金費	3			3	
<b>3</b>	<b>生活保護費 計</b>	<b>24,270,523</b>	<b>17,407,886</b>			<b>6,862,637</b>
	1 生活保護総務費	1,037,029	83,657			953,372
	2 扶助費	23,233,494	17,324,229			5,909,265
<b>4</b>	<b>災害救助費 計</b>	<b>1</b>				<b>1</b>
	1 災害救助費	1				1
	<b>合 計</b>	<b>82,564,307</b>	<b>48,334,283</b>	<b>433,200</b>	<b>1,063,920</b>	<b>32,732,904</b>

注 第1項社会福祉費中、第5目国民年金費は、割愛。

### ② 第4款 衛生費内訳

項	目	予算額 (単位:千円)	財 源 内 訳 (単位:千円)			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
<b>1</b>	<b>保健衛生費 計</b>	<b>6,274,838</b>	<b>411,336</b>	<b>1,583,100</b>	<b>114,972</b>	<b>4,165,430</b>
	1 保健衛生総務費	3,774,229	14,609	1,583,100	32,737	2,143,783

注 第2目予防費、第3目環境衛生費、第4目母子保健費、第5目地球温暖化対策推進費、第6目健康増進費、第7目地域保健費、第8目生活衛生費、第9目感染症対策費、第10目那覇市環境保全・創造基金費、第11目那覇市公営墓地整備等事業基金費は、割愛。

③第3款 民生費歳出予算の推移

項	目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	社会福祉費 計	24,895,512	25,110,835	25,219,458	26,616,960	27,443,066
	1 社会福祉総務費	7,267,757	6,027,596	4,462,990	5,456,086	5,593,544
	2 障害者福祉費	10,377,676	11,636,510	13,093,619	13,102,908	13,446,713
	3 老人福祉費	7,207,184	7,405,362	7,656,630	8,012,091	8,338,360
	4 遺家族等援護費	11,377	9,594	6,200	10,765	26,886
	6 地域福祉基金	113	1	19	26	14
2	児童福祉費 計	24,325,634	26,721,740	27,789,071	29,569,152	30,850,717
	1 児童福祉総務費	4,362,541	4,900,854	6,425,455	8,947,391	12,034,242
	2 児童措置費	15,577,214	17,281,940	16,837,969	15,451,453	15,436,023
	3 母子福祉費	2,812,525	2,959,216	2,940,647	3,014,954	3,091,637
	4 保育所費	1,433,900	1,450,019	1,422,615	2,016,157	159,230
	5 児童厚生施設費	139,414	129,669	162,377	139,190	129,582
	6 こどもみらい基金費	40	42	8	7	3
3	生活保護費 計	22,256,334	22,390,934	22,940,596	22,895,501	24,270,523
	1 生活保護総務費	902,148	908,068	941,626	987,543	1,037,029
	2 扶助費	21,354,186	21,482,866	21,962,970	21,907,958	23,233,494
4	災害救助費 計	1	1	1	1	1
	1 災害救助費	1	1	1	1	1
	合計	71,477,480	74,223,510	74,949,126	79,081,614	82,564,307

注 第1項社会福祉費中、第5目国民年金費は、割愛。

③第4款 衛生費歳出予算の推移

項	目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	保健衛生総務費 計	5,572,144	5,078,956	4,860,806	4,783,663	6,274,838
	1 保健衛生総務費	2,036,531	2,196,143	2,188,427	2,304,231	3,774,229
	5 こども医療費	587,103				

第2目予防費、第3目環境衛生費、第4目母子保健費、第5目地球温暖化対策推進費、第6目健康増進費、第7目地域保健費、第8目生活衛生費、第9目感染症対策費、第10目那覇市環境保全・創造基金費、第11目那覇市公営墓地整備等事業基金費は、割愛。

## 6. 令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出当初予算

### ① 歳入内訳

#### 第1款 介護保険料

項	目	予 算 額 (千円)
1 介護保険料	1 第1号被保険者保険料	5,481,009
	計	5,481,009

#### 第2款 使用料及び手数料

1 手数料	1 総務手数料	951
	2 督促手数料	961
	計	1,912

#### 第3款 国庫支出金

1 国庫負担金	1 介護給付費負担金	4,679,172
	計	4,679,172
2 国庫補助金	1 調整交付金	1,520,924
	2 補助金	814
	3 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	241,676
	4 福祉空間整備交付金	1
	5 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	231,940
	6 保険者機能強化推進交付金	1
	計	1,995,356

#### 第4款 支払基金交付金

1 支払基金交付金	1 介護給付費交付金	6,767,041
	2 地域支援事業支援交付金	313,119
	計	7,080,160

#### 第5款 県支出金

1 県負担金	1 介護給付費負担金	3,466,341
	計	3,466,341
2 財政安定化基金支出金	1 交付金	1
	計	1
3 県補助金	1 県補助金	543,416
	2 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	120,838
	3 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	144,963
	計	809,217

第6款 財産収入

1 財産運用収入	1 基金運用収入	168
	計	168

第7款 繰入金

1 他会計繰入金	1 一般会計繰入金	4,660,170
	計	4,660,170
2 基金繰入金	1 介護給付費等準備基金繰入金	1
	計	1

第8款 繰越金

1 繰越金	1 繰越金	1
	計	1

第9款 諸収入

1 延滞金、加算金及び過料	1 第1号被保険者延滞金	1,093
	2 過料	1
	計	1,904
2 雑入	1 第三者納付金	1
	2 返納金	1
	3 雑入	948
	計	950

第10款 市債

1 市債	1 財政安定化基金債	1
	計	1

第11款 サービス収入

1 予防給付費収入	1 介護予防サービス計画費収入	1
	計	1

合 計		28,175,554
-----	--	------------

② 歳出内訳(当初)

第1款 総務費

項	目	予算額 (単位:千円)	財 源 内 訳 (単位:千円)			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	総務管理費 計	893,861	544,231		1,007	348,623
	1 一般管理費	889,770	544,231		1,007	344,532
	2 連合会負担金	4,091				4,091
2	徴収費 計	39,303			2,090	37,213
	1 賦課徴収費	39,303			2,090	37,213
3	介護認定審査会費 計	286,072			611	285,461
	1 介護認定審査会費	40,185				40,185
	2 認定調査等費	245,887			611	245,276

第2款 保険給付費

項	目	予算額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	介護サービス等諸費 計	24,520,161	9,391,224	1	12,063,915	3,065,021
	1 介護サービス等諸費	24,520,161	9,391,224	1	12,063,915	3,065,021
2	介護予防サービス等諸費 計	513,515	196,676		252,650	64,189
	1 介護予防サービス等諸費	513,515	196,676		252,650	64,189
3	その他諸費 計	29,436	11,274		14,482	3,680
	1 審査支払手数料	29,436	11,274		14,482	3,680

第3款 財政安定化基金拠出金

項	目	予算額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	財政安定化基金拠出金 計	1			1	
	1 財政安定化基金拠出金	1			1	

第4款 基金積立金

項	目	予算額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	基金積立金 計	170	1		169	
	1 介護給付費等準備 基金積立金	170	1		169	

第5款 地域支援事業費

項	目	予算額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	介護予防・生活支援 サービス事業費 計	1,014,302	388,467		499,050	126,785
	1 介護予防・生活支援サ ービス事業費	1,014,302	388,467		499,050	126,785
2	一般介護予防事業 費 計	140,844	53,928		69,316	17,600
	1 一般介護予防事業 費	140,844	53,928		69,316	17,600
3	包括的支援事業・任 意事業費 計	716,661	362,514		144,553	209,594
	1 包括的支援事業・ 任意事業費	716,661	362,514		144,553	209,594
4	その他諸経費 計	4,625	1,771		2,276	578
	1 審査支払手数料	4,625	1,771		2,276	578

第6款 諸支出金

項	目	予算額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	償還金及び還付加 算金 計	16,601			16,501	100
	1 第1号被保険者保 険料還付金	16,500			16,500	
	2 償還金	1			1	
	3 第1号被保険者保 険料還付加算金	100				100
2	繰出金 計	1			1	
	1 一般会計繰出金	1			1	



第7款 保健福祉事業費

項	目	予算額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	保健福祉事業費 計	1	1			
	1 保健福祉事業費	1	1			
合 計		28,175,554	10,950,087	1	13,066,622	4,158,844

## 1. 児童福祉（こどもみらい部）

就学前の子どもたちに、より効果的で効率的な行政サービスを提供することを目的に、平成18年4月から、これまでの「こども課」の業務に加え、教育委員会が行っていた幼稚園関連業務や市民課で行われていた児童手当業務が移管され、「こどもみらい局」が設置されました。さらに平成19年4月からは「こどもみらい局」から「こどもみらい部」へ発展し、より一層の組織機能の強化が図られました。

就学前の子どもに関する業務を担う組織が統合されたことで、窓口が一元化され、これまで異なる部署で対応してきた児童扶養手当と児童手当が同一の課で申請ができるようになるなど、ワンストップサービスが実現され、利便性の向上が図られています。

また、幼稚園と保育所に関する企画・立案部門が統合されたことで、子どもたちの保育や教育に関する施策を一体的に展開することができるようになりました。

また、こどもみらい部は、令和元年度に「こども教育保育課」を新設し、これまでの「こども政策課」、「こどもみらい課」及び「子育て応援課」の3課体制から4課体制となりました。「こども政策課」では、子ども・子育て支援新制度に関する業務や認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可等に関する業務及び児童の健全な育成に関する業務等を所掌しています。「こどもみらい課」では、子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付や特定教育・保育施設に係る保育料等の徴収に関する業務等を所掌しています。「子育て応援課」では、母子生活支援センターさくらを運営するほか、こども医療費助成や児童手当など、子育てについて包括的に支援する事業やひとり親家庭等の自立を目指した事業などを所掌しています。

新設の「こども教育保育課」では、市立こども園、給食センター及びこども発達支援センターの運営と併せて、就学前の教育・保育の質の向上に向けて、特定教育・保育及び特定地域型保育の実施に係る指導、検査等に関する業務や認可外保育施設に対する助言及び指導に関する業務等を所掌しています。

### 1) 相談・指導（子育て支援室G）

昭和48年に家庭児童相談室を設置し、家庭及び児童福祉の向上を図るため、家庭相談員が保護者等からの相談に応じています。平成17年度には子育て支援室に改め、子ども虐待相談電話、要保護児童対策地域協議会の設置等、関係機関との連携・強化に努めることで児童虐待の未然防止、早期発見に取り組んでいます。平成31年4月からは「那覇市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待の早期支援に取り組んでいます。

また、子育て家庭の育児負担軽減のため、生後4ヶ月までの赤ちゃんのいる全ての家庭を訪問するこにちは赤ちゃん事業や、育児相談、簡易な育児・家事支援を行う育児支援家庭訪問事業を実施し、児童の養育環境の向上を図っています。

・子ども虐待相談電話・・・862-0593（平成17年度設置）

### 年度別家庭児童相談室における処理件数

平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
844(70.3)	918(76.5)	864(72.0)	913(76.1)	1,053(87.7)

注（）内は月平均

### 年度別家庭児童相談室における相談件数

年度別	養護相談	保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その他の相談	総数
平成27年度	425	7	29	19	76	288	844
平成28年度	549	5	18	6	127	213	918
平成29年度	519	7	31	24	93	190	864
平成30年度	593	5	21	10	85	199	913
令和元年度	820	3	15	4	71	140	1,053

## 育児支援家庭訪問事業（事業開始 平成17年4月1日）

### 事業内容

育児困難な家庭や児童の養育に支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭を訪問し、専門知識をもつ育児専門支援員の育児相談・指導や、家庭支援員による家事・育児支援を行うことにより家庭での安定した児童の養育が可能になるよう支援する事業です。

### 年度別支援実績

年度別	利用世帯数	専門支援	家事・育児支援
平成27年度	62	202	1,471
平成28年度	61	193	1,653
平成29年度	80	297	1,967
平成30年度	107	453	2,299
令和元年度	95	513	2,234

## こんにちは赤ちゃん事業（事業開始 平成21年4月1日）

### 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。

（実績） 令和元年度 訪問面談実施件数 2,644件（対象家庭2,820件の93.8%）

## 2) 保育所及び私立認定こども園

保育所は児童福祉法第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい場として保育に関する専門性を有する保育士が家庭との密な連携の下に子どもの状況や0歳から5歳までの発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護および教育を一体的に行なうことを特徴としております。

私立認定こども園は、保育所から認定こども園に移行した施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

- ① 子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場であることから十分に養護の行き届いた環境の下に、子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持や情緒の安定を図ると共に、健康、安全など生活に必要な基本的な生活習慣（食事、排泄、午睡、清潔、安全等）の自立に向けて家庭との連携に努めております。
- ② 子どもが自発的、主体的に関われる環境の下、生活や様々な遊びを豊かに展開していくことで心情・意欲・態度の芽生えを育み、乳幼児期に培われる「生涯にわたる生きる力の基礎を育てていくことに努めております。
- ③ 地域の子育て家庭や在園児の保護者への子育て相談や指導をはじめ、親子で気軽に保育見学や体験、給食試食、育児相談ができる子育て応援Dayの取り組み、関係機関との連携での児童虐待予防、健康増進等、保育所の場と専門性を活用した子育て支援の充実に努めております。
- ④ 就学前教育保育施設の関係職員を対象に研修を実施し、専門的知識や技術、資質向上に努めております。

① 私立認可保育園定員数

地区	保育園名	所在地	電話	認可定員						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
本 序	おおたけ保育園	曙 2-8-13	863-7388	12	18	24	25	21	-	100
	グッピー保育園	曙 2-21-12	861-1931	6	11	11	11	11	-	50
	みやびの杜保育園	安謝 1-15-13	941-5580	6	12	12	15	15	-	60
	あじゃ保育園	安謝 2-15-2	868-7271	15	21	21	21	21	21	120
	風のうた保育園	安謝 2-29-26	866-0190	18	24	24	24	24	16	130
	こじか保育園	天久 2-5-35	941-4112	9	18	24	24	24	19	118
	向陽保育園	古波蔵 4-2-14	832-6142	12	18	18	21	21	-	90
	ながやま保育園	泊 1-14-24	861-3347	9	18	18	20	20	5	90
	つぼがわ保育園	壺川 1-5-14	854-8155	12	24	24	30	30	15	135
	玉の子保育園	牧志 2-3-15	867-3221	6	18	18	24	24	10	100
	玉の子夜間保育園	牧志 2-3-15	867-3221	3	3	3	4	4	3	20
	コスモ保育園	牧志 2-17-21	869-1212	6	10	10	20	22	22	90
	まつやま保育園	松山 1-30-14	868-5072	9	18	24	25	24	-	100
	わかさ保育園	松山 1-28-1	868-7713	9	15	22	22	22	-	90
	若狭浦保育所	若狭 3-18-6	866-3445	9	18	18	9	6	-	60
	ガジマル保育園	銘苅 1-18-19	866-1174	18	20	20	20	21	21	120
	千草保育園	山下町 10-7	880-2279	9	18	18	18	19	8	90
	あめく結保育園	天久 2-26-22	917-2387	6	12	12	13	13	4	60
	そよ風おもしろ保育園	銘苅 1-18-68	866-0156	9	18	18	13	12	-	70
	ペリー保育園	山下町 31-19	857-2765	9	12	12	15	15	7	70
	沖縄こども保育園	泊1-38-1	941-3090	6	12	18	18	15	1	70
	スカイ保育園	おもしろまち3-7-15 グラントヒル新都心ビル 3F	941-3255	6	12	12	12	12	6	60
	保育園あがみてい	松尾1-9-40	943-0271	7	9	10	15	15	4	60
	レイモンドあしびなー保育園	泊1-1-2	943-3790	9	12	12	10	7	-	50
天久ひばり保育園	天久2-25-16	869-4455	9	18	18	18	18	9	90	
いずみ幼稚園	泉崎1-15-19	861-3563	-	6	6	13	13	12	50	
オキナワグローバル未来保育園	楚辺1-2-30	834-9267	6	12	12	12	12	6	60	
真 和 志	マリア保育園	安里 3-7-1	863-9879	9	11	12	14	12	12	70
	愛泉保育園	安里 3-19-16	867-5133	9	12	12	15	12	-	60
	あらた保育園	真嘉比 1-24-9	943-2968	9	12	12	13	14	-	60
	第二エミール保育園	字国場 1180-7	832-6006	12	18	18	23	24	15	110
	こくら保育園	古波蔵 2-4-32	834-6000	18	27	27	27	27	24	150
	しらゆり保育園	識名 1-14-43	855-2173	11	15	15	15	14	-	70

	スカイマリン保育園	字仲井真 245-1	834-5918	8	16	17	19	20	-	80	
	長田保育園	長田 2-24-59	854-8741	9	18	18	20	20	10	95	
	平和保育園	長田 2-34-41	854-7221	12	18	18	18	19	15	100	
	二葉保育園	繁多川 1-13-65	834-4691	12	20	21	23	24	10	110	
	いしだ丘保育園	繁多川 5-12-1	836-0980	12	17	17	17	17	-	80	
	ひらまつ保育園	真嘉比 2-6-11	884-9788	9	18	18	22	23	-	90	
	あさひ保育園	字真地 229-4	836-5300	15	30	30	30	30	-	135	
	松島保育園	松島 2-1-12	886-1366	6	18	18	20	20	18	100	
	よぎ南保育園	与儀 2-10-17	853-4528	9	18	18	18	17	-	80	
	さくら保育園	寄宮 1-16-10	832-4549	27	30	36	36	36	15	180	
	みやぎ原保育園	寄宮 1-16-1	832-3914	10	17	20	20	21	2	90	
	エミール保育園	寄宮 3-3-5	853-0741	3	6	12	18	21	-	60	
	いちごえ分園保育園	古波蔵 3-14-6	996-5455	3	12	12	12	11	-	50	
	かねしま保育園	長田 1-16-3	835-2364	4	8	12	13	13	-	50	
	メルシー保育園古島	古島 4-4	943-2215	-	-	30	35	35	35	135	
	メルシー保育園古島分園	松島 2-7-45 上原ビル 2 階	882-2211	12	24	-	-	-	-	36	
	アスクこくば保育園	国場 1178-17	835-9100	12	18	18	18	18	6	90	
	報徳保育園	首里石嶺町 1-53-2	886-8263	9	12	12	13	14	10	70	
	石嶺保育園	首里石嶺町 2-70	886-1052	18	24	24	27	30	8	131	
	城北保育園	首里石嶺町 3-227-1	885-4848	15	24	24	24	24	19	130	
	みぎわ保育園	首里石嶺町 4-109-1	887-3121	8	9	11	11	11	-	50	
	みどり保育園	首里石嶺町 4-216-3	886-6016	15	18	24	28	23	12	120	
	若杉保育園	首里大名町 1-64-5	887-1912	15	18	18	20	19	-	90	
	おおな愛児保育園	首里大名町 3-35-10	885-4520	15	24	24	23	20	14	120	
	渡保育園	首里金城町 2-71	886-4060	6	18	18	18	19	11	90	
	琴の音保育園	首里寒川町 2-68-1	886-3221	12	24	26	28	20	-	110	
首里	大空保育園	首里末吉町 3-63	886-0101	6	12	16	19	19	8	80	
	首里当蔵保育園	首里当蔵町 1-28	884-5924	9	18	18	18	18	9	90	
	花のいろ保育園	首里山川町 1-22-3 グランシャトル首里 101	885-5104	9	11	11	11	11	7	60	
	MOA 沖縄幼児学園	首里久場川町 2-8-2	886-3364	-	12	18	19	19	18	86	
	首里湘南保育園	首里平良町 1-4	882-1321	12	18	20	24	12	4	90	
	首里ライオンの子保育園	首里石嶺町 4-150-1	988-0330	6	12	18	18	18	8	80	
	首里かふう保育園	首里石嶺町 2-179-9	886-8877	3	12	12	12	12	9	60	
	たつのご保育園	首里石嶺町 2-198-18	884-0292	6	11	16	16	22	14	85	
	小禄	はとぼっぼ保育園	宇栄原 4-19-11	857-7491	12	12	18	15	18	15	90
		小禄南保育園	字小禄 703-1	858-8457	12	24	24	28	28	18	134
		ひまわり保育園	小禄 1-18-31	857-1268	15	16	18	20	22	16	107

あやめ保育園	小祿 4-11-14	858-2005	12	23	23	17	20	20	115
鏡原保育園	鏡原町 10-38	857-4188	12	30	30	30	30	18	150
すがやま保育園	金城 2-3-10	858-8181	9	16	20	20	20	10	95
よしたけ保育園	具志 3-20-12	857-1787	9	20	20	20	17	4	90
つばさ保育園	高良 1-9-10	857-6849	9	12	18	18	18	5	80
オレンジ保育園	田原 1-8-9	857-9585	9	24	24	26	27	20	130
オレンジ第2保育園	金城 2-5-3	859-2552	6	12	12	15	15	-	60
いちごえ保育園	田原 4-2-14	852-0244	9	15	15	15	16	-	70
鏡原かいせい保育園	小祿 1-11-2	886-2845	6	12	17	20	20	5	80
小祿かいせい保育園	宮城 1-18-1 2F	858-1188	12	24	24	27	27	6	120
きららうえばる保育園	宇栄原 5-1-36	857-4188	9	18	18	19	19	19	102
くまのこ保育園	小祿 1-22-14	857-8258	3	6	6	15	15	15	60

② 地域型保育施設定員数

園名	所在地	電話	認可定員			
			0歳	1歳	2歳	計
いずみのもり保育園(事業所内)	泉崎 2-105-18 官公労共済会館 1階	996-1232	8	10	9	27
すまいる保育園(事業所内)	古島 1丁目 13-1	887-5420	3	4	5	12
はなまる保育園(事業所内)	安次嶺 1-5	987-0287	3	7	8	18
オリーブクラウン保育園(事業所内)	安里 2-6-24 リファイン安里1F	943-5501	7	11	11	29
ピンブ保育園(事業所内)	寄宮 2丁目 1-18	854-5535	4	5	5	14
みのり乳幼児園(小規模保育)	具志 1-1-61	858-0026	3	8	8	19
とまりの保育園(小規模保育)	泊 1-17-12 賀茂コーポ 1階	861-4247	4	4	4	12
みはら保育園(小規模保育)	天久 1-12-29	866-4447	6	6	7	19
なないろ乳児保育園(小規模保育)	真嘉比 1-1-10 二千年チャイルドビル 1階	943-1670	5	7	7	19
ライオンの子保育園キアラ(小規模保育)	寄宮 142-1 新垣ビル1階	996-2319	3	6	6	15
こざくら保育園まかび園(小規模保育)	真嘉比 3-13-1	887-7888	5	7	7	19
山田保育園(小規模保育)	首里末吉町 1-2-3	884-7240	3	3	3	9
すくすく乳児園(小規模保育)	長田 2-23-1	831-9330	3	3	3	9
沖縄産業支援センター内保育園(事業所内)	小祿 1831-1	857-3127	6	11	11	28
オロク琉生保育園(小規模保育)	小祿 1-38-10	840-1310	5	6	6	17
ファミリー保育園ナハ(小規模保育)	真地 344	831-6677	6	6	7	19
ともわ乳児園(小規模保育)	長田 2-26-10 サンテラス長田 102号	987-1302	5	7	7	19
楚辺すみれ保育園(小規模保育)	楚辺 1丁目 16番 10号	832-8550	5	7	7	19
城保育園(小規模保育)	与儀 319	834-1961	5	7	7	19
なはエンゼル保育園(小規模保育)	宇栄原 6-4-1 モンルージュ松川 101	858-9512	4	5	5	14

③ 私立認定こども園（認可保育園からの移行園）定員数

園名	所在地	電話	認可定員						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
わかめこども園	首里石嶺町 3-199-2	885-2103	18	30	30	35	35	35	183
かぐらこども園	宇栄原 3-15-46	860-7239	21	30	30	35	35	35	186
第2かぐら保育園	宇栄原 3-16-13	996-5069	12	18	18	23	23	23	117
たばる愛児こども園	田原 3-12-4	857-1769	15	21	24	29	27	19	135
美ら夢こども園	安謝 1-20-1	860-9614	15	24	24	27	30	30	150
愛心こども園	上間 384-15	854-5386	9	18	24	32	31	31	145
第2愛心こども園	宇国場 251-1	833-6058	12	18	18	26	26	25	125
みやび認定こども園	安謝 1-8-24	941-5567	12	20	20	20	20	20	112
童夢認定こども園	繁多川 2-15-1	832-2525	12	21	36	50	50	60	229
しゅりの泉こども園	首里石嶺町 4-1-8	887-3358	12	18	20	20	20	20	110
第2ながやま認定こども園	泊2-20-8	975-5560	9	18	18	18	18	18	99
ポプラこども園	壺川 2-5-13	853-1819	24	30	36	40	40	40	210
童の城保育園	銘苺 3-17-1	860-4710	12	15	18	18	20	20	103
わかば認定こども園	寄宮 1-7-3	832-6600	18	30	30	36	36	30	180
識名さつきも認定こども園	識名 4-12-38	835-4081	12	18	24	24	24	24	126
みずきこども園	松川 2-3-10	894-6228	6	12	24	25	25	25	117

保育ニーズへの対応

事業名	内容	実施場所
延長保育事業 (事業開始平成3年4月1日)	保護者の勤務の都合等で、延長保育を必要とする児童への対応として行います。	認可保育園 79園 小規模保育 13か所 事業所内保育 6か所 認定こども園 47園
夜間保育推進事業 (事業開始平成12年4月1日)	夜間において、保育を必要とする児童への対応として行います。	認可保育園 1園

子育て家庭への支援

(令和2年4月1日現在)

事業名	内容	実施場所
一時預かり 保育事業 (事業開始： 平成9年4月 1日)	(イ) 緊急保育 保護者等の疾病、災害、事故、出産、看護介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により緊急一時的に家庭での保育が困難な児童を保育します。 (ロ) 私的理由による保育 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するための保育です。 (ハ) 非定型的保育 保護者の労働、職業訓練、就労等により、家庭保育が困難となる児童で、週3日程度を限度として保育します。	公立保育所 みらい こども園 4か所 認可保育園及び認定 こども園 108か所

子育て 応援Day 平成18年11 月1日開始	保育所(園)の役割や社会から期待されていることとして個々に取り組んできた地域子育て家庭への支援・相談を那覇市との連携協働業務として位置づけ、子育て・子育て環境の充実に努めていきます。 [利用できる内容] ① 庭でのあそび ② 園児との交流保育体験 ③ 給食試体験 ④ 育児に関する相談・指導 各保育所(園)の状況によって対応できるものとしますので、ご利用の際は直接お申込みいただきます。	公立保育所6か所 認可保育園110か所
----------------------------------	---	------------------------

令和元年度一時預かり保育事業利用状況

(単位 人)

保育所名	利用児童数	対象児童数												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
公立保育所	利用人数	99	115	140	110	100	104	120	154	179	168	187	170	1,646
	延人数	296	394	429	331	295	250	309	403	431	382	427	329	4,276
認可保育園	半日利用児童	83	85	58	38	64	49	56	51	43	28	17	4	576
	1日利用児童	297	301	301	367	340	400	510	459	513	491	476	194	4,649
合計	利用人数	172	188	225	205	194	199	208	243	265	254	272	261	2,686
	延人数	690	818	897	863	820	716	801	939	905	871	945	832	10,097

### 3) 就学前の発達(特別)支援保育

保育に欠け、かつ心身に障がい(障害)を有する児童で、教育・保育施設で行う保育になじむ児童を受け入れて、集団保育のなかで障がい児に対する適切な保育を実施することによって、健常児とともに健全な社会性の成長・発達を促すことを目的としています。(事業開始 昭和51年4月1日、)対象年齢は概ね1歳児以上です。

平成31年4月1日現在

	実施園数/ 園数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計(人)
公立みらいこども園 (旧公立保育所)	4園/ 4園	0	0	1	9	12	2	24



事業所・小規模保育園 (私立認可)	4園/ 20園	0	1	4				5
私立認可保育園	55園/ 82園	2	13	12	44	50	24	145
私立認定こども園	13園/ 16園	2	5	9	9	17	15	57
公立こども園	17園/ 17園				2	22	58	82
公私連携こども園	19園/ 19園				15	32	60	107
合計		4	19	26	79	133	159	420

#### 4) 認可外保育施設

##### 認可外保育施設に入所している児童に対する助成

1. 賠償責任保険料の負担(昭和49年度から実施)
2. 児童及び職員の健康診断(昭和54年度から実施)
  - ・児童の歯科健診追加(平成14年度から)
  - ・児童の健康診断年2回(平成15年度から)
  - ・調理担当者検便月1回(平成15年度から)
  - ・児童の歯科健診年1回(平成27年度から)
3. 研修会の開催(昭和47年度から実施)
4. 3歳未満児への助成、1人あたり年額10,000円(昭和58年度から実施)
5. 児童への給食助成事業(平成20年度から実施)
  - ・おかず及びおやつ代の支給追加(平成23年度から)
6. 絵本読み聞かせ実施事業(平成15年度から実施)
7. 認可外保育施設保育の質向上事業(平成17年度から実施)
8. 待機児童対策特別事業(平成20年度から実施)
  - ・認可外保育施設研修事業(保育材料費の一部助成)
  - ・指導監督基準達成・継続支援事業(施設改善費の一部助成)
9. 環境整備事業(平成24年度から実施)
  - ・指導監督基準維持継続事業(施設改善費の一部助成)
  - ・衛生環境向上事業(施設の衛生消毒及び害虫駆除)

認可外保育施設の現況 (令和2年4月1日現在)

認可外保育施設数・・・79施設 (事業所内7施設、企業主導型22施設含む)	認可外保育施設児童数・・・1,859人
--	---------------------

#### 5) 地域子育て支援拠点事業

(令和2年4月1日 現在)

事業名	内容	実施場所
-----	----	------

地域子育て支援センター事業 (事業開始平成6年4月1日)	子育て家庭の支援活動事業で、子育て家庭等に対する育児不安等について地域のニーズに応えるため、地域子育てネットワークの中核として位置づけています。 各支援センターを拠点に育児相談や育児サークル支援、在園児との交流、育児講座等を行っています。	久場川みらいこども園 天久みらいこども園 宇栄原みらいこども園 樋川みらいこども園 あじゃ保育園 あやめ保育園 鏡原保育園 みどり保育園 若狭浦保育所
---------------------------------	--	---

#### 令和元年度 地域子育て支援センター利用状況

保育所名	年間利用人数	一日平均利用者	育児相談
「子育て支援センター はっぴい」(久場川みらいこども園)	6,843	23	41
「子育て支援センター すまいる」(天久みらいこども園)	9,014	31	301
「子育て支援センター うえぼる〜む」(宇栄原みらいこども園)	4,821	16	202
「子育て支援センター ふらっと」(若狭浦保育所)	10,669	36	202
「子育て支援センター むるが家」(あじゃ保育園)	5,795	22	564
「子育て支援センター ゆんたく」(鏡原保育園)	6,209	23	139
「子育て支援センター なんくる家」(みどり保育園)	3,573	14	234
「子育て支援センター 南風」(あやめ保育園)	7,076	28	240
*「子育て支援センター ていーら」(樋川みらいこども園)はR2年4月新設			

#### つどいの広場事業(平成17年より実施)

主に就学前の乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図ることや、育児相談などを行う場です。身近な地域に設置することにより、親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とします。現在、商店街の空き店舗を活用した一般型2施設と民間児童館を活用した連携型8施設があります。

#### ○ 事業実施場所

- ア) つどいの広場「わくわく」 : 那覇市安里381番地(栄町商店街内) TEL886-6623
- イ) つどいの広場「ここにこ」 : 那覇市宇国場1169番地4(古波蔵児童館内) TEL831-6786
- ウ) つどいの広場「さんさん」 : 那覇市金城3-5-4(金城児童館内) TEL859-0099
- エ) つどいの広場「ぴよぴよ」 : 那覇市安謝2-15-1(安謝児童館内) TEL862-4341
- オ) つどいの広場「ほのぼの」 : 那覇市小禄5-4-2(小禄児童館内) TEL857-5377
- カ) つどいの広場「ランラン」 : 那覇市識名2-5-5(識名児童館内) TEL854-9656
- キ) つどいの広場「てくてく」 : 那覇市三原2-1-43(コーポ三原103) TEL070-5813-8993
- ク) つどいの広場「よつば」 : 那覇市若狭3-18-1(若狭児童館内) TEL867-7266
- ケ) つどいの広場「ソレイユ」 : 那覇市国場353(国場児童館内) TEL855-2696
- コ) つどいの広場「うふなー」 : 那覇市首里大名町2-75(大名児童館内) TEL917-4069

○ 事業内容

- ・ 子育て親子の交流、集いの場の提供
- ・ 子育てに関する相談、援助の実施
- ・ 地域の子育て関連情報の提供
- ・ 子育て及び子育てに関する講習の実施

○ 利用時間

- ア) 月曜日から土曜日の午前10時から午後4時30分（祝祭日を除く）
- イ) 水～金の午前10時から午後1時30分（祝祭日を除く）
- ウ) 水～金の午前10時から午後1時（祝祭日を除く）
- エ) 火、水、木、金の午前10時から午後1時（祝祭日を除く）
- オ) 水～金の午前10時から午後1時（祝祭日を除く）
- カ) 火～木の午前10時から午後1時（祝祭日を除く）
- キ) 月、火、木、金、午前10時から午後3時（祝祭日を除く）
- ク) 水～金の午前10時～午後1時30分（祝祭日を除く）
- ケ) 火、木、金の午前10時～午後1時（祝祭日を除く）
- コ) 月、火、木の10時から午後1時（祝祭日を除く）

○ 事業実績

平成30年度	開所日数 1,758日	利用人数 34,720人
令和元年度	開所日数 1,631日	利用人数 28,702人

## 6) 公立・公私連携こども園

幼保連携型認定こども園は、これまでの幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、就学前の子どもたちに質の高い教育及び保育を一体的に行う施設です。また、給食の提供や早朝受け入れ、延長保育等を実施し、保護者の子育ての支援も行います。

平成28年度より「那覇市立幼稚園の今後のあり方について」の方針に基づき、那覇市立の幼稚園はこども園に順次移行を開始し、平成31年4月1日までに公立型認定こども園17園、社会福祉法人等が運営する公私連携型認定こども園19園、全36園がこども園に移行を完了しました。さらに、令和2年度は、公立保育所6園が公立型認定こども園と公私連携型保育所への移行・統合を完了し、公立の認定こども園は保育所型認定こども園1園、幼保連携型認定こども園19園となりました。

乳幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、第5次那覇市総合計画に沿って、子どもの笑顔が輝き「子育てが楽しくなるまち」を理念とした教育・保育の充実と子育ての支援を推進します。

### ① 幼児期の発達に即した教育及び保育の充実と3年保育の推進

こども園は、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、保育教諭に支えられながら豊かな世界に出会う場です。幼児期の発達に即した教育及び保育の充実を図るために、主体的な活動としての遊びを通じた、園児の多様な体験の積み重ねを重視し、豊かな心情や人や物事とかかわろうとする意欲、健全な生活を営むための態度を培うように努めます。さらに、家庭にいる3歳児の教育及び保育の機会を拡充するために、3年保育を推進します。

○ 3年保育実施園

大道こども園 上間こども園 天久みらいこども園 久場川みらいこども園  
 宇栄原みらいこども園 樋川みらいこども園

※2年保育は全園で実施

## ② 特別支援教育の推進

公立こども園においては、インクルーシブ教育の観点で特別支援教育の充実を図ります。その際、特別な支援を要する園児については、特別支援教育担当教諭や特別支援教育ヘルパーを派遣し、個別の支援を行います。また、心理専門員等を派遣して巡回相談を実施し、園への助言や保護者支援を行います。さらに、特別支援コーディネーターを中心に各関係機関と連携を図り、「個別の教育及び保育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、計画的・組織的な支援の取り組みを推進します。

## ③ 保幼小連携

公立認定こども園・公私連携型認定こども園と小学校が同一敷地内にあるという利点を生かし、他府県には見られない「こ小」の様々な連携の取り組みが行われています。幼児期にふさわしい教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを踏まえ、小学校教育との円滑な接続を図るために、公立こども園等が結節点となり、沖縄型幼児教育の取り組みを推進していきます。また、保育所（園）、私立こども園、私立幼稚園も含めた「保幼小」の接続については、保幼小合同研修会や各小学校区を単位とした保育参観・授業参観等を実施し、相互の教育及び学びの連続性について理解を深めていきます。

## ④ 家庭・地域との連携及び子育ての支援

こども園は、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるよう努めていくことが求められています。そのためには、家庭と園がそれぞれの果たすべき役割を認識し、連携して園児一人一人の育ちを促していくことが大切です。こども園では、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びが感じられるような子育ての支援を行っていきます。さらに、「親と子の育ちの場」として、地域に開かれたこども園づくりを推進し、家庭や地域との関係において中心的な役割を果たしていきます。

### 公立・公私連携こども園一覧（公立幼稚園・保育所から認定こども園へ移行）

○公立型認定こども園

※樋川みらいこども園は保育所型認定こども園

令和2年5月1日現在

番号	園名	所在地	園児数					学級数	教職員数		園舎 (㎡)	創立 年月日	移行 年月日	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳	保育教諭				その他の職員
1	城北	首里石嶺町1丁目162番地	0	0	0	0	18	51	3	10	2	554	昭和21.4.1	平成30.4.1
2	城西	首里真和志町1丁目5番地	0	0	0	0	17	28	2	7	2	857	昭和21.4.1	平成31.4.1
3	城南	首里崎山町4丁目35番地2	0	0	0	0	11	23	2	9	2	604	昭和21.8.1	平成30.4.1
4	大名	首里大名町1丁目49番地	0	0	0	0	6	13	2	6	2	516	昭和52.1.1	平成31.4.1
5	石嶺	首里石嶺町4丁目360番地8	0	0	0	0	29	65	4	13	2	728	昭和54.1.1	平成29.4.1
6	泊	泊2丁目23番地9	0	0	0	0	29	58	3	10	2	1,018	昭和34.4.14	平成31.4.1
7	天久みらい	天久1丁目4番1号	6	17	18	28	60	73	10	44	3	1,968	平成23.11.1	令和2.4.1
8	真嘉比	真嘉比1丁目18番1号	0	0	0	0	24	62	4	12	2	857	昭和39.1.13	平成31.4.1

9	那 覇	前島1丁目7番1号	0	0	0	0	28	43	3	9	2	416	平成25. 11. 1	平成31. 4. 1
10	壺 屋	牧志3丁目14番12号	0	0	0	0	10	28	2	11	2	500	昭和21. 4. 9	平成30. 4. 1
11	開 南	泉崎1丁目1番5号	0	0	0	0	15	30	2	7	2	602	昭和22. 6. 10	平成29. 4. 1
12	天 妃	久米1丁目3番2号	0	0	0	0	28	63	4	10	2	635	昭和41. 1. 26	平成30. 4. 1
13	上 間	長田2丁目11番60号	0	0	0	15	30	56	4	13	2	1,018	昭和52. 1. 1	平成31. 4. 1
14	大 道	字大道146番地1	0	0	0	18	19	26	3	10	2	596	昭和22. 4. 1	平成28. 4. 1
15	真 和 志	寄宮3丁目1番1号	0	0	0	0	20	54	3	10	2	857	昭和21. 2. 10	平成31. 4. 1
16	与 儀	与儀1丁目1番1号	0	0	0	0	20	32	3	8	2	857	昭和21. 2. 25	平成30. 4. 1
17	小 禄 南	小禄4丁目14番地1	0	0	0	0	30	55	3	11	2	411	平成2. 4. 1	平成30. 4. 1
18	久場川みらい	首里久場川町2丁目18番10	6	15	16	20	20	8	6	30	2	915	昭和41. 5. 28	令和2. 4. 1
19	宇栄原みらい	宇栄原4丁目17番地10号	6	17	18	20	18	0	5	29	2	913	昭和41. 8. 2	令和2. 4. 1
20	樋川みらい	樋川2丁目10番1	6	18	24	24	17	1	6	33	2	1202	昭和42. 7	令和2. 4. 1

### 公私連携型認定こども園

番号	園名	郵便番号	所在地	園児数			学級数	園舎 (㎡)	創立 年月日	移行 年月日
				3歳	4歳	5歳				
1	城 東	903-0804	首里石嶺町2丁目74番地1	0	13	32	3	908	昭和46. 4. 8	平成31. 4. 1
2	安 謝	900-0003	安謝2丁目15番27号	0	16	33	3	1,010	昭和21. 6	平成31. 4. 1
3	曙	900-0002	曙2丁目18番2号	0	21	39	3	451	平成2. 4. 1	平成29. 4. 1
4	銘 苺	900-0004	銘苺2丁目3番20号	15	30	48	4	725	平成16. 11. 1	平成28. 4. 1
5	若 狭	900-0031	若狭3丁目11番1号	20	20	53	4	557	昭和34. 4. 1	平成28. 4. 1
6	神 原	900-0022	樋川2丁目7番1号	0	12	30	2	585	昭和35. 4. 6	平成30. 4. 1
7	城 岳	900-0023	楚辺2丁目1番1号	0	22	31	3	420	昭和22. 4. 10	平成30. 4. 1
8	垣 花	900-0027	山下町17番2号	0	16	16	2	880	昭和22. 4. 5	平成31. 4. 1
9	松 島	902-0061	古島2丁目30番地12	15	27	53	4	471	昭和48. 4. 1	平成30. 4. 1
10	松 川	902-0062	松川1丁目7番1号	9	23	41	4	725	昭和34. 3. 27	平成30. 4. 1
11	識 名	902-0078	識名2丁目2番1号	18	24	57	4	520	昭和38. 4. 1	平成28. 4. 1
12	真 地	902-0072	字真地313番地	0	21	56	3	472	平成6. 4. 1	平成29. 4. 1
13	仲 井 真	902-0074	字仲井真173番地	0	26	65	4	704	昭和57. 1. 1	平成30. 4. 1
14	古 蔵	900-0024	古波蔵1丁目33番2号	0	29	76	4	1,041	昭和51. 1. 10	平成30. 4. 1
15	金 城	901-0155	金城4丁目3番地1	20	30	55	4	668	昭和60. 11. 1	平成29. 4. 1
16	小 禄	901-0152	字小禄1150番地	0	12	37	3	673	昭和23. 4. 1	平成31. 4. 1
17	さ つ き	901-0153	宇栄原1丁目12番1号	20	28	57	4	559	平成11. 11. 1	平成28. 4. 1
18	宇 栄 原	857-2088	字小禄1066番地	18	28	57	4	937	昭和47. 4. 1	平成31. 4. 1
19	高 良	851-9157	高良2丁目12番1号	0	19	70	3	1,018	昭和21. 2. 17	平成31. 4. 1

### 7) こども発達支援センター

国際障害者年の記念事業として、1982年に開設し、市内在住の就学前の児童（発達に援助を必要とする児童、また、発達の気になる児童及び保護者）を対象とした相談・訓練事業及び療育事業を実施しています。子どもの発達を地域社会で支援する視点から子どもと保護者を支援する施設です。

所在地	那覇市鏡原町 10 番 40 号(TEL858-5206 : FAX858-5246)
敷地面積	1,755.29 m <sup>2</sup>
建物面積	685.27 m <sup>2</sup>
建設費	12,550 万円
対象児童	市内在住者で、発達に支援を要する就学前児童
開館時間	月～金曜日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
休館日	土・日曜日、国民の祝日、慰霊の日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
事業内容	<p>○相談事業</p> <p>乳幼児健診や各教育保育施設・医療機関などからの紹介、又は自発的に保護者から直接相談された発達気になる子に対し、相談員、嘱託医師(小児科、精神科、児童精神科)、臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、保育士などの専門員が相談を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*相談員及び臨床心理士等による発達相談・発達検査</li> <li>*嘱託医師による医療相談</li> <li>*親子わくわく教室 (事業開始 平成 25 年 4 月)</li> </ul> <p>発達気になる子に対して、必要な支援につながるまでの期間、早期の支援を行います。</p> <p>(令和元年度実績) 2 クラス設置 実施回数 89 回 参加人数 105 人 延べ参加人数 840 人</p> <p>○障害児通所支援事業(児童福祉法による児童発達支援及び保育所等訪問支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援(就学前の在宅の乳幼児を対象とする親子通園)</li> </ul> <p>子どもの発達について保護者と共に考え、子どもに対する正しい理解と知識を深めると共に個別プログラムを作成し、個々の子どもに合った療育を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul> <p>訪問支援員が保育所等を訪問し、対象児が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行います。</p> <p>○訓練事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*理学療法・運動発達に支援を要する子どもに対し、理学療法士による相談・訓練を行います。</li> <li>*言語療法・ことばの発達に支援を要する子どもに対し、言語聴覚士による相談・訓練を行います。</li> <li>*作業療法・日常生活動作や手先の不器用さのある子どもに対し、作業療法士による相談・訓練を行います。</li> </ul> <p>○職員研修</p> <p>発達障がいに対する知識と理解を深めるために、発達支援児の療育に携わる職員を対象に研修会を開催しています。</p> <p>○発達支援保育事業</p> <p>発達支援保育を希望する児童の通う教育保育施設を巡回相談専門員やセンター職員(各専門職)が訪問し、相談・支援をします。また、発達支援保育合同学習会などを開催し、発達支援保育に携わる保育者の知識の向上につなげます。</p> <p>(令和元年度実績)</p> <p>巡回相談: 延べ人数 556 人 延べ訪問園数 349 園 訪問日数 248 日 発達支援保育合同学習会: 発達支援保育担当保育士研修(5 日) 発達支援保育に関する学習会(3 回)</p> <p>○児童施設訪問支援(事業開始 平成 25 年 4 月)</p> <p>児童施設での気になる子に対する支援の充実のために、施設長の依頼を受けて施設を訪問し、スタッフに対し必要な専門的支援を行います。</p> <p>(令和元年度実績) 訪問支援数: 149 施設 338 人</p>

令和元年度 主な事業実績

(件数：理学は延べ人数)

事業	相談事業			言語相談・訓練	理学訓練
	相談受付	発達相談・検査	こころの医療相談		
男	289	292	123	219	160
女	104	90	33	81	141
計	393	382	156	300	301

(人数)

事業	障害児通所支援事業	
	児童発達支援事業	保育所等訪問支援事業
	延べ人数	延べ人数
男	1,565	4
女	556	2
計	2,121	6

相談件数の推移 (相談の種類別人数) ※言語・理学は延べ人数

年度別	相談	発達検査	こころの医療相談	言語相談・訓練	理学相談訓練
平成27年度	258	304	107	987	662
平成28年度	268	215	100	998	586
平成29年度	315	288	146	956	616
平成30年度	331	351	152	773	526
令和元年度	393	382	156	665	371

相談件数の推移 (年齢別人数)

年度別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	計
平成27年度	2	15	64	69	54	38	16	258
平成28年度	6	11	67	61	58	55	10	268
平成29年度	8	16	87	64	73	48	19	315
平成30年度	5	16	78	82	75	58	17	331
令和元年度	5	21	84	91	86	76	30	393

相談件数の推移 (相談の内容別人数)

年度別	発達の遅れ	ことばの遅れ	運動発達の遅れ	行動上の問題	発音・吃音	コミュニケーション	その他	計
平成27年度	43	73	3	74	44	16	5	258
平成28年度	42	83	12	86	35	8	2	268
平成29年度	55	78	20	103	42	15	2	315
平成30年度	34	92	11	128	47	14	5	331
令和元年度	25	134	11	112	55	50	6	393

令和元年度 児童発達支援事業（年齢別）（令和2年3月30日時点人数）

性別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	総数
男	1	1	0	14	4	1	0	21
女	0	1	5	2	2	2	0	11
総数	1	2	5	16	6	3	0	32

令和元年度 児童発達支援事業（障がい別状況）（令和2年3月30日時点人数）

障がいの分類	身体	知的	発達	言語	聴覚	視覚	その他	合計
男	1	2	12	2	0	0	4	21
女	1	3	4	0	0	0	3	11
合計	2	5	16	2	0	0	7	32

### 8) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいがある児童を養育している者に、特別児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉向上を図ることを目的としています。

この手当の支給対象となる障がい児とは、20歳未満で法に定める程度の障がいの状態にあるものをいいます。

手当は、支給の対象となる障がい児を監護する父若しくは母、又は父母にかわって児童を養育しているものに支給され、所得による支給の制限があります。

障がいの程度が1級の場合一人につき52,500円、2級の場合には児童一人につき34,970円支給されます。（金額については令和2年4月～）

特別児童扶養手当受給世帯数（単位：世帯）

区分年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数	1,176	1,243	1,301	1,386	1,478

注 各年度とも12月31日現在。

### 9) 子育て家庭への支援

#### ① 利用者支援事業（平成30年7月より実施）

子育て世代包括支援センター「ら・ら・らステーション」

一人一人の子どもが健やかに成長することができるよう地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保険その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

#### ○実施事業施設

子育て世代包括支援センター「ら・ら・らステーション」		
	利用者支援事業（母子保健型）	利用者支援事業（基本型）
実施場所	那覇市保健所2階 地域保健課	那覇市役所3階 こどもみらい課
所在地	那覇市与儀1-3-21 地域保健課2番窓口	那覇市泉崎1-1-1 3階48番窓口
時間	月～金 祝祭日除く 8時30分～17時15分	月～金 祝祭日除く 8時30分～17時15分
対象者	妊娠期から産前、産後	就学前の児童の子育て世代
対応	電話、窓口、訪問	電話、窓口、LINE
対応する職員	母子保健コーディネーター（保健師）	利用者支援専門員（保育士）



○利用実績 こどもみらい課 子育て世代包括支援センター（基本型）らららステーション

	相談件数	相談延べ人数
平成30年度	629件	641人
令和元年度	739件 (内LINE相談150件)	741人 (内LINE相談137人)
令和2年度 4月～9月	433件 (内LINE相談121件)	419人 (内LINE相談113人)

②那覇市ファミリー・サポート・センター事業（平成16年より実施）

地域において育児の援助を行いたい者、援助を受けたい者が会員制相互援助活動を行うことにより、勤労者等が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりに資するとともに、地域の子育て支援を行い、もって勤労者等の福祉の増進及び児童の福祉の向上を目的とする。平成24年度から、病児・緊急対応強化事業を開始し、病気の回復期等で集団になじまないこどものあずかりなど、子育てにおける臨時的・緊急的・突発的なニーズに対応している。那覇市総合福祉センター内に事務局を設置し、那覇市社会福祉協議会が事業運営しています。

○事業実施施設

所在地	那覇市金城3-5-4（事務局：那覇市社会福祉協議会）
開設営年月日	平成16年1月4日
連絡先	098-857-8991 FAX098-859-8388
開所時間	月～金曜日 9時00分～18時00分
上記時間外連絡先	携帯：080-1791-6272

○利用料金

①月～土曜日（祝日を除く）7時00分～19時00分	1人当たり1時間につき600円
②月～土曜日（祝日を除く）①の時間以外	1人当たり1時間につき700円
③日曜日・祝日・慰霊の日・年末年始 7：00～21：00	1人当たり1時間につき700円
病児緊急対応強化事業	
①月～土曜日（祝日を除く）7時00分～19時00分	1人当たり1時間につき700円
②月～土曜日（祝日を除く）①の時間以外	1人当たり1時間につき800円
③日曜日・祝日・慰霊の日・年末年始 7：00～21：00	1人当たり1時間につき800円
宿泊 21：00～7：00	1人当たり1時間につき500円

○利用実績

平成30年度 (平成31年3月31日)	活動件数7,878件	会員数2,858人 (依頼会員2,498人 協力会員294人 両方会員66人)
令和元年度 (令和2年3月31日)	活動件数6,998件	会員数2,939人 (依頼会員2,616人 協力会員276人 両方会員47人)

③乳幼児健康支援一時預かり事業（平成8年より実施）

保育所等に通所中の乳幼児及び児童等が病気又は病気の回復期にあるため集団保育等が困難で、保護者の勤務などの都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等、家庭での育児ができない場合、病院等に付設された専用スペースで看護師・保育士が一時的にその乳幼児、児童を預かる事業です。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的としています。

・利用期間

原則として7日まで、但し必要に応じて7日を越えて一時預かりを行うことができます。

○ 実施施設

- ・安謝小児クリニックこどもディケアセンター（事業開始：平成8年4月1日）
- ・こくらクリニック小児健康支援センター（事業開始：平成11年8月2日）
- ・母子生活支援センターさくら（事業開始：平成15年8月1日）

④短期入所生活援助事業(母子生活支援センターさくら、事業開始：平成15年8月27日)

児童を養育している家庭の保護者が疾病、事故、出産、冠婚葬祭、親族の疾病等による看護・介護等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、施設において一時的に養育することにより、これらの児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

対象年齢：2歳～12歳、緊急一時的に保護を必要とする母子

利用期間：原則として7日まで

令和元年度利用実績：延べ人数 144人 延べ日数 704日

⑤こども医療費助成事業

本事業は、こどもの医療費の一部を助成することにより、その保健の向上を図り、もってこどもの健やかな育成に寄与することを目的とし、1993年4月1日(平成5年度)からスタートしています。

<p>1 経緯</p>	<p>本事業は、平成5年度に本市単独の事業として1歳未満児の医療費に係る自己負担額の2分の1(ただし、附加給付金・高額療養費があれば控除後の2分の1)を助成し実施したのであるが、翌6年度からは県において市町村助成額の2分の1を負担するとされたため、市としても医療費自己負担額の全額を助成した。</p> <p>平成11年10月1日の診療分から対象範囲を、1歳未満児から3歳未満児に拡大。平成14年10月に保険制度の改革で3歳未満児の自己負担が3割から2割に引き下げられたため、平成15年1月診療分から市単独で3歳・4歳児の入院・食事療養費分の医療費助成拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年10月診療分より3歳・4歳児の入院分が県の補助対象になったことに伴い、平成16年1月診療分より5歳児の入院分・食事療養費分を市単独で助成拡大。</li> <li>・平成19年12月1日より、県補助対象年齢拡大に伴い、入院・外来の医療費助成を4歳に達する日の属する月の末日まで、入院の医療費助成を小学校就学前まで拡大。</li> </ul> <p>同時に県の補助基準に沿い、保護者の所得に応じた助成制限を導入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年4月診療分より、入院医療費の助成対象を市単独で中学校卒業まで拡大、それに伴い名称を「乳幼児医療費助成」から、「こども医療費助成」へ変更。</li> <li>・平成24年10月診療分より、県の補助基準に沿い、保護者の所得による助成制限を廃止。</li> <li>・平成25年4月診療分より、3歳児の外来医療費一部負担金の算定方法変更（総合病院の診療ごとの一部負担金を廃止し、医科と歯科別のみの計算へ）</li> <li>・平成26年1月診療分より、助成申請方法に新方式（自動償還方式）を導入。</li> <li>・平成27年10月診療分より、通院の医療費助成を就学前までに拡大。</li> <li>・平成28年10月診療分より、医療費の支払いが困難な場合に利用することができる「こども医療費貸付制度」を開始。</li> <li>・平成30年10月診療分より、就学前児童において現物給付方式（窓口無料化）を導入し、3歳以上の就学前児童の外来受診について、1月1医療機関につき1,000円の自己負担を廃止。</li> </ul>
-------------	---

2 対象者	医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者であり、かつ本市に住所を有するこどもの保護者(生活保護法・母子及び父子家庭等医療費助成(学齢に達した者)・那覇市重度心身障がい者医療費助成等による給付対象となるこどもは除く)。
3 助成の範囲	通院：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療費の自己負担分 入院：中学校3年生までの医療費の自己負担分 (入院時食事療養費及び高額療養費や附加給付金等他から給付される額を除き助成します。)
4 請求期間	診療月の翌月1日から2年以内 ※平成30年9月診療分までは診療月の翌月から1年以内
5 助成の方法	現物給付、自動償還、償還払い

#### 年度別こども医療費助成状況

年 度	資格認定件数(件)	助成児童数(延べ)	助成(支給)額(円)
平成26年度	4,666	96,131人	448,116,492
平成27年度	5,324	100,733人	420,937,337
平成28年度	4,916	131,437人	479,783,270
平成29年度	4,624	130,352人	481,924,429
平成30年度	4,563	133,955人	498,899,688
令和元年度	5,689	143,153人	593,716,855

#### ⑥児童手当制度

##### 1. 児童手当の目的

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的としています。沖縄県では、本土復帰した昭和47年5月15日から施行されました。

##### 2. 児童手当のしくみ

###### ○支給対象となる児童

日本国内に住所を有する中学校修了前の児童

※児童は、国内であれば市外に住んでいてもかまわない。

※教育を受けることを目的として海外に居住している児童については、厚生労働省令で定める一定の要件を満たす場合にのみ支給が受けられる。

###### ○支給対象者

###### ① 父母等

中学校修了前の児童(施設入所等児童を除く。以下②及び③において同じ。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するもの

###### ② 父母指定者

日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している中学校修了前の児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者のうち、当該中学校修了前の児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの。

- ③ 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない中学校修了前の児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの
- ④ 里親及び児童が入所する児童福祉施設等の設置者

○所得制限

支給対象者の前年の所得(1月から5月までの児童手当については前々年の所得)が、所得限度額未満の場合は児童手当が、所得限度額以上の場合は特例給付が支給される。

扶養親族等の数 (人)	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960
4	774	1002.1
5	812	1042.1

※収入額の目安は、給与収入のみで計算。

※以後扶養親族等が1名増えるごとに38万円(老人であるときは44万円)を加算した額となる。

※所得の計算方法は、児童手当法施行令第3条で定められた方法による。

○児童手当及び特例給付の額

	(支給対象年齢)	(支給月額)
児童手当	0歳～3歳未満	15,000円 (一律)
	3歳～小学校修了前	10,000円 (第1子・第2子)
		15,000円 (第3子以降)
	中学生	10,000円 (一律)
特例給付		5,000円 (一律)

○手当の支給

児童は、届出をした日の属する月の翌月分から支給され、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。手当の支給は、6月に2月分から5月分、10月に6月分から9月分、2月に10月分から1月分が支給される。

○令和元年度支給実績

手当区分	支給対象児童延べ人数 (人)				支給額 (千円)
	3歳未満	3歳以上小学校修了前		中学生	
		第1・2子	第3子以降		
児童手当	85,007	234,106	63,101	95,085	5,513,530
特例給付	4,092	16,200	4,289	8,386	164,835
計	89,099	250,306	67,390	103,471	5,678,365

## 10) 児童厚生施設

### ① 児童館、くもじ・にじいろ館（緑ヶ丘公園内集会所）

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設です。

また、くもじ・にじいろ館は久茂地児童館の機能移転として緑ヶ丘公園内に設置された施設です。児童館機能に加え、地域支援機能、公園管理機能を併せ持った施設です。

《利用案内》

開館時間 午前10時～午後6時

休館日 慰霊の日・国民の祝日（子どもの日を除く）・年末年始（12月29日～1月3日）  
・第3日曜日

対象者 市内に在住する児童（0才から18才未満）ただし、小学生未満は保護者同伴

利用手続 直接児童館で利用者登録を行い、利用できます。（登録受付は随時おこなっています）

### 建物の概要

区分 児童館名	電話	所在地	敷地面積 (㎡)	建物構造	建物面積 (㎡)	開館年月
久場川 児童館	886-5674	那覇市首里久場川町 2丁目18番地	—	鉄筋コンクリート造り 2階建て	324.54	昭和53年5月
若狭 児童館	867-7266	那覇市若狭 3丁目18番1号	—	鉄筋コンクリート造	348.76	昭和54年4月
壺屋 児童館	863-8682	那覇市壺屋 1丁目5番13号	433.61	鉄筋コンクリート造 4階建て	756.76	昭和58年5月
小禄 児童館	857-5377	那覇市字小禄 5丁目4番地2	—	鉄筋コンクリート造 2階建て	457.42	昭和59年5月
識名 児童館	854-9656	那覇市識名 2丁目5番5号	2,100.0	鉄筋コンクリート造	498.94	昭和60年1月
国場 児童館	855-2696	那覇市字国場 353番地	871.0	鉄筋コンクリート造	402.58	昭和61年5月
大名 児童館	917-4069	那覇市首里大名町 2丁目75番地	1,110.0	鉄筋コンクリート木造 瓦葺き2階建て	559.86	平成4年7月
金城 児童館	859-0099	那覇市金城 3丁目5番地4	那覇市総合福祉センター内		322.5	平成7年4月
安謝 児童館	862-4341	那覇市安謝 2丁目15番1号	安謝福祉複合施設 ふれあいプラザ内		400.62	平成10年4月
古波蔵 児童館	831-6786	那覇市字国場 1169番地4	—	鉄筋コンクリート造 4階建1階部分	263.68	平成15年4月
くもじ・ にじいろ館	862-1889	那覇市牧志 1丁目6番55号 緑ヶ丘公園内	575.90	鉄筋コンクリート造	299.51	平成30年7月

令和元年度児童館利用者数(人)

	久場川児童館	若狭児童館	くもじ・にじいろ館	壺屋児童館	小祿児童館	識名児童館	国場児童館	大名児童館	金城児童館	安謝児童館	古波蔵児童館	合計
合計	35,879	24,179	13,388	14,998	25,663	26,221	21,352	18,215	38,930	38,331	14,062	271,218

② 児童遊園

本市では、国際児童年の記念事業として昭和55年5月に那覇市石嶺記念児童遊園を開園し、その後、昭和56年3月に植栽等の修景整備をおこないました。同施設は児童の健全育成を目的とした児童のための遊び場です。

《施設概要》

○那覇市石嶺記念児童遊園

所在地 那覇市首里石嶺町4丁目392番地

施設規模 2,400㎡

設備内容 広場、水飲場、便所、掲示板、遊具（鉄棒、太鼓はしご、滑り台）

開園年月日 昭和55年5月31日

1 1) 放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、児童厚生施設や学校等の施設を利用して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的に「放課後児童クラブ」が設置されています。令和2年4月1日現在、那覇市内には98の放課後児童クラブがあります。

・那覇市内の放課後児童クラブ一覧表

	児童クラブ名	電 話	所 在 地
1	小 祿 児 童 ク ラ ブ	857-1718	字田原301-3 レジデンスAKAMINE 1-A
2	高 良 児 童 ク ラ ブ	858-2460	高良2-12-1 高良小学校内
3	なかいま児童クラブ	854-5289	字仲井真173 仲井真小学校敷地内
4	城 西 児 童 ク ラ ブ	886-6006	首里真和志町1-5 城西小学校内
5	城 南 児 童 ク ラ ブ	884-6159	首里崎山町4-35-2 城南小学校内
6	群 星 児 童 ク ラ ブ	857-2010	小祿5-4-2 小祿児童館2階
7	城 北 児 童 ク ラ ブ	887-3996	首里久場川町2-18 久場川児童館隣接
8	石 嶺 児 童 ク ラ ブ	886-9606	首里石嶺町4-360-8 石嶺こども園 2階
9	末 吉 児 童 ク ラ ブ	080-6482-9016	古島2-29-4 嘉手納アパート 101号室
10	城 岳 児 童 ク ラ ブ	854-6333	楚辺2-1-1 城岳小学校内 2F
11	古 蔵 児 童 ク ラ ブ	833-0868	古波蔵 1-33-3
12	上 間 児 童 ク ラ ブ	855-1785	長田2-11-60 上間小学校内
13	真 和 志 児 童 ク ラ ブ	854-6414	寄宮3-1-1 真和志小学校内
14	安 謝 児 童 ク ラ ブ	866-3124	安謝2-15-1 ふれあいプラザ内2F
15	はぐくみ児童クラブ	858-2255	字小祿1066 宇栄原こども園2階
16	大 名 児 童 ク ラ ブ	884-8733	首里大名町1-49 大名小学校内

17	神原児童クラブ	836-6910	樋川2-7-1 神原小学校内
18	曙児童クラブ	867-4182	曙2-18-1 曙小学校内
19	松川児童クラブ ひばり校	090-1948-0467	松川1-7-1 松川小学校内
20	金城児童クラブ	858-2611	金城3-5-4 那覇市総合福祉センター1F
21	垣花児童クラブ	851-7230	山下町17-1 垣花小学校内
22	あすなろ児童クラブ	854-1725	識名1279-1 大三アパート103
23	城東児童クラブ	884-2419	首里石嶺町2-198-10
24	大道児童クラブ	884-8546	大道146-1 大道小学校内 1F
25	若狭児童クラブ	864-1479	若狭2-16-1 若狭小学校 C棟1階
26	たばる児童クラブ	857-1714	田原3-12-4
27	識名児童クラブ	834-0973	識名1-15-2
28	泊児童クラブ	864-2899	泊2-23-10 泊小学校内
29	与儀児童クラブ	836-2269	与儀1-1- 3 与儀小学校内
30	小祿南児童クラブ	858-3637	字小祿583 ファミリーマンションA4
31	はなぞの児童クラブ	859-1544	具志1-19-16
32	わかめ児童クラブ	917-5021	首里石嶺町3-325
33	こざくら児童クラブ	885-4554	首里大中町1-5-9 こざくら保育園2階
34	開南児童クラブ	861-7040	泉崎1-1-6 開南小学校内1F
35	壺屋児童クラブ	868-6760	牧志3-14-12 壺屋小学校内
36	めかる児童クラブ	866-1356	銘苅3-16-32
37	なほ小児童クラブ	070-5417-4150	前島1-7-1 那覇小学校内
38	にこにこ児童クラブ	080-1765-5627	真嘉比1-17-2 真嘉比小学校内
39	めかるっ子児童クラブ	090-6860-8348	銘苅3-3-1 てんとう虫公園新都心自治会内
40	ひまわり児童クラブ	090-1179-3433	安謝2-15-1 安謝児童館内 2F
41	第2城東児童クラブ	887-0721	首里石嶺町2-198-1
42	泊キッズ児童クラブ	863-6706	泊1-19-16
43	みやび児童クラブ	988-4993	安謝1-8-23 3階
44	汀良児童クラブ	911-3937	首里汀良町3-111-1 汀良市営住宅1棟107号
45	さくら児童クラブ	080-6482-7618	古波蔵1-30-1
46	あめく児童クラブ	080-6494-8119	天久1-4-1 天久小学校内
47	あめくホップ児童クラブ	090-6857-8783	天久2-1-6 201号室
48	あめくステップ児童クラブ	080-6491-5768	天久2-8-23
49	あめくジャンプ児童クラブ	080-6499-3197	天久2-1-6 1階
50	長田児童クラブ	854-8741	長田2-17-18 スカイピアM2F
51	ながやま児童クラブ	861-3347	泊1-14-18
52	かいせい児童クラブ	882-3791	首里石嶺町4-390
53	オレンジ児童クラブ	859-2391	田原1-8-3
54	緑児童クラブ	858-4981	字小祿580メゾンU 2階
55	うーまー児童クラブ	831-6560	古波蔵3-7-25邁進ビル3階
56	泊スマイル児童クラブ	943-3003	泊2-7-11 マエシロアパート 1階

57	首里児童クラブ	927-4715	首里石嶺町1-94-7
58	第2たばる児童クラブ	987-1580	赤嶺1-9-19 1階
59	第二汀良児童クラブ	911-3937	首里石嶺町2-74-1城東小学校内
60	第2小禄児童クラブ	070-5271-1718	字田原301-3 レジデンスAKAMINE1-B
61	なないろ児童クラブ	882-1100	真嘉比1-1-10
62	ともだちや児童クラブ	988-4004	首里山川町1-51 川上ビル4階
63	さくら岡児童クラブ	851-3361	小禄1474-7
64	天妃のびのび児童クラブ	070-5415-6374	西1-10-13
65	やるき・げんき児童クラブ	070-5275-1015	長田2-9-34
66	すずのね児童クラブ	070-5817-3322	宇栄原2-8-7
67	高良たんぽぽ児童クラブ	857-1878	高良2-4-21
68	なはっ子児童クラブ	080-6484-9238	前島1-19-7 1階
69	らいおんキッズクラブ	996-1057	金城5-16-11
70	風のうた児童クラブ	080-6485-1486	宇安謝48
71	めかる第3児童クラブ	090-6860-7866	銘苅3-2-20 102号
72	あめく第5児童クラブ	080-6499-3194	天久2-9-9 3階
73	童夢児童クラブ	833-3415	繁多川2-14-7 繁多川ハイツ302号
74	城児童クラブ	080-8352-9494	与儀319 常アパート201
75	沖縄YMCA児童クラブ	832-6817	壺屋2-17-3
76	サニーハート児童クラブ	080-9141-1525	金城2-17-7クラウディア101号
77	さくらっ子児童クラブ	080-9850-4182	安謝207番地
78	あやめ学童	080-3701-1693	小禄4-11-14
79	いしみね子ども児童クラブ	887-6531	首里石嶺町3-219-1
80	第二はぐくみ児童クラブ	090-9788-0808	小禄1598-5 アルコハイツ202
81	松川児童クラブ エンゼル校	855-7078	松川3-2-1 松川共同住宅2001~2004
82	報徳児童クラブ	090-9789-4062	首里石嶺町1-53-2
83	いどばた学童クラブ	090-6857-9590	繁多川5-5-1 波平アパート1階
84	じどうくらぶKANASA	987-1616	首里石嶺町2-143-5 平敷氏店舗1階
85	わかば児童クラブ	987-4883	長田1-13-64 コーポ本部101・102号室
86	児童クラブ merry attic laputa	080-7539-8865	宇栄原1-1-40当間店舗1階
87	ハゲーラキッズクラブ	090-2392-4753	宇栄原1-23-14
88	ゆうゆう児童クラブ	090-3794-6058	前島1-2-19 1階
89	第2なはっ子児童クラブ	080-6498-1778	前島1-12-1
90	ともだちや児童クラブ きつね	987-6502	首里金城町1-51
91	学童保育カイカ堂 宇栄原校	851-3754	宇栄原1017-1F(平良アパート)
92	やるき・げんき児童クラブ2	070-5275-1015	長田1-16-3
93	末吉第2児童クラブ	080-6482-9014	古島2-29-5 まるみつ末吉ビル2-C



94	ちのしお学童クラブ	070-4401-0282	仲井真 400-5 201号
95	天妃のびのび児童クラブ 若狭教室	080-6498-7125	松山 2-23-17 サンハイツ松山 203
96	ともだちや児童クラブ ふくろう	090-5928-0192	首里山川町 2-1
97	ていーだ児童クラブ	080-7590-5893	那覇市銘苅 3-23-16 あ〜とび〜る 302
98	第三はぐくみ児童クラブ	090-9788-0808	字小祿 1432-14 コーポラス泉ヶ丘 201号室
	計98カ所		

### ・那覇市内の放課後児童クラブの受入児童数の推移

	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
クラブ数	79	81	86	91	98
受入児童数	3,900名	4,277名	4,603名	4,769名	4,895名
小学生児童数	19,934名	19,870名	19,778名	19,641名	19,641名
利用率	19%	21%	23.3%	24.3%	24.9%

## 2. 母子福祉（子育て応援課）

母子及び父子並びに寡婦福祉法において「全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする」とその理念がうたわれています。

児童の教育と家庭生活の安定向上を図るため、経済的、社会的にも責任と努力が求められているひとり親家庭の親等に対し、各種の相談や福祉資金の貸付を行うとともに、就労支援により、ひとり親家庭等の自立支援に努めています。

### 1) 児童扶養手当

児童の福祉の増進を図ることを目的した児童扶養手当の支給は、これまで父親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の母又はその養育者が対象でしたが、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から、児童を監護し、生計を同じくする父子家庭の父も対象となりました。沖縄県においては、昭和43年8月27日に制定され、昭和44年1月1日から施行されました。

#### ○ 児童扶養手当の支給要件

児童扶養手当法における支給対象児童は、次に掲げるいずれかに該当する児童です。（児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。又は、20歳未満で一定の障がいの状態にある者をいう。）

- (イ) 父母が婚姻を解消した児童
- (ロ) 父又は母が死亡した児童
- (ハ) 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (フ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令をうけている児童

次のような場合は、手当を受けることができません。

児童が

- ①日本国内に住所を有しないとき。

②児童福祉施設への入所又は里親に委託されているとき。

③父又は母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されているとき(父又は母の障がいを除く。)

### 父、母又は養育者が

①日本国内に住所を有しないとき。

②父又は母が事実上の婚姻関係にあるとき(父又は母が一定の障害がある場合を除く)

支給額(令和2年4月～)

(所得による制限があります。)

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人のとき	月額43,160円	月額43,150円～10,180円
児童2人のとき	上記に10,190円加算	上記に10,180円～5,100円加算
児童3人以上のとき	上記に1人につき6,110円加算	上記に1人につき6,100円～3,060円加算

児童扶養手当受給世帯及び児童数

(単位:人)

区分年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数	5,204	5,120	5,022	4,706	4,540
児童数	8,315	8,251	8,137	7,568	7,631

注:各年度とも3月31日現在。

## 2) 母子生活支援施設(平成15年8月1日 開所)

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のため生活を支援することを目的とする施設です。(児童福祉法第38条)

施設名	那覇市母子生活支援センターさくら
所在地	那覇首里鳥堀町4丁目99番地
敷地面積	1,797 m <sup>2</sup>
建築面積	783.6 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造り3階建て
入所世帯数	20世帯

## 3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

配偶者のいない女子で現に児童を扶養している母子世帯や、配偶者のいない男子で現に児童を扶養している父子世帯、また児童が20歳をこえ母子福祉の対象とならなくなった寡婦世帯に対し資金の貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童や児童に準ずる者(20歳以上の大学生等)に対して福祉を増進するための制度です。

- 母子福祉資金貸付対象者・・・
- 1 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者
  - 2 配偶者のない女子に現に扶養されている児童(要法定代理人同意)
  - 3 母子福祉団体
  - 4 父母のない児童(要法定代理人同意)

- 父子福祉資金貸付対象者・・・
- 1 配偶者のない男子で現に児童を扶養している者
  - 2 配偶者のない男子に現に扶養されている児童(要法定代理人同意)
  - 3 父子福祉団体
  - 4 父母のない児童(要法定代理人同意)

- 寡婦福祉資金貸付対象者・・・
- 1 寡婦

- 2 寡婦に扶養されている20歳以上である子
- 3 母子福祉団体

令和元年度貸付金新規申込状況及び貸付状況

区分 資金種別	母子福祉資金					父子福祉資金					寡婦福祉資金				
	新規 申込 状況	貸付状況			貸付 不承認 件数	新規 申込 状況	貸付状況			貸付 不承認 件数	新規 申込 状況	貸付状況			貸付 不承認 件数
		新規 分	継 続 分	合 計			新規 分	継 続 分	合 計			新規 分	継 続 分	合 計	
件 数 A	件 数 B	件 数	件 数	C A-B	件 数 D	件 数 E	件 数	件 数	F D-E	件 数 G	件 数 H	件 数	件 数	I H-G	
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	16	16	50	66	0	4	4	1	5	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	2	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	15	15	0	15	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	37	37	54	91	0	7	7	1	8	0	0	0	0	0	0

母子父子寡婦福祉資金貸付の概要

令和2年4月1日適用

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間	利率	違約金
事業開始資金	事業を開始するのに必要な経費	個人 2,930,000 円 団体 4,410,000 円 複数の母子家庭が共同して起業する場合の限度額は団体に準拠)		貸付の日から 1 年間	据置期間経過後 7 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)	延滞元利金額につき年三%
事業継続資金	事業を継続するのに必要な経費	個人 1,470,000 円 団体 1,470,000 円		貸付の日から 6 ヶ月	据置期間経過後 7 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)	
修学資金	高校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に修学するのに必要な経費	学校別等の詳細については、別表「修学資金貸付限度額(月額)一覧表①」参照。一定以上の所得がある場合は、別表「修学資金貸付限度額(月額)一覧表②」参照。	就学期間中	当該修学を終了後 6 ヶ月	据置期間経過後 20 年以内 専修学校 (一般) 5 年以内	無利子	
技能習得資金	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	一般月額 68,000 円 特別一括 816,000 円(12 月相当) 運転免許 460,000 円	知識技能を習得する期間中 5 年を越えない範囲	知識技能習得後 1 年	据置期間経過後 20 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)	
修業資金	扶養している子が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	月額 68,000 円 運転免許 460,000 円 (注)就業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達した日以降の最初の日 3 月 31 日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中 5 年を越えない範囲	知識技能習得後 1 年	据置期間経過後 20 年以内	無利子	
就職支度資金	就職に際し必要な経費及び通勤用自動車等を購入する資金	1 回につき 100,000 円 特別分 330,000 円		貸付の日から 1 年間	据置期間経過後 6 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)	

医療介護資金	医療又は介護を受けるために必要な資金	医療 340,000 円 (特別分 480,000 円) 介護 500,000 円:		医療又は介護を受ける期間後 6 ヶ月	据置期間経過後 5 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)
生活資金	知識技能を習得している期間、医療若しくは介護を受けている期間、母子家庭等になって間もない世帯の生活が安定するまでの期間 (7 年未満) 又は失業期間 (1 年未満) の生活を維持するために必要な資金	一般月額 105,000 円 技能月額 141,000 円 生活安定期間の貸付は、配偶者のないものとなった事由の生じたときから 7 年を経過するまでの期間中、月額 105,000 円、合計 2,520,000 円を限度とする。また生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000 円を限度として貸付けることができる。	知識技能を習得する期間中 5 年以内  医療又は介護を受けている期間中 1 年以内  離職日の翌日から 1 年以内	知識技能習得期間・医療又は介護期間・失業貸付期間及び生活安定貸付期間の満了後 6 カ月	据置期間経過後 技能習得 20 年以内 医療又は介護 5 年以内 生活安定貸付 8 年以内 失業 5 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	一般 1,500,000 円 特別分 2,000,000 円		貸付の日から 6 ヶ月	据置期間経過後 6 年以内 (特別 7 年以内)	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)
転宅資金	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000 円		貸付の日から 6 ヶ月	据置期間経過後 3 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	別表「就学支度資金貸付限度額一覧表」参照。		6 ヶ月	据置期間経過後 20 年以内 (専修学校一般課程・修業施設：据置期間経過後 5 年以内)	無利子
結婚資金	扶養している子 (孫、曾孫等を含む) の結婚に際し必要な経費	結婚する子 1 人につき 300,000 円		貸付の日から 6 ヶ月	据置期間経過後 5 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)

(注 1) 連帯保証人：貸付金の種類によっては、借受人と連携して債務を負担する連帯保証人を立てることによって無利子で貸付を受けることができるが、連帯保証人を立てず有利子を選択することも可能(ただ

し、連帯保証人同等の償還能力があると判断された場合に限る。)

(注 2) 違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかった時は、その翌日から納入した当日までの日数を計算して請求します。平成 27 年 3 月 31 日までの滞納分は元利金につき年 10.75%、平成 27 年 4 月 1 日以降滞納分は元利金につき年 5%。令和 2 年 4 月 1 日以降滞納分は元利金につき年 3%。

修学資金貸付限度額(月額)一覧表①

(単位：円)

学校等種別/学年			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門 学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	78,000	78,000			
	私立	自宅通学のとき	89,000	89,000			
		自宅外通学のとき	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	96,500	96,500			
	私立	自宅通学のとき	93,500	93,500			
		自宅外通学のとき	131,000	131,000			
大 学	国公立	自宅通学のとき	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学のとき	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			49,500	49,500			

修学資金貸付限度額(月額)一覧表②

(単位：円)

学校等種別/学年			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門 学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	77,500	77,500			
	私立	自宅通学のとき	84,500	84,500			
		自宅外通学のとき	108,500	108,500			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	86,500	86,500			
	私立	自宅通学のとき	86,500	86,500			

		自宅外通学のとき	110,500	110,500			
大 学	国公立	自宅通学のとき	69,500	69,500	69,500	69,500	
		自宅外通学のとき	92,500	92,500	92,500	92,500	
	私立	自宅通学のとき	95,000	95,000	95,000	95,000	
		自宅外通学のとき	121,000	121,000	121,000	121,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			49,500	49,500			

就学支度資金貸付限度額一覧表

(単位：円)

学校等種別			限度額
小学校			64,300
中学校			81,000
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	150,000
		自宅外通学	160,000
	私立	自宅通学	410,000
		自宅外通学	420,000
専修学校(一般過程)		自宅通学	150,000
		自宅外通学	160,000
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	410,000
		自宅外通学	420,000
	私立	自宅通学	580,000
		自宅外通学	590,000
大学院		国公立	380,000
		私立	590,000
修業施設等(高卒者)		自宅通学	272,000
		自宅外通学	282,000

#### 4) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等日常生活支援事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦(以下「ひとり親家庭等」という。)が一時的に生活援助、子育て支援が必要な場合、若しくは生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣し、その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする事業です。

○事業の委託先	公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会
○対象家庭	(1)ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育のサービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭とする。 (2)未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合(所定内労働時間の就業を除く。)に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭

○実施場所	①生活援助 被生活援助者(ひとり親家庭等)の居宅 ②子育て支援 ア) 被生活援助者(ひとり親家庭等)の居宅、イ) 家庭生活支援員の居宅、ウ) 講習会等職業訓練を受講している場所、エ) 児童館、母子生活支援施設等母子家庭等の利用しやすい適切な場所
○費用の負担	下記の日常生活支援事業費用負担基準により派遣等に要した費用を負担
○支援の内容	(1) 乳幼児の保育(2) 食事の世話(3) 住居の掃除(4) 身の回りの世話(5) 生活必需品等の買物(6) 医療機関等への連絡(7) その他必要な用務
○申請手続き	(1) ひとり親家庭等日常生活支援申請書を那覇市子育て応援課へ提出。 (2) 派遣決定後申請人へ登録票が送られる。 (3) 登録された申請人は必要ときに、委託先へ家庭生活支援員派遣を要請する。 (4) 要請を受けた委託先は派遣を決定し、派遣する。
○実施上の留意点	①単位 1時間を1単位とする ②ひとり親家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間にも対応できるようにする。また、子育て支援については、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合には宿泊として取り扱うものとする。 ③日数は、当該ひとり親家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲で決定する。

#### 日常生活支援事業費用負担基準

利用世帯の区分 生計中心者の前年(1月から5月までの間)にあっては、前々年の所得	利用者の負担額 (1時間あたり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
前記以外の世帯	150円	300円

※子育て支援については

- ① 宿泊した場合の負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額とする。
- ② 児童数に応じた負担額とし、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。
- ③ 派遣回数とは原則として1世帯につき年間80時間を限度としている。

#### 5) 助産施設入所の制度

助産施設入所制度とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けられない妊産婦を入所させて助産を受けさせる制度です。

出産育児一時金の支給を受ける方については、その世帯の所得に応じて自己負担金が発生します。

#### 6) 母子及び父子家庭等医療費助成事業

母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための事業です。平成30年4月診療分から自動償還方式が導入されました。

(対象となる者)

本市の区域内に住所があり、医療保険に加入している者で、次のものが対象となります。

- 母子家庭の児童とその児童を監護する母
- 父子家庭の児童とその児童を監護する父
- 養育者が養育する父母のいない児童

※児童とは、18歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある者。



※父又は母の障がい等により、母子及び父子家庭に準ずると認められる家庭を含む。

(対象としない者)

- 生活保護を受けている者
- 児童福祉施設等に入所している者
- 里親等に委託されている者
- 重度心身障がい者医療費助成、こども医療費助成事業の対象となる者
- 公費負担医療の対象となる者及び交通事故等による第三者からの賠償として医療を受けられる者
- 申請者、その配偶者(障がいのある者)、同居の扶養義務者の所得が所得制限額(児童扶養手当に準ずる)を超えるときは対象になりません。

(受給資格認定申請の手続きに必要なもの)

- 戸籍謄本、所得証明書(児童扶養手当用)、健康保険証、預金通帳、印鑑、その他(詳しくは担当窓口へお問い合わせ下さい。)

※受給資格要件に該当した場合は、資格認定申請手続きの日から助成対象となります。(認定後は毎年、現況届が必要です。)

(助成の範囲及び助成金支給申請の方法)

- 各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が助成対象になります。

(他の法律で負担する分、各保険による附加給付分、高額療養費の分は除かれます)

一部負担金 通院の場合：1人1ヶ月1診療機関につき 1,000円

※受給者は病院等で受診の後、保険証とともに母子及び父子家庭等医療費受給資格者証を提示して自己負担額を支払ってください。後日、登録している口座に助成金を振り込みます。(自動償還方式)

※上記の自動償還方式が利用できない病院の場合、受給者は病院等で受診の後、自己負担額を支払って「領収書」の交付を受け、子育て応援課の担当窓口で助成金支給申請書にその「領収書」を添付して助成金の支給申請をします。(償還払い方式)

※助成金支給申請期間は診療を受けた月の翌月1日から2年以内です。

令和元年度母子及び父子家庭等医療費助成実績

助成対象世帯数 4,549世帯      助成件数 75,708件      助成額 135,508,408円

### 3. 障がい者(児)の福祉（障がい福祉課）

本市では、障害者総合支援法に基づく居宅介護や就労移行支援などの障害福祉サービス、自立支援医療、補装具の給付などのほか、市町村の実施する相談支援事業・地域活動支援センターなどの地域生活支援事業を実施しています。また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に係る業務、特別障害者手当等給付事業、重度心身障がい者医療費等助成事業などを実施し、障がいのある市民が、地域で、一人ひとりの状況に応じ、自立して生活ができるような支援を行っています。

#### ① 身体障がい者について【給付1G】

身体障害者福祉法（昭和24年制定）においては、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、もって身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的としています。本市における身体障害者手帳交付者数は令和2年3月31日現在、13,983人です。

#### ② 知的障がい者について【給付1G】

知的障害者福祉法（昭和35年制定）においては、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的としています。本市における療育手帳交付者数は令和2年3月31日現在、3,207人です。

#### ③ 精神障がい者について【給付1G】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年制定、平成7年法律名変更）においては、精神障がい者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としています。本市における精神障害者保健福祉手帳交付者数は令和2年3月31日現在、5,943人です。

#### ④ 発達障がい者について

平成16年12月「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいの定義及び国及び地方公共団体の責務、発達支援や就労支援等、様々な発達支援の施策がスタートし、平成28年度に法改正されました。また福祉サービスとしては、平成18年度施行の障害者自立支援法において、運用の中で福祉サービスを提供し、平成23年度の障害者基本法及び障害者自立支援法の改正において、正式に対象者と明記され、さらなる福祉の充実が図られているところです。

## 1) 自立支援給付

### ● 障害福祉サービス【支援審査G】

#### ① 訪問系サービス（居宅における生活支援のためのサービス）

##### (1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むのに支障のある障がいのある方（児）を対象とし、居宅において食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、掃除、洗濯などの家事援助などの日常生活の支援が受けられます。

##### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護を必要とする人を対象とし、居宅における身体介護や家事援助、外出時の移動支援までの総合的なサービスが受けられます。

##### (3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有し介護が必要な人を対象とし、外出時の移動に必要な情報提供、移動の支援が受けられます。

##### (4) 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護が必要な人を対象とし、行動するとき必要な介助や外出時の移動の支援が受けられます。

- (5) 短期入所（ショートステイ）  
居宅において介護者が一時的に介護できない場合などに、短期間施設等へ入所して、食事介助や入浴などの支援が受けられます。
- (6) 重度障害者等包括支援  
常時介護が必要な人の中でも介護の必要性の度合いがとても高いと認められた人を対象とし、居宅介護など複数の障害福祉サービスが包括的に受けられます。
- (7) 自立生活援助  
障害者支援施設やグループホーム、精神病院等から地域での一人暮らしに移行した方で、理解力や生活力に不安がある場合、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

## ② 日中活動系サービス（施設等で日中の活動を支援するためのサービス）

- (1) 療養介護  
医療が必要な障がいのある方で、常に介護が必要な人を対象とし、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話などが受けられます。
- (2) 生活介護  
常に介護を必要とする人を対象とし、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供をします。
- (3) 自立訓練  
自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練が受けられます。
- (4) 就労移行支援  
一般企業への就労を希望する人を対象とし、一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練が受けられます。
- (5) 就労継続支援（A型・B型）  
一般企業に雇用されることが困難な人を対象とし、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練が受けられます。
- (6) 就労定着支援  
就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）等を経て一般就労した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅への訪問等により連絡調整や指導助言を行います。

## ③ 居住系サービス（入所施設等で夜間や休日の生活を支援するためのサービス）

- (1) 施設入所支援  
施設に入所している人を対象とし、安定した日常生活が営めるよう、入浴や排せつ、食事の介護などの支援が受けられます。
- (2) 共同生活援助（グループホーム）  
日中に就労または就労継続支援などのサービスを利用している人を対象とし、少人数で共同生活を行う住居において、世話人により、住居における相談や日常生活上の援助等の支援が受けられます。

## ④ 地域相談支援

- (1) 地域移行支援  
障害者支援施設等に入所している又は精神病院に入院している人を対象とし、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援が受けられます。
- (2) 地域定着支援  
居宅において単身等で生活する障がいのある方を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談その他必要な支援が受けられます。

## ⑤ 計画相談支援

障がいのある方（児）の心身の状況、本人及び家族の意向等を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）等のケアマネジメントが受けられます。

平成24年より障害福祉サービスを利用する場合は、原則としてサービス等利用計画の作成が必要となります。

## ⑥ 障がい児通所支援

### (1) 児童発達支援

未就学児を対象とし日常生活に必要な動作の指導や集団生活への適応訓練、その他必要な支援が受けられます。

### (2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた児童を対象とし、発達支援及び治療が受けられます。

### (3) 放課後等デイサービス

就学児を対象として、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援が受けられます。

### (4) 保育所等訪問支援

保育所等での集団生活ができるように支援が受けられます。

### (5) 居宅訪問型児童発達支援

外出が困難な児童に対し居宅を訪問して日常生活における動作指導や知識技能の付与の支援を行います。

【障害福祉サービス利用者人数の推移】

種別	年度	平成30年度		令和元年度	
		延利用者数	月平均利用者数	延利用者数	月平均利用者数
居宅介護		8,810	734	9,015	751
重度訪問介護		1,086	91	1,084	90
行動援護		378	32	390	33
同行援護		1,790	149	1,899	158
短期入所		1,737	145	1,719	143
療養介護		1,120	93	1,150	96
生活介護		11,600	967	11,917	993
自立訓練（機能訓練）		126	11	66	6
自立訓練（生活訓練）		1,431	119	1,304	109
宿泊型自立訓練		227	19	201	17
就労移行支援		2,340	195	1,801	150
就労移行支援（養成施設）		0	0	0	0
就労継続支援（A型）		4,076	340	4,062	339
就労継続支援（B型）		13,291	1,108	14,633	1,219
就労定着支援		164	14	457	38
共同生活介護		0	0	0	0
共同生活援助		3,055	255	3,325	277
施設入所支援		5,943	495	5,860	488
地域移行支援		29	2	44	4
地域定着支援		0	0	0	0
合計		57,203	4,767	58,927	4,911

【計画相談支援利用者人数の推移】

種別	年度	平成30年度		令和元年度	
		延利用者数	月平均利用者数	延利用者数	月平均利用者数
計画相談支援		9,106	759	10,533	878

【障がい児通所支援利用者人数の推移】

種別	年度	平成30年度		令和元年度	
		利用者数	月平均利用者数	利用者数	月平均利用者数
児童発達支援		5,053	422	4,831	403
医療型児童発達支援		145	13	145	13
放課後等デイサービス		13,733	1,145	14,271	1,190
保育所等訪問支援		59	2	79	7
合計		18,990	1,583	19,326	1,611

【障がい児計画相談支援利用者人数の推移】

種別	年度	平成30年度		令和元年度	
		延利用者数	月平均利用者数	延利用者数	月平均利用者数
計画相談支援		3,334	278	3,584	299

## ⑦ サービスを利用するための手順

### (1) 相談

ご利用の前に障がい福祉課または相談支援事業所にご相談ください。どのようなサービスを受けられるか、どのような方が対象となるか等、サービス概要について説明いたします。

### (2) 申請

申請用紙に住所、氏名などの必要事項を記入して、障がい福祉課に申請します。その際、障害者手帳等やマイナンバーの分かる書類をお持ちください。

### (3) 調査

申請すると障がい福祉課の職員により、障がいの状況についての調査が行われます。この調査は全国統一の調査項目が定められ、医師意見書の一部（24項目）を活用しコンピュータで判定されます。

（調査項目について）

心身の状態や、日常生活、行動面に関する質問です。認定調査項目は、80項目です。

### (4) 審査・判定

調査の結果をもとに、審査会で審査・判定が行われ、障害支援区分（サービスの必要程度）が決められます。

※(1)と(2)については順番が前後しても構いません。

※児童にあたっては窓口での面談を行っており、電話等にて事前予約を受け付けています。

## ⑧ 障害支援区分認定及び調査状況

障がいのある方の心身の状態等により区分1（軽度）から区分6（重度）までの6区分に分かれます。この障害支援区分と介護する人や居宅の状況、本人の意向などにより利用できるサービスの内容や量が決まります。

年度別障害支援区分認定（判定）内訳及び調査件数表

区分の種類		年度			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護 給 付 費	区分1	15	12	12	9
	区分2	151	163	131	136
	区分3	162	198	170	191
	区分4	116	155	107	138
	区分5	95	147	97	100
	区分6	135	153	190	166
	非該当	0	0	0	0
小計（認定数）		674	828	707	740
訓練等給付費		637	486	306	369
合計（調査件数）		1,311	1,314	1,013	1,109

※就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）等については、障害支援区分の認定がなくてもサービスが受けられます。

## ● 自立支援医療費【給付1G】

### ① 自立支援医療（更生医療）の給付状況

自立支援医療（更生医療）とは、身体に障がいのある方（18歳以上の身体障害者手帳保持者）が、治療・手術等により障がいを取り除いたり軽減して職業能力を増進し、又は日常生活を容易にすることを目的としています。

自立支援医療（更生医療）の申請は原則、事前申請で指定医療機関のうち、病院・薬局・訪問看護を各一か所を指定して診療を受けることができます。なお、世帯の課税状況等に応じた一部自己負担があります。

年度別給付状況 単位：(人)

障害種別	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来
腎臓機能障害	706	980	756	1,044	758	1,055	744	1,054	762	1,087
心臓機能障害	878	799	812	716	929	860	480	357	195	21
肢体不自由	13	12	9	9	26	26	21	19	7	6
聴覚・平衡機能障害	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
肝臓機能障害	8	9	10	11	9	10	10	11	9	10
その他	78	137	88	151	88	144	98	156	111	165
入院、外来別合計	1,685	1,939	1,675	1,931	1,812	2,097	1,353	1,597	1,085	1,289
総合計	3,624		3,606		3,909		2,950		2,374	

### ② 精神通院医療費の給付状況

自立支援医療（精神通院）は精神に障がいのある方が、指定医療機関で通院による医療を受けた場合、医療費の補助が受けられます。世帯の所得等に応じて自己負担上限額が設けられています。なお、沖縄県においては、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により自己負担はありません。ただし、訪問看護事業所が行う訪問看護については、自己負担上限額までの自己負担があります。受給者証の交付は、市での申請後、沖縄県の審査・承認を得るため、約2～3か月後になります。有効期間は1年間です。

病類別自立支援医療

病 類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
統合失調症	2,898	2,831	2,851	3,162	3,132
心因反応	2	3	2	0	2
気分・感情障害	3,367	3,444	3,516	4,130	4,277
非定型精神病	16	14	10	14	13
中毒性精神病	376	362	370	472	502
脳器質性精神病	956	1,024	1,133	1,424	1,411
てんかん	760	772	788	921	939

知的障害	50	49	59	69	79
その他	1,187	1,431	1,549	1,996	2,262
合計（人）	9,612	9,930	10,278	12,188	12,617

## ● 補装具費の支給状況【給付2G】

身体に障がいのある方の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするため、障がいの内容や程度に応じ、車椅子・補聴器等の補装具費を支給します。支給種目によっては、沖縄県身体障害者更生相談所の判定が必要な場合があり、また、世帯の課税状況等に応じ、費用の一部を負担していただきます。介護保険で補装具の利用ができる方は、介護保険利用が優先となります。

### 年度別主な支給内容と実績

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理
車椅子	71	102	74	100	62	112	61	104	43	108
電動車椅子	17	52	10	67	7	62	6	49	9	60
補聴器	140	101	168	112	150	81	154	113	175	101
眼鏡	20	1	21	0	14	2	17	2	19	4
その他	273	72	270	80	225	75	232	87	254	55
合計	521	328	543	359	458	332	470	355	500	328

## 2) 地域生活支援事業

### ● 障がい者相談支援事業【相談G】（事業開始 平成18年10月）

令和元年度的那覇市障がい者相談支援事業は、社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会、社会福祉法人 若竹福祉会、公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会（後述の地域活動支援センターI型として実施）、特定非営利活動法人 わくわくの会、社会医療法人 葦の会 の5法人へ委託し、実施しました。

那覇市障がい者生活支援センターゆいゆい（那覇市社会福祉協議会）・地域生活支援センターEnjoy（若竹福祉会）・精神障がい者地域生活支援センターなんくる（沖縄県精神保健福祉会連合会）・さぼーとせんたーi（わくわくの会）・相談支援事業所ひかり（葦の会）の実施事業所において、専門の相談員を配置し、地域で生活する障がいのある方、又はその家族や支援者等からの相談に応じ、各種サービスの利用援助、調整などを通じて地域生活に必要な支援を行い、併せて、関係機関や地域との連携を図るために活動するなど、障がいのある方の自立した生活を推進することを目的に実施しています。

### 延べ利用者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
那覇市障がい者生活支援センター ゆいゆい	1,693	1,606	2,057	1,701
地域生活支援センター Enjoy	639	474	527	571
さぼーとせんたーi（あい）	101	503	618	515
相談支援事業所ひかり		1,055	1,063	1,150

※ 精神障がい者地域生活支援センターなんくるの実績は、地域活動支援センターI型（利用状況）参照



● **居住サポート事業【相談G】（事業開始 平成20年2月）**

賃貸契約による一般住宅（民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対し、民間賃貸住宅への入居の機会を確保すること及び24時間電話相談サービスによる入居後の安定した居住の継続を図ることを目的とした、障がいのある方の地域生活を支援する事業です。家賃債務保証を行う民間の保証会社に委託し実施しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入居支援（受付）	32	45	35	18
入居支援（入居成約）	8	21	12	6
居住継続支援(延) ※( )内は新規数	53 (8)	68 (19)	70 (12)	71 (6)

● **ピアサポート事業【相談G】（事業開始 平成29年4月）**

障がいのある当事者がピアサポーターとなり、ピア（仲間）の視点で障がいのある方を支援し、また当事者同士が交流することで、障がいのある方の自立と社会参加の促進、活動の場の拡充を図ることを目的とした事業です。社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会へ委託し、那覇市障がい者地域生活支援センターゆいゆい内、『ゆいゆい ゆんたく相談室』で実施しています。

	平成30年度	令和元年度
開催回数	104	94
参加者数(延)	331	295

● **手話通訳者の設置【企画・庶務G】（事業開始 平成4年4月）**

聴覚や言語に障がいのある方のために、手話で対応できる専門の通訳者（3名）を障がい福祉課窓口を設置しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通訳件数	1,039	1,007	974	953	1,204

● **手話通訳者派遣事業【企画・庶務G】（事業開始 平成8年12月）**

聴覚及び言語等に障がいのある方の社会生活を円滑にするために、手話通訳者を派遣し、意思の疎通を図っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣件数	418	507	647	545	541

● **緊急夜間手話通訳者派遣事業【企画・庶務G】**

夜間緊急に聴覚及び言語等に障がいのある方の社会生活を円滑にするために、手話通訳者を派遣し意思の疎通を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣件数	0	0	1	2	1

● **要約筆記奉仕員派遣事業【企画・庶務G】（事業開始 平成19年6月）**

聴覚及び言語等に障がいのある方の社会生活を円滑にするために、要約筆記奉仕員を派遣し、意思の疎通を図っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
派遣件数	8	3	4	0	2

● **手話通訳者・要約筆記者養成研修事業【企画・庶務G】（事業開始 平成 26 年 4 月）**

身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等について理解ができる者に対し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修すること、また、要約筆記に必要な語彙及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。

● **盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業【企画・庶務G】（事業開始 平成 26 年 4 月）**

盲ろう者のコミュニケーション手段と移動介助についての知識と技術等の講習を行い、通訳・介助員を養成研修する。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録者数	16	15	8	8

● **専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業【企画・庶務G】（事業開始 平成 26 年 4 月）**

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（※沖縄県全体）

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等に参加する場合、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する事業です。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
手話通訳件数	35	37	37	26
要約筆記件数	15	18	16	11

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（※沖縄県全体）

視覚と聴覚に重複して障害のある方に対して、自立と社会参加を図るため、盲ろう者の多様なニーズにこたえる事のできる知識並びに技術を持ったものを派遣する事業です。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
派遣件数	1,209	1,010	1,127	1,044

● **地域活動支援センター I 型事業【企画・庶務G】（施設名称：那覇市精神障がい者地域生活支援センター）**

地域で生活する精神に障がいのある在宅の方々の社会復帰と社会参加の促進を図るため設置された施設です。平成 14 年度に開所し、平成 17 年度まで「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき実施されてきた精神障害者地域生活支援センターが、障害者自立支援法施行に伴い、平成 18 年 10 月 1 日から、地域活動支援センター I 型として、心の悩み、心の病をかかえ、社会の中で“生きづらさ”を感じながら地域で生活している精神に障がいのある方を支援しています。

(1) 事業の内容

- ・ 障害者相談支援事業 …………… 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等
- ・ 地域活動支援センター I 型事業 …… 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図る普及啓発 …等

(2) 職員の配置

施設長：1人 相談員：2人（精神保健福祉士：1人） 指導員：2人

(3) 利用時間

開館時間 月～日曜日(年中無休)午前9時～午後7時

(4) 施設の概要

施設名：那覇市精神障がい者地域生活支援センターなんくる

種類：地域活動支援センターⅠ型

所在地：那覇市長田1丁目24番27号第2長田メディカルビル

開設者：那覇市

指定管理者：公益社団法人沖縄県精神保健福祉会

開所年月日：平成15年1月6日

(5) 建物その他の設備

構造：鉄筋造2階建 325.48平方メートル

設備：相談室（専用）、静養室（男女別室専用）、談話室（専用）、食堂（専用・調理コーナー含む）、地域交流活動室兼訓練室（専用）、多目的トイレ・シャワー室等

(6) 利用状況

(登録者数103人 令和元年度末現在)

生活支援事業（延べ利用人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
憩いの場利用	6,910	4,198	3,676	4,090	4,243
パソコン教室	4,199	1,809	1,705	1,338	1,482

生活相談（延べ利用人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電話相談	585	961	832	912	689
来所相談	408	164	213	512	234
訪問	32	64	60	42	78

その他（延べ利用人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域交流事業	1,036	870	14	14	20
その他の生活支援	91	106	126	88	72

※地域交流事業は、那覇市精神障がい者地域生活支援センターなんくる以外に、沖縄大学と共同で子どもたちの交流等を月1～2回行っております。

● 地域活動支援センターⅡ型事業【企画・庶務G】（施設名称：那覇市障がい者福祉センター）

那覇市障がい者福祉センターは、障がいのある方が、創作的活動、機能訓練などを行うことにより生活の改善及び身体機能の維持向上を図り、自立と社会参加を促進することを目的として設置された施設です。

障害者自立支援法施行に伴い、平成18年10月1日から、地域活動支援センターⅡ型事業を開始しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	5,272	4,561	4,759	4,949	4,442

(1) 那覇市障がい者福祉センター概要

所在地 那覇市古島2-14-4 (TEL 885-9444)

設置団体 那覇市

指定管理者 一般社団法人那覇市身体障害者福祉協会

開所年月日 昭和58年4月11日

敷地の面積 2,803.11平方メートル

建物の面積 595.97平方メートル

建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建

(2) 当センターにおける実施事業

1 地域活動支援センターⅡ型事業

- ①基礎的事業（創作的活動、生産活動の機会の提供等）
- ②機能強化事業（機能訓練、社会適応訓練、入浴等）

- 2 障がい者総合支援法規定する生活障がい福祉サービス事業（生活介護）
- 3 障がい者に関する各種の相談事業
- 4 障がい者に対する機能訓練事業
- 5 相談支援事業、等

(3) 開館時間及び休館日

開館時間：月～金曜日 午前9時～午後5時 休館：土曜・日曜・国民の祝日・慰霊の日・年末年始

● 地域活動支援センターⅢ型事業【企画・庶務G】

地域活動支援センターⅢ型事業所は、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行っています。本事業は、地域において障がい者に対する援護事業の実績を有し安定した運営が図られている、法人格を有した団体に委託して実施しています。

平成30年度 実施事業所

	名 称	住 所	電 話
1	ふくぎ	田原3-4-1	859-4020
2	なは	古島2-14-4	885-5667
3	ナカヤ	小禄1-4-15	857-7161
4	ハンディーサポートふれんど	牧志3-21-9	862-9567
5	はんたぴあ	繁多川5-17-10	832-2555
6	ふいーるど・ぱわー	牧志1-4-6	862-3061
7	まあーじ	真地423-3	834-8853
8	ふれあいセンター	楚辺2-28-1	833-9139
9	ソーシャルハウスあごら	松川445-2	885-7274
10	サンブリッジ	安謝1-2-5	995-8965
11	ハーネス	樋川1-30-12	070-5693-7672

● 日常生活用具の給付事業【給付2G】（事業開始 平成18年度）

在宅の障がいのある方（児）に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの内容や程度に応じ、盲人用時計・入浴補助用具・ネブライザー（吸入器）・手すり等（居宅生活動作補助用具）等の給付が受けられます。世帯の課税状況に応じ、費用の一部を負担していただきます。また、介護保険で利用が可能な方は、介護保険利用が優先となります。

令和元年度の給付状況は、5,492件（内、児童に対する交付が942件）となっています。なお、下記は、過去5年間の日常生活用具の主な給付内容と実績です。

《年度別主な交付内容と交付実績》

（ ）は児童に対する給付

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
盲人用時計	18	12	14	14	11
入浴補助用具	25 (3)	28 (9)	24 (4)	22 (6)	19 (6)
ネブライザー	12 (5)	9 (2)	11 (5)	17 (9)	9 (3)
居宅生活動作補助用具	8	4	1	3	1
ストマ用装具	3,429	3,407	3,541	3,615	3,758
その他	1,422 (700)	1,552 (849)	1,544 (882)	1,540 (857)	1,694 (933)

合計	4,914 (708)	5,012 (860)	5,135 (891)	5,211 (872)	5,492 (942)
----	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

● **リフト付きバス運行事業【企画・庶務G】（事業開始 平成2年10月）**

市内に居住する身体に重度な障がいのある方で、既存の路線バスやタクシーを利用することが困難な皆さんを、自宅の玄関から目的地まで安全かつ安心して移送いたします。那覇市社会福祉協議会に委託しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用件数	2,513	2,538	2,201	2,093	2,014

● **移動支援事業（ガイドヘルパー）【支援審査G】（事業開始 平成18年10月）**

屋外での移動が困難である障がいのある方（児）について、外出のための支援を行うことにより、障がい児・者の地域での自立生活および社会参加を促すことを目的としています。

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
延べ利用者数	2,052	201	2,260	161	2,224	181	2,183	128

● **日中一時支援事業【支援審査G】（事業開始 平成18年10月）**

障がいのある方（児）の家族の一時的な就労支援及び日常的に介護している家族への一時的な休息を目的とし、障がいのある方（児）の日中における活動の場を確保し、施設等において食事介助や入浴などの支援が受けられます。

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
延べ利用者数	709	474	714	402	718	383	730	413

● **那覇市障がい者運動会【企画・庶務G】（事業開始 昭和58年度）**

スポーツ、レクリエーション活動を通じて障がいのある方の体力増強を図り、交流等により社会参加を促進するために、運動会を開催しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加人数	565	608	台風により中止	516	435

※ 参加人数は、選手、応援、ボランティア、役員等の数です。

● **那覇市障がい者美術展【企画・庶務G】（事業開始 平成14年度）**

美術活動を通じて障がいのある方の社会参加の機会を上げるとともに、障がいに対する市民の理解や認識を深めるために、美術展を開催しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入場者及び出品者数	2,118	1,075	2,167	1,411	コロナのため 中止
出品件数	248	321	340	343	

● **訪問入浴サービス事業【支援審査G】**

自力、あるいは家族のみでは入浴することができない心身に重度な障がいのある方に対して定期的に身体障がい者が入浴するのに適した浴槽を運搬し、又は移動入浴車が巡回し、入浴サービスを行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
--	--------	--------	--------	--------	-------

利用者数	2	1	1	1	1
利用件数	125	103	103	100	102

● **点字・声の広報等発行事業**

視覚に障がいのある方のために、市広報紙である「市民の友」の点字版と音訳版(カセットテープ)を発行

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市民の友 (点字印刷)	1,680	1,680	1,560	1,560	1,690
市民の友 (カセットテープ)	1,865	1,717	2,005	928	916
市民の友 (CD)	-	-	-	28	76
重度心身医療費 助成受給者証	450	459	456	456	433

● **自動車運転免許取得・改造助成事業【企画・庶務G】（事業開始 平成 19 年度）**

障がいのある方が自動車運転免許の取得に要する費用の一部及び身体障がい者が利用する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年
自動車運転免許取得助成	8	6	7	8	1
自動車改造助成	6	6	4	3	6

● **ボランティア活動支援事業【相談G】（事業開始 平成 14 年度）**

精神障がいに対する正しい知識の普及啓発及び社会的理解促進を図り、支援者等の育成をすることを目的として、以下のことを実施しています。

① **こころのボランティア教室**

〔主催〕 沖縄県精神保健福祉会連合会

〔対象〕 那覇市在住・在勤・在学の方

〔内容〕 精神障がいに関する講話、プログラムへの参加、当事者・家族体験談等

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加人数	12	16	16	12	16

② **こころの健康講演会**

〔主催〕 沖縄県精神保健福祉会連合会

〔対象〕 那覇市在住・在勤・在学の方

〔内容〕 講演会方式（精神科医師や精神保健福祉士等による講話、当事者の体験談）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加人数	43	53	26	46	56

● **権利擁護推進事業【相談G】（事業名変更 平成 29 年 4 月）※旧虐待防止対策支援事業**

障がいのある方への虐待及び差別に対して、未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うために、地域における障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、社会福祉協議会、障害者団体、医療・司法関係者、民生委員等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的とした、障がいのある方の権利擁護を推進するための事業です。

虐待を受けた障がいのある方を保護・分離する手段として、緊急一時保護施設を確保しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
緊急一時保護施設 利用者数	1	1	1	0	2

### ● 成年後見制度利用支援事業【相談G】（事業開始 平成 16 年 3 月）

成年後見制度の利用が有効と認められる精神障がいまたは知的障がいのある方に対して、当制度の利用を支援することにより障がいのある方の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

また、被後見人等の所得及び資産状況等を勘案して、後見人等に対する報酬の助成も行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市長申立件数	7	8	4	1	0
報酬助成件数	10	14	13	11	18

### ● 発達障がい者サポート事業【相談G】（一部地域生活支援事業として事業開始 平成 31 年 4 月）

発達障がいのある方（児）又はその家族等からの相談に応じて、必要な情報提供等を行うとともにニーズにあわせた支援を行う事業です。また、保健、医療、福祉、教育等関係機関と連携し、発達障がいのある方（児）の円滑な社会生活の推進及びそのライフステージにあわせた切れ目のない支援を行っています。

#### ① 事業概要及び実績（令和元年度）

##### （1）発達障がい者及びその家族等に対する支援

ア 相談支援 1,526 人

①電話 ②来所 ③メール ④訪問 ⑤支援会議 ⑥同行支援

イ 保護者支援（家族会の開催等）109 人

##### （2）支援現場等におけるトレーニング及び研修等の企画運営 ア～ウの計 150 回

ア ペアレントトレーニング（発達障がい者のご家族へご本人の支援方法に関する研修）105 回

イ ティーチャーズトレーニング（発達障がい者の支援者へご本人の支援方法に関する研修）32 回

ウ 学校等支援（保育所、小学校、中学校、企業、福祉事業所等における発達障がい者の支援方法に関する研修や講演会）13 回

##### （3）発達障がい者に対する就労支援及び本人支援のための講座 568 人

##### （4）研修会（県外講師等による） 8 回

##### （5）発達障がい者本人の日中活動の場の確保 281 日

社会に出るための支援として、スタッフが利用者を常に見守り、安心して心地よい環境の中で過ごせるような居場所の整備をしています。

##### （6）リーフレット等の作成

#### ② 実施形態

特別非営利活動法人 わくわくの会 に委託して実施

### 3) その他の事業

### ● 那覇市内の指定障害福祉サービス事業者の指定【企画・庶務G】（事業開始 平成 25 年 4 月）

平成 25 年 4 月の中核市移行に伴い、那覇市内の指定障害福祉サービス事業者の指定を行っています。

指定障害福祉サービス事業者の指定状況（令和2年3月31日現在）

障がい種別	事業所数
居宅介護	42
重度訪問介護	38
同行援護	22
行動援護	6
療養介護	1
生活介護	19
短期入所	8
施設入所支援	2
自立訓練（機能訓練）	0
自立訓練（生活訓練）	12
宿泊型自立訓練	1
就労移行支援（一般型）	24
就労継続支援（A型）	22
就労継続支援（B型）	60
就労定着支援	8
共同生活援助	23
地域移行支援	3
地域定着支援	3
計画相談支援	24
児童発達支援	44
医療型児童発達支援	1
放課後等デイサービス	66
保育所等訪問支援	5
障害児相談支援	23

● 自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（事業開始 平成25年4月）【給付1G】

平成25年4月の中核市移行に伴い、自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を行っています。  
自立支援医療機関の指定状況（令和2年3月31日現在）

	病院又は診療所	薬局	訪問看護
指定件数	25	145	17

● 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付状況【給付1G】

① 身体障害者手帳

身体に障がいのある方は、身体障害者福祉法第15条に規定される指定医師の診断書を添えて身体障害者手帳の交付申請をすることができます。市長は、申請に基づいて審査し、該当する者に身体障害者手帳を交付しています。この手帳で利用できる制度には、自立支援医療（更生医療）の給付、補装具及び日常生活用具の給付、障害福祉サービスの支給、心身障害者扶養共済への加入、国税、地方税の諸控除及び減免、公営住宅の優先世帯申請、NHK受信料の減免、公共施設の入場料の割引、交通運賃の割引等があります。

身体障害者手帳障害種別交付状況

令和2年3月31日現在



障がい種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視 覚	342	220	32	45	59	21	719
聴覚・平衡	60	280	139	353	5	531	1,368
音声・言語	16	13	72	51	0	0	152
肢体不自由	1,442	1,536	804	882	423	269	5,356
内 部	2,680	141	1,659	1,907	1	0	6,388
計	4,540	2,190	2,706	3,238	488	821	13,983

#### 身体障害者手帳等級別交付状況

障がい等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	4,464	4,473	4,496	4,577	4,540
2級	2,312	2,295	2,290	2,235	2,190
3級	2,973	3,002	3,016	2,907	2,706
4級	3,179	3,322	3,400	3,368	3,238
5級	475	479	485	478	488
6級	700	727	752	786	821
計	14,103	14,298	14,439	14,351	13,983

## ② 療育手帳

知的に障がいのある方(児)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、これらの方に対する各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳を交付し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。手帳の申請は、知的に障がいのある方(児)又はその保護者が市を経由して県知事に行います。手帳の交付は、市での申請後、沖縄県の中央児童相談所(18歳未満)又は知的障害者更生相談所(18歳以上)での審査・承認を得るため、約2～3か月後になります。この手帳で利用できる制度には、障害福祉サービスの支給、心身障害者扶養共済への加入、国税、地方税の諸控除及び減免、公営住宅の優先世帯申請、NHK受信料の減免、公共施設の入場料の割引、交通運賃の割引等があります。

#### 療育手帳年度別交付状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A1	250	251	280	298	324
A2	539	542	623	659	700
B1	795	809	837	875	888
B2	1,169	1,202	1,231	1,256	1,295
総数	2,753	2,804	2,971	3,088	3,207

## ③ 精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方が、医療や福祉の支援を受けやすくし、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳の申請は、本人又は保護者等が市を経由して県知事に対して行います。手帳の交付は、市での申請後、沖縄県の審査・承認を得るため、約2～3か月後になります。有効期間は2年間です。この手帳で利用できる制度には、障害福祉サービスの支給、国税、地方税の諸控除及び減免、公営住宅の優先世帯申請、NHK受信料の減免、公共施設の入場料の割引、交通運賃の割引等があります。

#### 精神障害者保健福祉手帳交付状況

障がい等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	1,030	1,099	1,168	1,181	1,221
2級	3,044	3,265	3,320	3,531	3,669

3級	796	869	948	1,016	1,053
合計	4,870	5,233	5,436	5,728	5,943

● **身体障がい者福祉電話設置事業【給付2G】（事業開始 昭和52年5月）**

在宅で外出することが困難な重度の身体障がいのある65歳未満の電話回線を保有しない世帯（非課税世帯）に、福祉電話を設置しています。毎月の助成額は2,600円で、その額を超過した料金については自己負担となります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置件数	14	14	12	12	12

● **緊急通報システム【給付2G】（事業開始 平成5年）**

65歳未満の重度の身体障がい者等で、緊急時の連絡が必要な方に設置しています。利用者の自宅に緊急通報システム機器（本体）とペンダント式の送信機を設置し、通報センターと結んで緊急協力員の迅速な対応で緊急事態に備えています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用件数	6	6	7	7	6

● **特別障害者手当【給付2G】（事業開始 昭和61年4月）**

① 受給資格

在宅で心身に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。ただし、施設に入所している場合や病院等に長期入院している方には支給できません。なお、所得による支給制限があります。

② 手当額

1人につき月額 27,350円（令和2年度）

③ 支給月

年4回（2月・5月・8月・11月）支給

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
月平均受給者件数	356	352	352	354	366

● **障害児福祉手当【給付2G】（事業開始 昭和61年4月）**

① 受給資格

心身に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする在宅もしくは入院中の20歳未満の方に支給されます。ただし、施設に入所している場合には支給できません。なお所得による支給制限があります。

② 手当額

1人につき月額 14,880円（令和2年度）

③ 支給月

年4回（2月・5月・8月・11月）支給

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
月平均受給者件数	208	203	188	172	167

● **経過的福祉手当【給付2G】（事業開始 昭和61年4月）**

① 受給資格

昭和61年4月において、従来の福祉手当受給資格者で、特別障害者手当や障害基礎年金を受けていない方に手当が支給されます。ただし、施設入所した場合は支給できず、再申請はできません。また、所得による手当の支給制限があります。

② 手当額

1人につき月額 14,880円 (令和2年度)

③ 支給月

年4回(2月・5月・8月・11月)支給

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
月平均受給者件数	7	8	8	8	7

● 重度心身障がい者医療費等助成事業【給付2G】(事業開始 昭和52年10月)

重度心身障がい者医療費等助成事業は、重度心身障がいのある方に対し、医療費等の一部を助成することによって、保健医療の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。なお、所得による資格制限があります。平成30年8月診療分から自動償還方式となっています。

〈受給対象者〉下記の①～③のすべてに該当する方

- ① 那覇市に居住している、または法令の規定により那覇市の区域外にある身体障害者更生援護施設に入所している方
- ② 那覇市国民健康保険など各種健康保険(医療保険)に加入している方
- ③ 以下(1)～(5)のいずれかに該当する方
  - (1) 身体障害者手帳1級か2級の方
  - (2) 療育手帳A1かA2の方
  - (3) 身体障害者手帳3級で、かつ療育手帳B1の方
  - (4) 特別児童扶養手当1級の支給対象児童で、かつ療育手帳B1の方
  - (5) 国民年金法の障害基礎年金1級の受給者で、かつ療育手帳B1の方

※生活保護など、すべての医療費の免除を受けている方は該当しません。

※他市町村より決定を受け、当市の障害者(児)施設等に入所されている方は該当しません。

※療育手帳は沖縄県が交付しているものに限りです。

年度別医療費助成受給者数及び助成額

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	5,954	6,079	6,169	6,224	6,175
受給件数	71,612	75,742	80,090	87,449	111,345
助成金額(円)	625,329,357	635,325,008	646,886,928	660,643,951	756,038,857

※ 受給件数は、申請書の件数。

● 聴覚障がい者相談事業【企画・庶務G】(事業開始 昭和63年11月) 1人

聴覚に障がいのある方の生活、雇用などの問題について、専門の相談員を配置し、相談を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	213	158	329	529	661

● 地域活動支援センターⅢ事業所販路拡大支援補助金交付事業【企画・庶務G】

地域活動支援センターⅢ型事業所の発展と安定化を図ることを目的に、事業所で製造したパンやお菓子及び手工芸品などの商品の販路を拡大するための事業。当該事業の目的を達成するため、地域活動支援センタ

一Ⅲ型事業所が共同で運営する店舗の家賃について予算の範囲内で補助金を交付しています。

## ● ジョブサポーター派遣及び養成研修事業【企画・庶務G】（事業開始 平成20年6月）

障がいのある方が一般就労することにより自立及び社会参加の促進を図ります。

### ① 業務内容

- (1) ジョブサポーター派遣及び養成研修に関する業務
- (2) その他障がいのある方の就労に関する業務

### ② 業務形態

事業所と協定を締結し、真和志庁舎2階で実施している。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ジョブサポーター登録者数 (総登録者数)	11人 (49人)	18件 (58人)	0人 (48人)	13人 (56人)

※ジョブサポーター総登録者数については、ボランティア個人の事情により辞める(登録抹消)方もいるので、増減がある。

## ● パーキングパーミット交付事業【企画・庶務G】（平成25年2月実施）

障がいがあり、かつ歩行困難な方に「那覇市身障者用駐車場利用認定証」を交付し、車に掲示してもらうことで、身障者用駐車場の利用が適正であることを示しながら、他の駐車場利用者のマナーやモラルの向上に繋げていくことを目的に実施します。

## ● ヘルプマーク交付事業【企画・庶務G】（平成30年10月実施）

「ヘルプマーク」は、日常生活や災害時において、援助や配慮を必要としている方々が周囲に知らせることで援助を受けやすくすることを目的に、沖縄県が導入し、各市町村を窓口として希望者へ配布しております。本市では、障がい福祉課窓口の他、那覇市身体障害者福祉センター、那覇市内の地域包括支援センター18か所にて配布しております。

## ● 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業【給付2G】（平成18年4月実施）

障害者総合支援法等による日常生活用具給付制度の対象とならない在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの内容及び程度に応じ、日常生活用具給付が受けられます。ただし、世帯の収入に応じ費用の一部負担金が発生する場合があります。

## ● 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業【給付2G】（平成28年1月実施）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器装用による言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的として、軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成しています。

#### 4. 高齢者福祉と介護保険（ちゃーがんじゅう課）

わが国においては、人口の高齢化が急速に進展し、令和元年10月1日現在、65歳以上の人口が3,588万5千人に達し、総人口の28.4%を占めています。今後も65歳以上の人口の大幅な増加が続き、令和47(2065)年には、38.4%に達すると見込まれており国民の2.6人に1人が65歳以上となります。

本市における65歳以上の高齢者は、令和2年3月末現在74,444人、総人口(321,183人)に対する高齢者の人口比率は約23.2%となっており、団塊の世代が高齢期を迎えたことにより、65歳以上75歳未満の比率が増加しています。

平成12年に介護を社会全体で支えていく仕組みとして始まった介護保険制度も、多様化する介護ニーズや社会事情等を受けて変化し続けています。平成29年度に厚生労働大臣が示した介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進等が掲げられており、高齢化を支える地域づくり等を推進しています。

本市では、高齢者自身が地域を支える中で生きがいと活力に満ちた暮らしを実現できるよう、平成30年3月策定の「第7次なは高齢者プラン」で掲げる、「地域の中で支えあい、高齢者がいきいきと、安心して暮らせるまち」の理念実現に向け、高齢者の自立した生きがいのある生活を支援するための施策や、要介護状態になっても安心して暮らせる介護保険制度の充実強化を推し進めていきます。

本市の高齢者人口の推移

(各年度末 単位:人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	伸び率 対前年度
総人口	323,293	323,309	322,073	321,094	321,183	0.03%
65歳以上	66,850	69,058	71,070	72,953	74,444	2.04%
65歳以上 75歳未満	32,410	33,620	34,955	35,965	37,246	3.56%
75歳以上	34,440	35,438	36,115	36,988	37,198	0.57%
高齢化率	20.7%	21.4%	22.1%	22.7%	23.2%	-

\* 高齢化率 : 65歳以上人口 ÷ 総人口

##### 1) 介護保険事業

急速な高齢化の進展に伴う寝たきりや認知症等、介護や支援の必要な高齢者の急増、家族の介護機能の低下など高齢者介護の問題は老後の最大の不安要因となっています。介護保険制度は、これまで本人や家族が抱えていた介護の不安や負担を、社会全体で支えあうために創られた制度です。

被保険者 第1号被保険者:市内に住所を有する65歳以上の者。

原因を問わず、介護や日常の支援が必要になった場合には市の認定を受け、介護保険のサービスが利用できる。

第2号被保険者:市内に住所を有する40歳以上65歳未満の者。

老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護や日常の支援が必要となった場合に、市の認定を受け、介護保険のサービスが利用できる。

財源構成 (平成30年度～令和2年(2020)年度)

利用者負担 (1～3割)			
公費	国・県の負担金	保険料	第1号被保険者保険料
	37.5%		23%
	市の負担金		第2号被保険者保険料
	12.5%		27%

第7期(平成30年度～令和2年(2020)年度)第1号被保険者保険料(年額)

区分	対象者	算出方法	保険料額 (年額:円)
第1段階	本人が市町村民税非課税	・本人が生活保護受給者、又は、本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年のその他合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額× 0.3 25,404円
第2段階		世帯全員が市町村民税非課税で、前年のその他合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の者	基準額× 0.5 42,336円
第3段階		世帯全員が市町村民税非課税で、前年のその他合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える者	基準額× 0.7 59,268円
第4段階		本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年のその他合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額× 0.90 76,200円
第5段階 (基準額)		本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年のその他合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える者	基準額× 1.0 84,660円
第6段階	本人が市町村民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額× 1.14 96,516円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	基準額× 1.25 105,828円
第8段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	基準額× 1.50 126,996円
第9段階		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	基準額× 1.60 135,456円
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額× 1.80 152,388円
第11段階		前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の者	基準額× 2.10 177,792円
第12段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者	基準額× 2.30 194,724円
第13段階		前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の者	基準額× 2.40 203,184円
第14段階		前年の合計所得金額が2,000万円以上の者	基準額× 2.50 211,656円

要介護認定者数の推移

(単位:人/各年度末現在)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
要介護認定者数	13,070	13,477	13,565	14,244	14,555
(内第1号被保険者)	12,682	13,102	13,179	13,865	14,185
認定者に占める第1号被保険者の割合	97.0%	97.2%	97.2%	97.3%	97.5%

要介護認定者数(令和元年度末現在)

(単位:人)

	総数	第1号被保険者			第2号被保険者
		総数	65歳以上 75歳未満	75歳以上	
要支援1	1,427	1,397	237	1,160	30
要支援2	2,634	2,533	406	2,127	101
(経過的)要支援	-	-	-	-	-
要介護1	2,339	2,304	263	2,041	35
要介護2	2,117	2,056	255	1,801	61
要介護3	2,236	2,186	219	1,967	50
要介護4	2,379	2,332	241	2,091	47
要介護5	1,423	1,377	180	1,197	46
計	14,555	14,185	1,801	12,384	370

介護サービス受給者数の推移(第1号被保険者及び第2号被保険者:単位:人/各年度月平均受給者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
在宅サービス	9,392	9,601	9,346	8,963	9,216
施設サービス	1,525	1,591	1,569	1,539	1,512
地域密着型サービス	640	1,053	1,108	1,138	1,188
計	11,557	12,245	12,023	11,640	11,916

○サービス費用のめやす

主な在宅サービスの支給限度額

(令和元年10月から)

介護状態区分	支給限度額(1ヶ月)
要支援1	5万0,320円
要支援2	10万5,310円
要介護1	16万7,650円
要介護2	19万7,050円
要介護3	27万0,480円
要介護4	30万9,380円
要介護5	36万2,170円

施設サービス受給者1人当たり費用月額

(令和元年度実績)

種類	平均費用月額
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	29万1,000円
介護老人保健施設 (老人保健施設)	30万9,000円
介護療養型医療施設 (療養型病床群)	36万8,000円
介護医療院	40万9,000円

主な種類別在宅介護サービスの給付費(令和元年度実績)

サービス名	介護給付費年額(千円)	在宅サービスに占める割合(%)
通所介護	7,918,547	56.5%
通所リハビリ	1,640,178	11.7%
訪問介護	946,653	6.8%
特定施設入居者生活介護	853,404	6.1%
福祉用具貸与	544,630	3.9%

2) 在宅福祉サービス ～安心できる在宅生活を送るために～

那覇市では、すべての高齢者が自宅で自立した生活を続けられるよう、介護保険サービスとは別に各種の福祉サービスを実施しています。

① 高齢者「食」の自立支援事業(事業開始1994年6月)

自ら食事の準備ができず身寄りによる食事の支援が受けられない方に対し、週4回以内で昼食を配食します。その際、安否確認も行います。

対象者	65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの市民税非課税世帯
利用回数	週4回以内(月～土の内4日以内選択)
利用者負担	1食につき200円～400円

② 軽度生活援助事業(事業開始2000年4月)

軽度生活援助員を派遣し、高齢者の居室内の清掃や食材の買い物等、日常生活の軽度の家事援助を行い、自立した生活を継続できるよう支援します。

対象者	介護保険の給付の対象とならない65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの市民税非課税世帯
利用回数	月4時間以内
利用者負担	1時間あたり150円(保護世帯は免除)



### ③ 老人福祉電話設置事業（事業開始 1977 年 5 月）

日常生活に支障の多い高齢者世帯に、通信連絡手段として福祉電話を貸与して孤独感を和らげます。

対象者	65歳以上のひとり暮らし等で市民税非課税世帯の方
利用者負担	通話料金

### ④ 緊急通報システム事業（事業開始 1993 年 9 月）

急病、事故等の緊急時に、電話回線を使用した緊急通報システムを用いて通報センターに連絡することにより、速やかな援助を行います。本人からの通報以外に週 1 回の定期コールや台風災害時の安否確認コールを行います。電話を所有していることが条件です。

対象者	65才以上の慢性疾患等で日常生活上常に注意を要するひとり暮らしの方等
★申請には、	①医師の診断書、②隣近所にお住まいの緊急通報協力員 2 人の確保、③住居立入承諾書 が必要。

### ⑤ 外出支援サービス事業（事業開始 2000 年 10 月）

寝たきりや車いすのため、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者を、居宅から、市内、隣接市町村の医療機関等に移送用車両で送迎します。

対象者	65歳以上で外出介助を要し、車椅子ストレッチャー等を必要とする方
利用回数	月往復 2 回まで
利用者負担	片道 480 円
移送範囲	①那覇市内に所在する医療機関、②那覇市に隣接する市町村に所在する医療機関、 ③宜野湾市の「沖縄病院」、中城村の「ハートライフ病院」、八重瀬町の「南部徳洲会病院」

### ⑥ ふれあいコール事業（事業開始 2003 年 7 月）

定期的（原則として週 3 回まで）に電話をかけ孤独感を和らげるとともに安否確認を行います。

対象者	電話対応が可能な 65 歳以上の虚弱または閉じこもりがちなひとり暮らしの方 ※緊急通報システム事業を利用している方は対象外。
-----	---

### ⑦ 家族介護慰労事業（事業開始 2001 年 8 月）

要介護 4 または 5 の在宅の高齢者（市民税非課税世帯で過去 1 年間、介護保険サービスを受けておらず、長期の入院をしていない）を介護している家族（非課税世帯）に年額 10 万円の一時金を支給します。

## 3) 施設等

### ① 日赤安謝福祉複合施設（日本赤十字社沖縄県支部 所在地那覇市安謝 2-15-2 tel : 862-4321）

「ふれあいプラザ安謝」は、平成 5 年 11 月 16 日に地方分権特例制度の事業指定を受けて、今後の高齢者社会に向けてノーマライゼーションの観点から、安謝市営住宅の建替事業と同時に、同事業用地内に特別養護老人ホームを中心に老人デイサービスセンター、保育所及び児童館、老人憩の家の福祉施設を複合施設として建設したものです。

平成 25 年度より特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンターは日本赤十字社沖縄県支部、保育所については社会福祉法人郵住協福祉会が運営主体となっております。

② 安謝児童館・安謝老人憩の家(指定管理：日本赤十字社沖縄県支部)

将来を担う児童の健全育成を図る児童館と、地域の高齢者に教養の向上及びレクリエーションの場を提供する老人憩の家は、世代間の交流ひろばとして共用スペースを中心に一体的に運営するものです。

《施設概要》児童館及び老人憩の家は合築して建設、床面積/833 m<sup>2</sup>

③ 養護老人ホームへの入所措置事業 (事業開始 1972 年 5 月)

福祉事務所は、自宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置する事業を行っています。

対象者 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な方 (但し、常時介護が必要な方、を除く)。

④ 老人福祉センター等管理運営委託事業 (事業開始 1975 年 9 月)

市内に居住する 60 歳以上の高齢者に対し、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための場を総合的に提供する事によって健康で明るい生活を営ませる目的で設置されたもので、老人福祉センター4カ所、老人憩いの家3カ所があります。

施設名		壺川老人福祉センター	小禄老人福祉センター	識名老人福祉センター	末吉老人福祉センター
所在地		那覇市壺川 2-3-1 1	那覇市小禄 5-4-2	那覇市識名 2-5-5	那覇市首里末吉町 2-14
敷地面積		2,587.46m <sup>2</sup>	3,373.08m <sup>2</sup>	3,698.00m <sup>2</sup>	3,302.20m <sup>2</sup>
建物延面積		1,091.31m <sup>2</sup>	799.61m <sup>2</sup>	793.85m <sup>2</sup>	931.98m <sup>2</sup>
1 階		590.91m <sup>2</sup>	401.53m <sup>2</sup>	613.38m <sup>2</sup>	493.44m <sup>2</sup>
2 階		500.40m <sup>2</sup>	398.08m <sup>2</sup>	180.47m <sup>2</sup>	438.54m <sup>2</sup>
主な施設内容	1 階	事務室・健康及び生活相談室・機能回復訓練室・ラウンジ・休憩室・男、女浴室・機械室・陶芸室	事務室・健康及び生活相談室・機能回復訓練室・ラウンジ・男、女浴室・機械室・陶芸室 (別棟)	事務室・健康及び生活相談室・機能回復訓練室・ラウンジ・男、女浴室・機械室・大広間・陶芸室 (別棟)	事務室・健康及び生活相談室・機能回復訓練室・ラウンジ・休憩室・男、女浴室・機械室・和室
	2 階	教養室・会議室・娯楽室・図書室・大広間・多目的ホール	ラウンジ・娯楽室・図書室・教養室・大広間	ラウンジ・娯楽室・図書室・教養室	小会議室・ラウンジ・娯楽室・教養室・大広間・多目的ホール (2 室)
建物構造		鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
設置主体		那覇市	那覇市	那覇市	那覇市
運営主体		社会福祉法人 陽風会	那覇市社会福祉協議会	那覇市社会福祉協議会	社会福祉法人 陽風会
設置の種類		特 A 型	A 型	A 型	A 型
開所年月日		昭和 56 年 5 月 25 日	昭和 59 年 4 月 2 日	昭和 60 年 2 月 1 日	昭和 50 年 9 月 5 日
利用定員		250 人	200 人	200 人	200 人
職員		所長・相談員 2 人 (計 3 人)	所長・相談員 2 人 (計 3 人)	所長・相談員 2 人 (計 3 人)	所長・相談員 2 人 (計 3 人)

各種クラブ開設状況	古典三線（上級・初級・入門）・民踊・生花・琉球舞踊・書道・陶芸・囲碁・操体法・民謡三線・太極拳・コーラス・その他	三線講座・生花・陶芸・民謡・レク体操・カラオケ・ヨガ・英会話・テニス・操体・筋力アップトレーニング・エイサー・その他	古典・民踊・琉球舞踊・書道・コーラス・囲碁・三線・大正琴・操体法・太鼓・園芸・クラフト・カチャーシー入門・その他	古典三線・民踊・琉球舞踊・手芸・ペン習字・囲碁・パソコン・民謡三線・カラオケ・大正琴・操体法講座・社交ダンス・その他
電話	853-1139	857-7365	854-7877	886-3510
開館時間	10時～17時			
休館日	日曜日・祝祭日（但し、敬老の日除く）・慰霊の日・年末年始（12/29～1/3）			

施設名	辻老人憩の家	金城老人憩の家	安謝老人憩の家
所在地	那覇市辻2-14-1 辻市営住宅内	那覇市金城3-5-4 那覇市総合福祉センター内	那覇市宇安謝2-15-1 安謝福祉複合施設内
建物面積	480.00㎡	474㎡	411.94㎡
主な施設内容	健康増進室・事務室・ホール・会議室（2階）・大広間・浴室（男女）・談話室	健康増進コーナー・大広間・調理実習室・浴室（男女）	大ホール・中広間・事務室・浴室（男女）・談話室
設置主体	那覇市	那覇市	那覇市
運営主体	社会福祉法人 陽風会	那覇市社会福祉協議会	日本赤十字社沖縄県支部
開所年月日	平成3年10月	平成7年3月	平成10年4月
利用定員	100人	100人	100人
職員	所長・相談員2人（計3人）	所長・相談員2人（計3人）	所長・相談員2人（計3人）
各種クラブ開設状況	三線・琉舞・民謡レク・社交ダンス・コーラス・こつこつ筋トレ・フラダンス・その他	琉舞・日舞・エアロダンス・ヨガ・健康体操・身体バランス体操・カラオケ・絵画・書道・その他	三線・琉舞・コーラス・レクダンス・書道・民謡三線・民踊・卓球・太鼓・太極拳・琉球ビクス・その他
電話	864-0580	859-0099	862-4341
開館時間	10時～17時	10時～18時	10時～18時
休館日	日曜日・祝祭日（但し、敬老の日除く）・慰霊の日・年末年始（12/29～1/3）		

・年度別老人福祉センター・憩の家利用者状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間利用延べ人員	258,681人	253,834人	244,755人	230,622人	199,820人

#### 4) その他の事業

##### ① 介護用品支給事業（事業開始 2004 年 4 月）

在宅で介護度 4 又は 5 の高齢者を介護している家族で、本人世帯及び主介護者世帯が市民税非課税世帯のうち、常時紙おむつ及び尿取りパットを必要とする高齢者を介護している家族に対し、経済的負担を軽減するため年間 10 万円相当（月額 8,333 円）の介護用品を支給します。

##### ② シルバーハウジング生活援助員派遣事業（事業開始 1988 年 4 月）

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、生活指導相談・安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等サービスを提供し、高齢者が自立して安全かつ快適に生活ができるように支援します。（安謝シルバーハウジング 39 戸）

2008 年 5 月より久場川シルバーハウジング 30 戸、2009 年 1 月より石嶺シルバーハウジング 30 戸も開かれました。

##### ③ 福祉バス運行事業（事業開始 1999 年 5 月）

市内の老人福祉センター等を拠点に巡回し、高齢者の積極的な社会参加を支援し、健康づくりや生きがいづくりを目的としています。

##### ④ 那覇市シルバー人材センター運営補助（事業開始 1982 年 4 月）

高齢者が共働、共助しあい、就業を通して生きがいの発見や社会参加を図ることを目的とする団体で、健康で働く意欲のある 60 歳以上の方なら誰でも会員になれます。那覇市はその運営及び企画立案事業に対し補助金を交付し、運営の相談指導を行います。

- ① 所在地 那覇市銘苅二丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 3 階
- ② 電話番号 943-5658
- ③ 会員数 827 人（2020 年 3 月 31 日現在）
- ④ 令和元年度補助金 市 12,280 千円

##### ⑤ 単位老人クラブ補助事業

同一または隣接する地域に居住する 60 歳以上、30 名以上の会員からなる老人クラブに年額 38,000 円を上限に補助金を交付し、高齢者の教養の向上や健康の増進、地域社会との交流、レクリエーションなど、老後の生活を健全で豊かなものにするための活動を支援しています。

##### ⑥ 那覇地区老人クラブ連合会運営補助金

高齢化社会の進行するなかで、高齢者福祉の向上、老後の生きがい対策のために諸事業を実施している那覇地区老人クラブ連合会に運営補助金を支給しております。（平成 22 年度 福祉政策課より移管。）令和元年度は、年額 3,000,000 円を支給しております。

⑦ がんじゅう1日乗車券の補助事業（高齢者公共交通割引制度 事業開始2009年4月）

高齢者の方々が気軽に出かけられる場や機会を充実させるよう、休日（土・日・祝日・慰霊の日）に沖縄都市モノレール各駅窓口で販売されている「がんじゅう1日乗車券」の補助を行っています。購入した日に限り、ゆいレール全線を何度でも利用できる800円の「がんじゅう1日乗車券」が300円で購入できます。

対象者は満70歳以上の市民で、購入の際には、年齢（生年月日）と那覇市に住んでいることが確認できる公的証明書（「運転免許証」、「介護保険被保険者証」など）を沖縄都市モノレール各駅窓口にご提示ください。

5) 那覇市の地域包括ケアシステム ～地域で自立した生活を送れるように～

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るため、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護などさまざまなサービスを、包括的・継続的に提供していく機関として那覇市地域包括支援センターを18カ所に設置しています。

① 那覇市地域包括支援センター

<業務内容>

- ・高齢者等の抱える悩みや相談に対し、必要なサービスの紹介や解決に向けた支援を行います。
- ・要介護状態になるおそれのある方へケアプランを作成したり、65歳以上の高齢者に対し介護予防教室を実施します。
- ・高齢者への虐待防止や早期発見、成年後見制度の利用への支援などを行います。
- ・適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネージャーへの支援を行ったり、関係機関とのネットワークづくりを行います。
- ・認知症の方や、そのご家族からの相談に対し、医療・福祉・介護サービスの紹介調整を行います。また、認知症予防講座も開催します。
- ・地域の支援ネットワークを構築し、「地域の中で支え合い、高齢者がいきいきと暮らせるまち」づくりを推進します。

センター名	担当地区町字名	電話番号	住所
石嶺	首里石嶺町2丁目・3丁目・4丁目	886-7987	首里石嶺町2-97-1
大名	首里石嶺町1丁目、首里赤平町、首里儀保町、首里久場川町、首里平良町、首里大名町	886-5177	首里大名町1-43-2
城西	首里池端町、首里大中町、首里金城町、首里寒川町、首里鳥堀町、首里当蔵町、首里桃原町、首里真和志町、首里山川町、首里赤田町、首里崎山町、首里汀良町	887-7700	首里池端町1番地 YOGIビル102
繁多川	繁多川、識名2丁目・3丁目	963-6478	繁多川3-6-9
松川	大道、松川、三原1丁目・2丁目	882-1622	松川301-4
松島	首里末吉町、松島、真嘉比、古島	882-2266	古島2-19-7 1階
識名	字寄宮、寄宮3丁目、長田、三原3丁目、上間1丁目、識名1丁目・4丁目、	987-1010	長田1-16-7 C-101
安里	安里、壺屋、牧志3丁目、樋川2丁目、寄宮1丁目・2丁目	860-2211	安里1-7-3 7階
古波蔵	与儀、古波蔵、樋川1丁目	855-6254	古波蔵4-7-5 1階

国場	国場、仲井真、真地、上間、字識名	851-9308	上間 372 番地
新都心	銘苅、天久 1 丁目・2 丁目、おもろまち 3 丁目・4 丁目	941-2252	銘苅 1-6-15 1 階
安謝	字天久、安謝 (1 丁目・2 丁目含む)、曙、港町	860-3747	安謝 1-3-10 K build1 階 101
泊	おもろまち 1 丁目・2 丁目、上之屋、泊、久茂地、前島 1 丁目・2 丁目、牧志 1 丁目・2 丁目	860-5121	上之屋 402-3 6 階
若狭	前島 3 丁目、松山、若狭、久米、辻、通堂町、西、東町	863-1165	若狭 2-1-10
城岳	松尾、楚辺、壺川、旭町、泉崎	863-3660	松尾 2-16-45
かなぐすく	奥武山町、山下町、垣花町、字鏡水、鏡原町、住吉町、 当間、赤嶺、安次嶺、大嶺、金城、田原 1 丁目、高良 3 丁目、宇栄原 1 丁目・2 丁目・3 丁目	852-0777	鏡原 1-68
小祿	字田原、田原 2 丁目・3 丁目・4 丁目、字小祿、小祿 1 丁目・4 丁目・5 丁目	858-0096	小祿 551-1
高良	小祿 2 丁目・3 丁目、字宇栄原、宇栄原 4 丁目・5 丁目・ 6 丁目、字高良、高良 1 丁目・2 丁目、具志、宮城	859-6633	宮城 1-18-1 地下 1 階

## ②介護予防・日常生活支援総合事業

65 歳以上のすべての高齢者を対象に介護予防を目的とした事業を実施しています。一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援サービスを利用することができます。

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

対象：要支援 1・2 と事業対象者（基本チェックリスト該当者）

訪問型サービス	訪問型介護サービス	ヘルパー（訪問介護員）による身体介護と生活援助のサービス
	生活支援訪問型サービス （基準を緩和したサービス）	指定を受けた事業所・団体等で一定の研修を受けた者による生活支援サービス 60 分程度/回
	地域支えあい訪問型サービス	住民主体の自主活動として行う生活支援サービス 30 分程度/回
	短期集中訪問相談サービス	栄養士・作業療法士・歯科衛生士が自宅に訪問し、専門的なアドバイス等を受けるサービス
通所型サービス	通所型介護サービス	通所において生活機能向上のための機能訓練や介護専門職による身体介護を要する方へのサービス
	元気向上通所型サービス	指定を受けた事業所による送迎を伴う、運動や体操など身体介護が不要な方へのサービス
	住民ボランティア 主体通所型サービス	住民ボランティア主体による体操・運動などの介護予防のための通いのサービス
	短期集中地域リハビリ教室	理学療法士等による専門的な機能訓練を 4 カ月の短期集中的に行うサービス

## (2) 一般介護予防事業

対象：65歳以上のすべての方、その支援のための活動に関わる方

地域ふれあいデイサービス	那覇市内 131 ヶ所 (R2.5月現在) において、介護予防のための体操や運動等を実施。 ※1
地域包括支援センターが主催している介護予防教室	那覇市内 18 ヶ所の地域包括支援センターにおいて介護予防のための栄養・運動等について学ぶ教室 (講座) ※2
認知症予防教室	認知症予防の講話・脳トレ・体操等を学び実践する講座 ※2
筋力アップ教室	生活機能の改善、転倒防止のための筋力アップ教室 ※3
介護予防リーダー養成講座	介護予防のための地域のリーダーを養成する講座 ※3
介護予防リーダー実践養成講座	ちゃ〜がんじゅう体操広めたい講座 ※3
	いきいき百歳体操リーダー養成講座 ※3
ちゃ〜がんじゅうポイント制度	高齢者がボランティア活動を通して生きがいづくりと介護予防を推進することを目的とし、その実績に応じてポイントを付与し交付金を受け取ることができます。 ※3

※1 那覇市社会福祉協議会へ委託して実施

※2 那覇市地域包括支援センターへ委託して実施

※3 ちゃ〜がんじゅう課 (総合事業グループ) にて実施

## ③認知症施策

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるための取り組みを実施しています。

### (1) 認知症サポーター事務局の設置

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る『認知症サポーター (応援者)』を養成する認知症サポーター養成講座の開催を推進します。

### (2) 認知症地域支援推進員の配置

那覇市内 18 ヶ所に設置した那覇市地域包括支援センターへ「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症に関する医療、介護・福祉サービスの調整等を行います。

①認知症の人やその家族等からの個別相談や居場所づくり (認知症カフェ等)

②認知症予防講座の開催

③認知症の方の医療や介護サービス等の調整 等

### (3) 認知症初期集中支援チームの設置

平成 29 年度より、認知症やその疑いのある方とその家族を対象に、医師・専門職が早期に集中的に関わり、早期診断・早期対応、早期自立へつなげるよう、ちゃ〜がんじゅう課へ『認知症初期集中支援チーム』を設置し、支援します。

#### ④在宅医療・介護の充実にむけて

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、在宅医療と介護を包括的かつ継続的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。

那覇市医師会内へ、『那覇市在宅医療・介護連携支援センター ちゅいしーじー那覇』を委託して設置し、高齢者の在宅療養の充実に向けて、専門職等への助言や医療機関・介護サービス事業所等との連携、調整を行います。

※「ちゅいしーじー」とは 互いに助け合うさまを指し、医療や介護が必要な状態となっても、地域の中で安心して過ごすことができるための地域全体のふれあいを意味します。

#### 6) 地域密着型サービス事業者の指定 (事業開始 2006 年 4 月)

2020 年 10 月 1 日現在 (休止中の事業所は除く)

- ①小規模多機能型居宅介護 (通所介護を中心に利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供) 16 ヶ所
- ②看護小規模多機能型居宅介護 (小規模多機能型居宅介護のサービスに訪問による介護が加わる) 2 ヶ所
- ③認知症対応型通所介護 (認知症高齢者を対象に専門的なケアを提供) 4 ヶ所
- ④認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活) 25 ヶ所
- ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護 (定員 29 人以下の小規模な介護付き有料老人ホーム) 3 ヶ所
- ⑥地域密着型通所介護 (定員 19 人未満の小規模な通所介護事業所) 26 ヶ所
- ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (日常の生活の世話や介護、機能訓練や健康管理のサービスを受けながら生活をおくる施設) 5 ヶ所
- ⑧ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護職員と看護師による定期的な訪問と随時対応) 2 ヶ所

#### 7) 那覇市内の介護保険事業者の指定 (事業開始 2013 年 4 月)

那覇市内の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者の指定を行っています。介護保険事業者は、那覇市長の指定を受けてサービスの提供を行うこととなります。指定を受けるためには以下の要件を満たす必要があります。

1. 申請者が法人であること。

(営利・非営利を問わず、法人格を有していればこの要件を満たすこととなります)

※個人による経営が現在認められている病院、診療所により行われる居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び薬局により行われる居宅療養管理指導については不要 (みなし指定)

2. 従業者の知識、技能、人員が那覇市条例等で定める基準を満たしていること。

3. 那覇市条例等に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営を行えること。

介護保険事業者の提供するサービス等 (2020 年 9 月 1 日現在)

※訪問介護及び通所介護については、従来の介護予防事業が平成 30 年度より介護予防・日常生活支援総合事業へ移行



○サービス種別	内容	事業所数	介護予防 事業所数 ※総合事業
訪問介護(※旧介護予防訪問介護相当サービス)	訪問介護員等が要介護者(要支援者)の居宅を訪問して、入浴・排泄・食事の介助、着替え・清しきなど身体介護、調理・洗濯・清掃など日常生活上必要な生活援助を行う。	61	※ 42
訪問入浴介護(予防)	要介護者(要支援者)の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して、洗髪・洗体など入浴介助を行う。原則、1回の訪問につき、看護職員1人と介護職員2人で行う。	3	2
訪問看護(予防)	主治医の指示により看護師等が病状が安定期にある要介護者(要支援者)の居宅を定期的に訪問し、健康チェックや療養の世話、助言などを行う。看護師のほか、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がサービスを担当する。	149	46
訪問リハビリテーション(予防)	主治医が必要と認める要介護者(要支援者)に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問してリハビリテーションを行う。	104	13
居宅療養管理指導(予防)	通院が困難な要介護者(要支援者)の居宅を、医師・歯科医師・薬剤師等が訪問し、療養中の指導や助言を行う。また、ケアマネージャーに対しケアプラン策定に必要な情報提供を行う。	197	95
通所介護(※旧介護予防通所介護相当サービス)	通所介護事業所において、通所する要介護者(要支援者)に日帰りで健康チェック・入浴・食事・機能訓練などを行う。	108	※101
通所リハビリテーション(予防)	主治医が必要と認め通所する要介護者(要支援者)に、理学療法士等がいる介護老人保健施設・病院・診療所等において、日帰りでリハビリテーションを行う。	29	29
短期入所生活介護(予防)	特別養護老人ホーム等において、要介護者(要支援者)に短期間、食事・入浴・排泄・着替え・レクリエーションなどの他、日常生活の世話や機能訓練を行う。	11	11
短期入所療養介護(予防)	介護老人保健施設等において、要介護者(要支援者)に短期間、医学的管理下での機能訓練や食事・入浴・排泄・着替えなどの日常生活の支援を行う。	8	7
特定施設入居者生活介護(予防)	有料老人ホーム等に入所する要介護者(要支援者)に、ケアプランに基づき、介護・家事・機能訓練・療養上の世話を行う。	6	6
福祉用具貸与(予防)	要介護者(要支援者)の日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行う。※車いす、ベッド等	20	19
特定福祉用具販売(予防)	要介護者(要支援者)の日常生活の自立を助けるための福祉用具のうち、貸与に馴染まない排泄・入浴などに使用する用具の販売を行う。※腰掛便座、簡易浴槽等	18	18

居宅介護支援	介護支援専門員により、居宅サービス計画の作成をはじめ、在宅の要介護者に対するケアマネジメントを行う。	78	18
計		792	407

○介護保険施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※地域密着型を含む 常に介護が必要で、自宅では介護ができない方(原則要介護3以上)へ食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を行う。	12
	介護老人保健施設 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方へ医学的管理のもとで介護や看護、リハビリを行う。	6
	介護療養型医療施設 急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方へ介護体制の整った医療施設で、医療や看護などを行う。	1
	介護医療院 長期にわたり療養が必要である方へ療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。	1

## 8) 有料老人ホームに関すること

有料老人ホームとは、老人を入居させ、「入浴、排泄又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかのサービスを提供する施設であって、老人福祉施設等でない施設をいいます。

有料老人ホームの設置については、老人福祉法の規定に基づき、あらかじめ市長に届出が必要です。

### ◆市内の有料老人ホームの設置届受理件数 (2020年3月末現在)

住宅型有料老人ホーム	79 施設
介護付き有料老人ホーム	5 施設 (地域密着型特定施設入居者生活介護は除く)
サービス付き高齢者向け住宅	14 施設

## 5. 生活保護（保護課）

生活保護制度は、困窮世帯に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

### 1) 生活保護の現状と動向

本市の生活保護の動向は、昭和47年度以降一貫して増加傾向で推移してきましたが、昭和56年度の被保護世帯3,708世帯、被保護人員9,363人、保護率（被保護人員／管内人口×1,000）31.11%をピークに年々減少の傾向を示し、平成5年度では被保護世帯3,245世帯、被保護人員5,788人、保護率18.96%と最低値を示した以後は再び増加傾向に転じ、令和元年度では被保護世帯10,113世帯、被保護人員12,982人、保護率40.35%と昭和56年度のピークを超える保護率になっています。

一方、世帯の構成人員を被保護者調査時で見ると、単身世帯の比率が昭和47年度で34.7%、昭和55年度で40.0%、昭和60年度が46.8%と年々その比率が増加し、令和元年度においては81.3%と全被保護世帯の8割を単身世帯が占めるようになっています。

また、被保護者調査時での被保護人員の年齢階級変化では、0歳～14歳において昭和47年度には37.6%を占めていたのが年々減少し、令和元年度では7.1%となっています。これとは逆に60歳以上においては昭和55年度以降毎年のように上昇し続け、令和元年度では60.9%を占めるようになり、被保護人員の6割近くを60歳以上の高齢者が占めています。全国でも単身世帯の比率、年齢階級変化、ともに同じ状況がみられます。

生活保護世帯を世帯類型別で分類した場合、令和元年度においては高齢者世帯が53.0%、母子世帯が4.3%、傷病・障害世帯が32.8%、その他の世帯が9.9%と、高齢者世帯＞傷病・障害世帯＞その他の世帯＞母子世帯の順序となっています。これは、全国、沖縄県ともに同じ傾向です。また世帯類型別世帯数の年次推移をみても、高齢者世帯の割合が概ね増加している一方で、母子世帯の割合は遞減傾向にあります。

ここで生活保護の申請・開始・廃止の状況を見ると、福祉相談室において生活の困窮で相談を受けたものは、令和元年度は相談実件数が1,986件、そのうち新規で相談を受けた件数は1,235件となっており、生活保護の申請が受理された件数は1,105件です。

また、令和元年度の生活保護の受給要件調査・判定により、取下げ・却下となったケースは166件、開始ケースは1,105件、廃止ケースは902件となっております。

最後に、生活保護支出額をみると、令和元年度は約229億4,194万円で、昭和47年度の約6億7,985万円と比較して約33倍になっています。

生活保護費の全体に占める生活扶助費の割合は、昭和47年度の66.9%から令和元年度には27.7%と縮小していますが、医療扶助費の割合が昭和47年度の21.9%から令和元年度には53.9%と拡大しています。昭和60年以降は医療扶助の占める割合が生活扶助よりも高くなっているのが特徴です。

なお、平成12年度から新たに介護扶助が導入されましたが、令和元年度における生活保護費の全体に占める介護扶助費の割合は3.0%となっています。

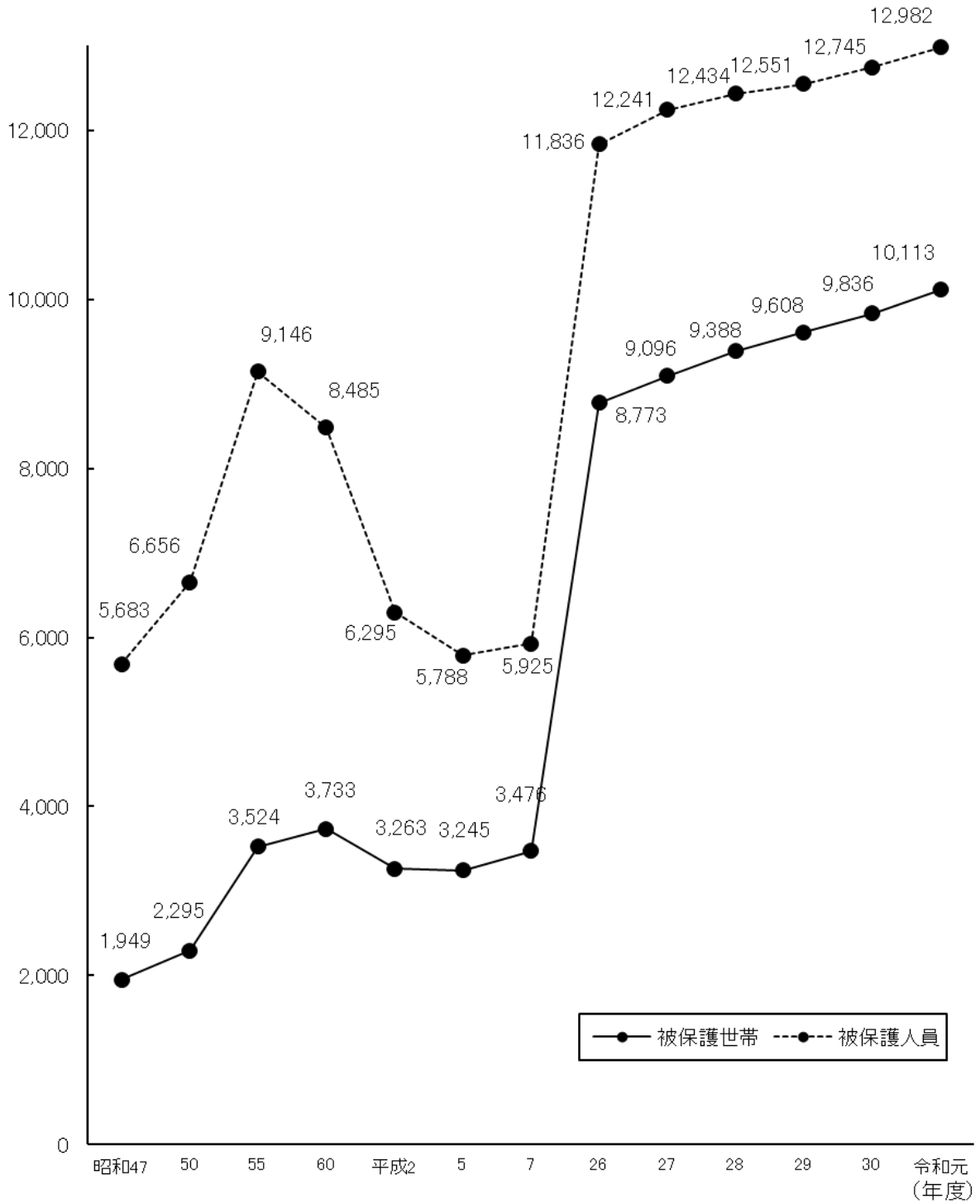
### 2) 被保護世帯・人員状況

令和元年度の被保護世帯・人員数は、年度平均で10,113世帯、12,982人となっています。前年度と比較すると世帯数は277世帯、人員数は237人の増加となっています。また被保護人員の対前年度増減率をみると、令和元年度は対前年度比1.86%の増加となっています。

1世帯に占める被保護人員は年々減少傾向にあり、令和元年度では、1.28人となっています。

(人)

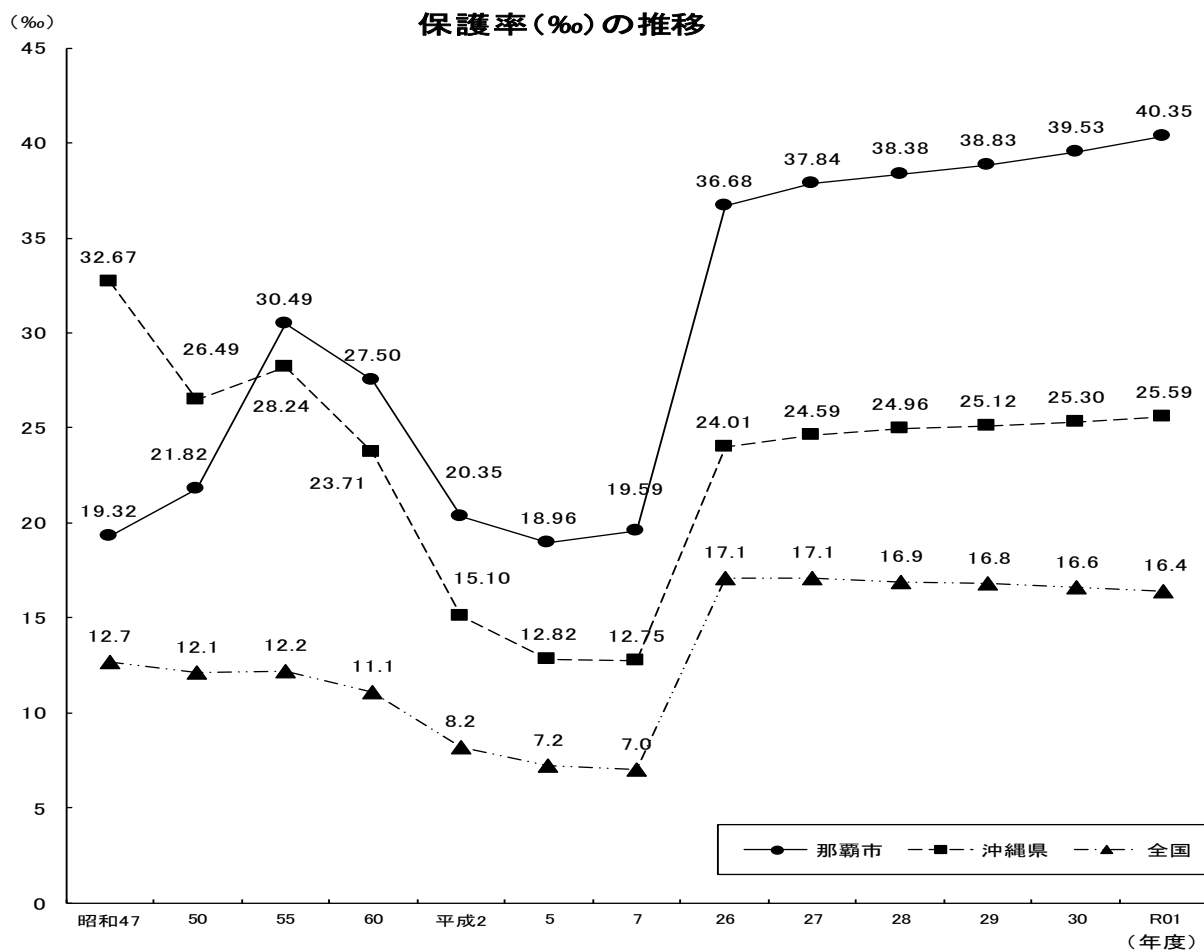
### 被保護世帯・人員の推移(年度平均)



### 3) 保護率の状況

令和元年度的那覇市の平均保護率は40.35%（前年度比0.82ポイント増）、沖縄県は25.59%（前年度比0.29ポイント増）となっています。

那覇市の場合、昭和57年度以降、平成5年度までは減少傾向で推移してきましたが、平成6年度から増加に転じ、平成15・16年度はわずかに減少傾向を示しましたが、平成17年度から再び増加の傾向を示しています。



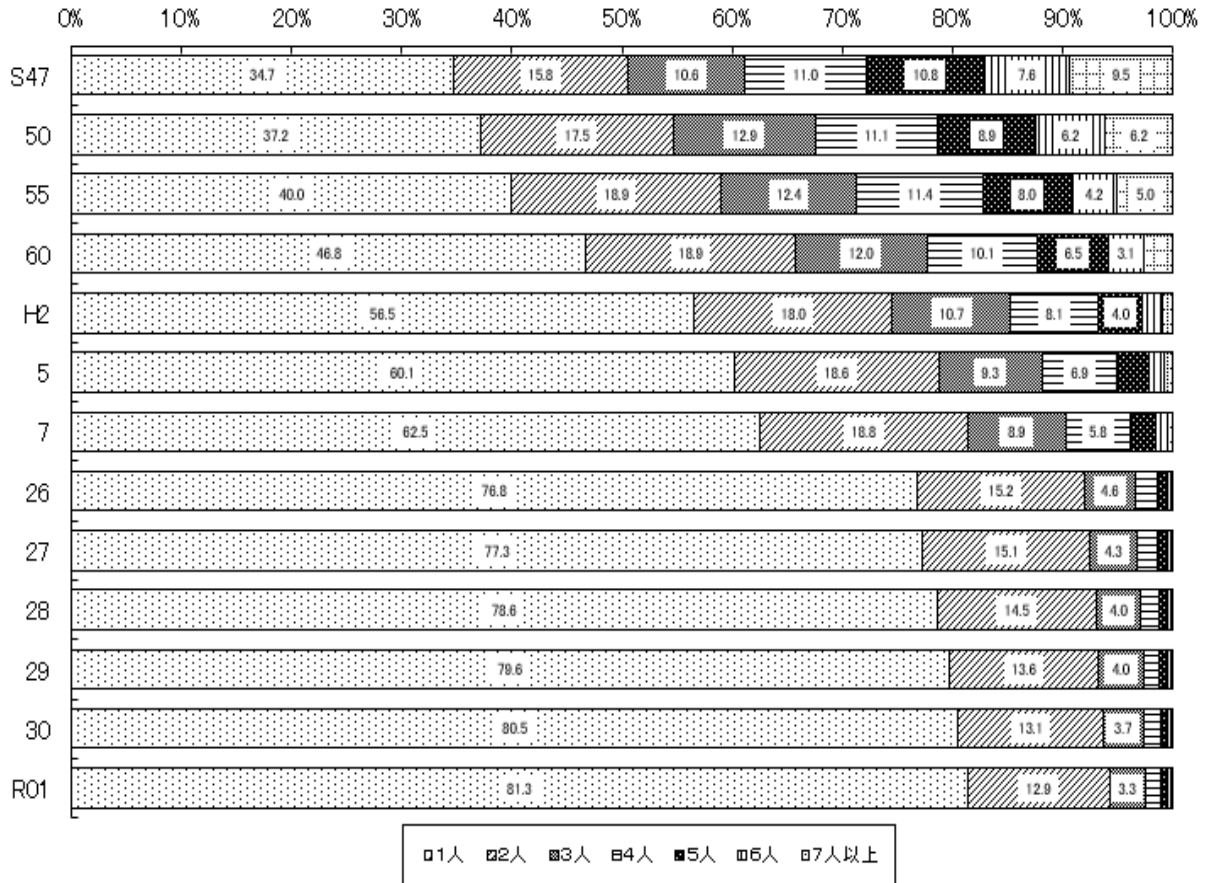
年度別保護率 (%) の推移 (年度平均)

	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
那覇市	30.17	32.20	33.55	35.08	35.92	36.68	37.84	38.38	38.83	39.53	40.35
沖縄県	18.90	20.53	21.68	22.82	23.53	24.01	24.59	24.96	25.12	25.30	25.59
全国	14.0	15.2	16.2	16.8	17.0	17.1	17.1	16.9	16.8	16.6	16.4

#### 4) 世帯構成人員別世帯数

保護世帯の世帯構成人員別構成比をみると、令和元年7月末現在で単身世帯が81.3%ともっとも多くなっています。また、少人数世帯等の比率の増大により、1世帯あたりの人員も減少し、令和元年度7月末現在は1.29人になっています。

世帯構成人員別世帯数の推移(構成比)



世帯構成人員別世帯数の推移(実数)

年度	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	総数	1世帯当たり人員
昭和47	587	268	180	186	183	129	160	1,693	3.18
50	807	380	280	241	194	135	135	2,172	2.86
55	1,373	649	426	391	275	145	173	3,432	2.65
60	1,753	709	449	377	242	118	101	3,749	2.33
平成2	1,829	584	345	261	128	60	30	3,237	1.95
5	1,915	593	297	219	92	44	25	3,185	1.82
7	2,117	638	303	197	81	35	17	3,388	1.72
26	6,612	1,308	400	165	71	37	21	8,614	1.37
27	6,926	1,357	383	166	68	41	19	8,960	1.36
28	7,277	1,343	370	154	63	35	21	9,263	1.34
29	7,543	1,291	383	138	64	32	22	9,473	1.32
30	7,787	1,266	356	149	62	31	20	9,671	1.31
R01	8,057	1,276	324	135	65	27	23	9,907	1.29

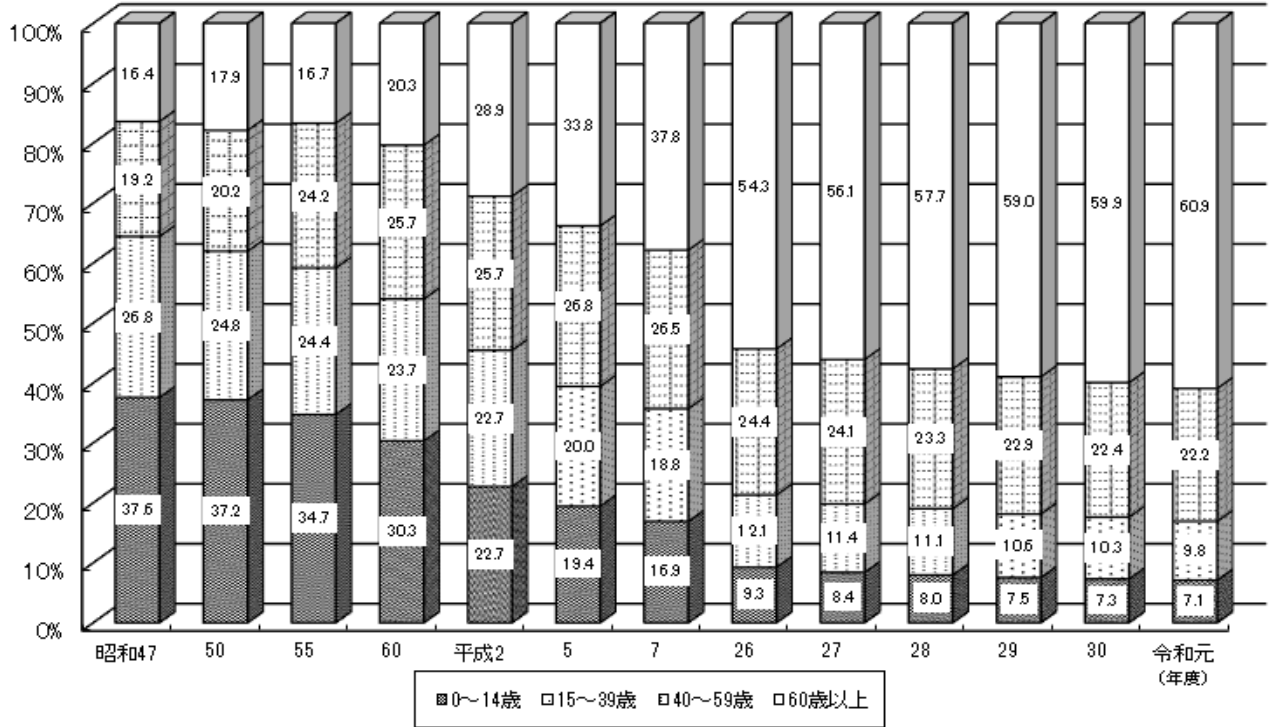
注: 各年7月1日現在(H23年度以降は7月末現在)

資料: 被保護者調査

### 5) 年齢階級別被保護人員

年齢階級別被保護人員を構成比で見ると、令和元年7月末現在で0～14歳が7.1%、15～39歳が9.8%、40～59歳が22.2%、60歳以上が60.9%となっています。また、65歳以上のいわゆる高齢者が全体の51.5%を占めています。

年齢階級別被保護人員推移(構成比)



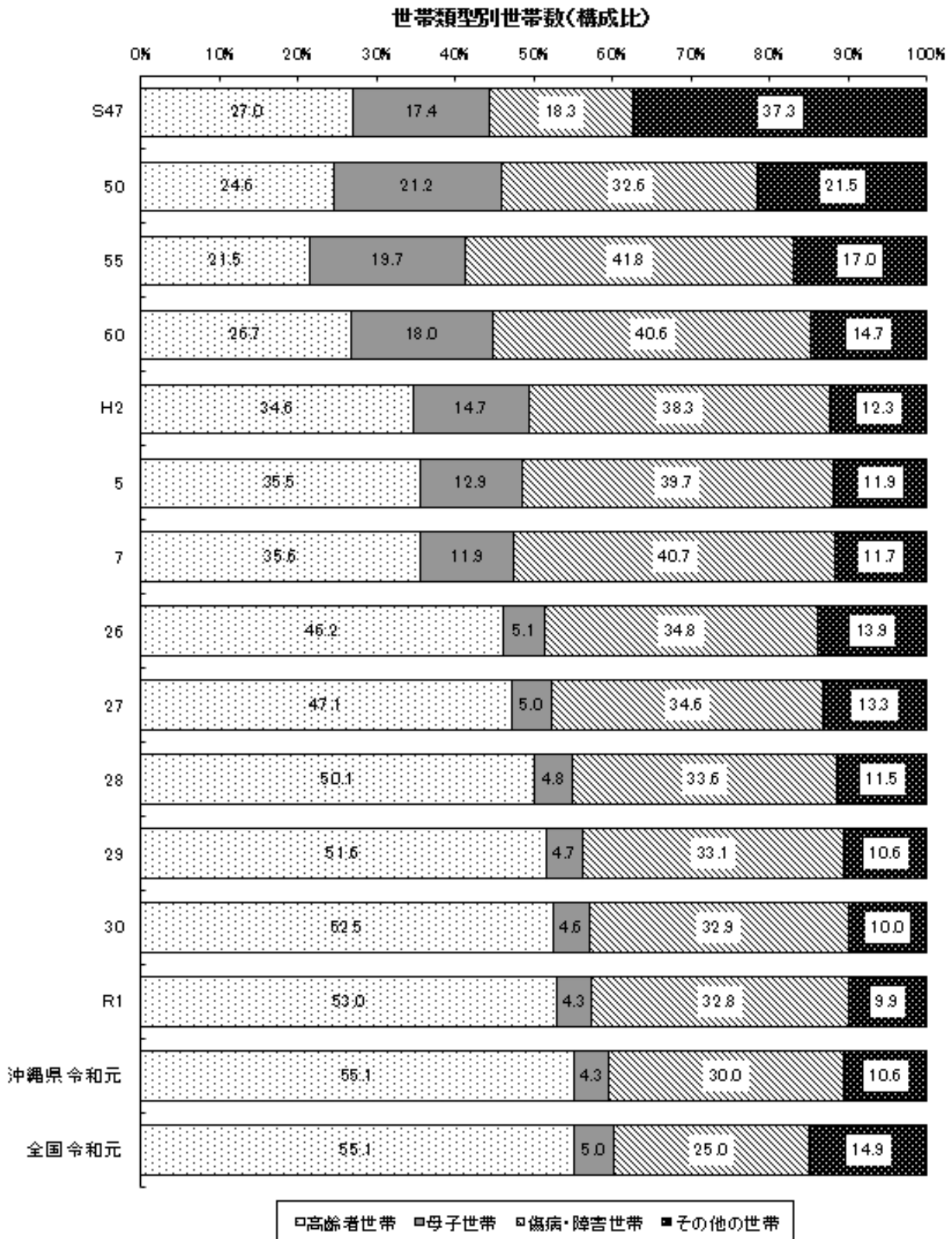
年齢階級別被保護人員の推移(実数)

年度	総数	0～14歳				15～39歳				40～59歳			60歳以上		
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	計	15～19歳	20～29歳	30～39歳	計	40～49歳	50～59歳	計	60～64歳	65歳以上	計
昭和47	5,390	464	981	581	2,026	622	292	533	1,447	654	380	1,034	150	733	883
50	6,218	624	1,055	633	2,312	611	327	603	1,541	807	447	1,254	234	877	1,111
55	9,104	672	1,565	925	3,162	965	491	768	2,224	1,325	874	2,199	376	1,143	1,519
60	8,720	480	1,241	924	2,645	945	353	766	2,064	1,192	1,045	2,237	433	1,341	1,774
平成2	6,310	247	650	536	1,433	688	172	574	1,434	751	871	1,622	452	1,369	1,821
5	5,788	202	538	385	1,125	558	186	413	1,157	762	787	1,549	495	1,462	1,957
7	5,886	221	445	329	995	499	196	412	1,107	792	765	1,557	557	1,670	2,227
26	11,827	287	490	317	1,094	450	344	633	1,427	1,175	1,705	2,880	1,378	5,048	6,426
27	12,184	250	469	304	1,023	461	350	579	1,390	1,223	1,714	2,937	1,344	5,490	6,834
28	12,373	259	447	279	985	430	328	612	1,370	1,238	1,646	2,884	1,277	5,857	7,134
29	12,503	233	424	286	943	429	309	585	1,323	1,248	1,615	2,863	1,236	6,138	7,374
30	12,634	246	403	273	922	429	312	562	1,303	1,201	1,634	2,835	1,208	6,366	7,574
令和元	12,786	246	390	273	909	387	310	556	1,253	1,190	1,645	2,835	1,202	6,587	7,789

資料：被保護者調査(各年7月1日、H23年度以降は7月末現在)

## 6) 世帯類型別世帯数

令和元年度の世帯類型別構成比は、高齢者世帯53.0%、母子世帯4.3%、傷病・障害世帯32.8%、その他世帯9.9%となっています。





世帯類型別世帯数の年次推移(年度平均)

年度	総 数						単身者世帯					2人以上の世帯						
	総 数	高 齢 者 世 帯	母 子 世 帯	傷 病 ・ 障 害 世 帯	そ の 他 の 世 帯	医 療 扶 助 単 給 (再掲)	総 数	高 齢 者 世 帯	傷 病 ・ 障 害 世 帯	そ の 他 の 世 帯	医 療 扶 助 単 給 (再掲)	総 数	高 齢 者 世 帯	母 子 世 帯	傷 病 ・ 障 害 世 帯	そ の 他 の 世 帯	医 療 扶 助 単 給 (再掲)	
実 数	S47	1,919	519	333	351	716	(-)	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	(-)
	50	2,259	556	480	737	486	(104)	818	403	337	78	(74)	1,441	153	480	400	408	(30)
	55	3,519	758	694	1,470	597	(265)	1,411	620	699	92	(165)	2,108	138	694	771	505	(100)
	60	3,728	996	671	1,514	547	(384)	1,757	818	845	94	(270)	1,971	178	671	669	453	(114)
	H2	3,256	1,128	479	1,248	401	(368)	1,844	978	807	59	(336)	1,412	150	479	441	342	(32)
	5	3,240	1,150	419	1,287	384	(324)	1,954	1,012	881	61	(288)	1,286	138	419	406	323	(36)
	7	3,473	1,238	412	1,415	408	(318)	2,195	1,102	995	98	(283)	1,278	136	412	420	310	(35)
	26	8,753	4,124	442	3,025	1,162	(355)	6,713	3,789	2,398	526	(322)	2,040	335	442	627	636	(33)
	27	9,111	4,458	443	3,066	1,144	(311)	7,074	4,100	2,462	512	(285)	2,037	359	443	604	632	(26)
	28	9,377	4,697	452	3,153	1,075	(333)	7,380	4,318	2,590	472	(301)	1,997	378	452	563	604	(32)
	29	9,597	4,951	451	3,179	1,016	(348)	7,665	4,567	2,635	463	(306)	1,932	384	451	544	553	(42)
	30	9,819	5,161	448	3,229	981	(332)	7,936	4,787	2,691	458	(291)	1,883	374	448	538	523	(41)
	R01	10,101	5,345	439	3,317	1,000	(365)	8,252	4,974	2,800	478	(326)	1,849	371	439	517	522	(39)
令和元年 沖 縄	29,454	16,239	1,276	8,826	3,113	(1,284)	24,246	15,101	7,505	1,640	(1,172)	5,208	1,138	1,276	1,321	1,473	(112)	
令和元年 全 国	1,627,725	896,943	81,015	406,930	242,837	(-)	1,328,405	820,903	345,330	162,172	(-)	299,320	76,041	81,015	61,600	80,665	(-)	
構 成 比	S47	100	27.0	17.4	18.3	37.3	(-)	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	(-)
	50	100	24.6	21.2	32.6	21.5	(4.6)	100	49.3	41.2	9.5	(18.4)	100	10.6	33.3	27.8	28.3	(19.6)
	55	100	21.5	19.7	41.8	17.0	(7.5)	100	43.9	49.5	6.5	(26.6)	100	6.5	32.9	36.6	24.0	(72.5)
	60	100	26.7	18.0	40.6	14.7	(10.3)	100	46.6	48.1	5.4	(33.0)	100	9.0	34.0	33.9	23.0	(64.0)
	H2	100	34.6	14.7	38.3	12.3	(11.3)	100	53.0	43.8	3.2	(34.4)	100	10.6	33.9	31.2	24.2	(21.3)
	5	100	35.5	12.9	39.7	11.9	(10.0)	100	51.8	45.1	3.1	(28.5)	100	10.7	32.6	31.6	25.1	(26.1)
	7	100	35.6	11.9	40.7	11.7	(9.2)	100	50.2	45.3	4.5	(25.7)	100	10.6	32.2	32.9	24.3	(25.7)
	26	100	46.2	5.1	34.8	13.9	(4.1)	100	55.8	35.7	8.5	(4.8)	100	16.0	21.3	31.8	30.9	(1.6)
	27	100	47.1	5.0	34.6	13.3	(3.4)	100	56.4	35.7	7.8	(4.0)	100	16.4	21.7	30.7	31.2	(1.3)
	28	100	50.1	4.8	33.6	11.5	(3.6)	100	58.5	35.1	6.4	(4.1)	100	18.9	22.6	28.2	30.2	(1.6)
	29	100	51.6	4.7	33.1	10.6	(3.4)	100	60.3	33.9	5.8	(4.0)	100	19.9	23.8	28.6	28.6	(2.2)
	30	100	52.5	4.6	32.9	10.0	(3.6)	100	60.3	33.9	5.8	(4.0)	100	20.1	23.7	28.0	28.3	(2.1)
	R01	100	53.0	4.3	32.8	9.9	(3.6)	100	60.3	33.9	5.8	(4.0)	100	20.0	23.7	28.0	28.3	(2.1)

注：世帯数には停止世帯を含めていない。

年度別生活保護扶助別支出額(決算額)の推移

(単位:千円、%)

扶助内容		昭和47	50	55	60	平成2	7	26	27	28	29	30	令和1
実 数	生活扶助	455,028	1,070,879	2,550,737	3,060,942	2,548,666	2,834,293	6,402,180	6,350,699	6,466,106	6,443,840	6,412,807	6,359,802
	住宅扶助	41,635	135,311	537,432	798,832	788,162	913,734	2,853,502	2,950,748	3,051,309	3,126,332	3,199,856	3,262,583
	教育扶助	27,912	78,072	166,949	177,583	109,721	74,295	111,566	109,061	102,031	101,108	86,997	73,570
	介護扶助	-	-	-	-	-	-	579,282	604,871	634,020	634,738	652,425	681,273
	医療扶助	148,875	421,583	1,927,269	3,149,663	3,595,998	4,736,447	10,196,247	10,793,038	10,734,764	11,311,959	11,488,801	12,363,192
	その他の扶助	1,377	3,124	9,735	8,587	6,690	8,240	87,339	88,856	87,941	92,068	99,843	84,920
	施設・委託事務費	5,030	13,597	31,465	39,695	32,772	48,722	101,689	111,271	110,494	109,251	111,916	116,599
	総 数	679,857	1,722,566	5,223,587	7,235,302	7,082,009	8,615,731	20,331,805	21,008,544	21,186,665	21,819,296	22,052,645	22,941,939
構 成 比	生活扶助	66.9	62.2	48.8	42.3	36.0	32.9	31.5	30.2	30.5	29.5	29.1	27.7
	住宅扶助	6.1	7.9	10.3	11.0	11.1	10.6	14.0	14.0	14.4	14.3	14.5	14.2
	教育扶助	4.1	4.5	3.2	2.5	1.5	0.9	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3
	介護扶助	-	-	-	-	-	-	2.8	2.9	3.0	2.9	3.0	3.0
	医療扶助	21.9	24.5	36.9	43.5	50.8	55.0	50.1	51.4	50.7	51.8	52.1	53.9
	その他の扶助	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4
	施設・委託事務費	0.7	0.8	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	総 数	100	100	100	100	100	100	100	100	100.0	100.0	100.0	100.0
指 数	生活扶助	100	235.3	560.6	672.7	560.1	622.9	1407.0	1395.7	1421.0	1416.1	1409.3	1397.7
	住宅扶助	100	325.0	1290.8	1918.7	1893.0	2194.6	6853.6	7087.2	7328.7	7508.9	7685.5	7836.2
	教育扶助	100	279.7	598.1	636.2	393.1	266.2	399.7	390.7	365.5	362.2	311.7	263.6
	介護扶助	-	-	-	-	-	-	397.7	415.2	435.2	435.7	447.9	467.7
	医療扶助	100	283.2	1294.6	2115.6	2415.4	3181.5	6848.9	7249.7	7210.6	7598.3	7717.1	8304.4
	その他の扶助	100	226.9	707.0	623.6	485.8	598.4	6342.7	6452.9	6386.4	6686.1	7250.8	6167.0
	施設・委託事務費	100	270.3	625.5	789.2	651.5	968.6	2021.7	2212.1	2196.7	2172.0	2225.0	2318.1
	総 数	100	253.4	768.3	1064.2	1041.7	1267.3	2990.6	3090.1	3116.3	3209.4	3243.7	3374.5

注:47年度は11ヶ月分

注:指数、介護扶助は13年度を100とする。

7) 町字別被保護者の状況 (令和元年8月末現在)

本庁管内

町字名	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
曙 1丁目	1,512	88	115	76.06
曙 2丁目	1,412	83	100	70.82
曙 3丁目	2,004	146	198	98.80
旭 町	180	0	0	0.00
字 安 謝	3,759	159	213	56.66
安 謝 1丁目	1,908	8	10	5.24
安 謝 2丁目	3,025	68	73	24.13
字 天 久	2,735	110	163	59.60
天 久 1丁目	2,102	0	0	0.00
天 久 2丁目	2,778	11	11	3.96
泉 崎 1丁目	1,806	56	83	45.96
泉 崎 2丁目	1,270	14	18	14.17
字 上 之 屋	1,247	67	76	60.95
上 之 屋 1丁目	1,630	16	16	9.82
奥 武 山 町	221	0	0	0.00
おもろまち 1丁目	1,190	0	0	0.00
おもろまち 2丁目	1,382	1	1	0.72
おもろまち 3丁目	1,310	0	0	0.00
おもろまち 4丁目	2,210	4	6	2.71
久 米 1丁目	1,427	38	50	35.04
久 米 2丁目	1,800	52	60	33.33
久 茂 地 1丁目	90	1	1	11.11
久 茂 地 2丁目	989	32	38	38.42
久 茂 地 3丁目	572	19	22	38.46
古 波 蔵 3丁目	3,285	158	211	64.23
古 波 蔵 4丁目	889	42	64	71.99
楚 辺 1丁目	1,456	45	55	37.77
楚 辺 2丁目	2,610	90	109	41.76
楚 辺 3丁目	545	5	6	11.01
辻 1丁目	1,638	98	123	75.09
辻 2丁目	929	172	186	200.22
辻 3丁目	0	0	0	0.00
壺 川 1丁目	1,340	64	90	67.16
壺 川 2丁目	1,468	20	31	21.12
壺 川 3丁目	902	92	135	149.67
壺 屋 1丁目	2,133	128	145	67.98
泊 1丁目	2,962	48	61	20.59
泊 2丁目	1,695	27	32	18.88
泊 3丁目	1,554	46	51	32.82
通 堂 町	0	0	0	0.00
西 1丁目	1,422	58	76	53.45
西 2丁目	1,393	26	33	23.69
西 3丁目	1,379	52	85	61.64
東 町	1,134	21	22	19.40
樋 川 1丁目	2,728	156	200	73.31
樋 川 2丁目	646	24	68	105.26
前 島 1丁目	1,274	38	50	39.25
前 島 2丁目	1,632	74	103	63.11
前 島 3丁目	1,155	76	91	78.79
牧 志 1丁目	1,380	27	31	22.46
牧 志 2丁目	2,036	61	73	35.85
牧 志 3丁目	2,076	109	131	63.10
松 尾 1丁目	1,699	28	33	19.42
松 尾 2丁目	2,624	85	102	38.87
松 山 1丁目	999	23	28	28.03
松 山 2丁目	916	18	23	25.11
港 町 1丁目	0	0	0	0.00
港 町 2丁目	257	11	15	58.37
港 町 3丁目	0	0	0	0.00
港 町 4丁目	0	0	0	0.00
字 銘 苺	1,110	56	75	67.57
銘 苺 1丁目	1,911	47	99	51.81
銘 苺 2丁目	1,776	0	0	0.00
銘 苺 3丁目	1,740	2	2	1.15
山 下 町	2,083	79	101	48.49

町字名	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
若 狭 1丁目	879	28	35	39.82
若 狭 2丁目	1,402	49	59	42.08
若 狭 3丁目	2,148	134	161	74.95
垣 花 町	0	0	0	0.00
垣 花 1丁目	0	0	0	0.00
垣 花 2丁目	0	0	0	0.00
垣 花 3丁目	68	0	0	0.00
住 吉 町 1丁目	0	0	0	0.00
住 吉 町 2丁目	0	0	0	0.00
住 吉 町 3丁目	0	0	0	0.00
本 庁 管 内 計	99,832	3,290	4,249	42.56

真和志管内

町字名	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
古 波 蔵 1丁目	2,839	111	132	46.50
古 波 蔵 2丁目	1,956	108	148	75.66
壺 屋 2丁目	1,967	114	146	74.22
字 与 儀	3,503	158	215	61.38
与 儀 1丁目	1,349	67	75	55.60
与 儀 2丁目	1,675	103	148	88.36
字 安 里	3,694	152	187	50.62
安 里 1丁目	561	46	51	90.91
安 里 2丁目	890	6	6	6.74
安 里 3丁目	946	49	58	61.31
字 上 間	3,708	85	120	32.36
上 間 1丁目	1,045	33	39	37.32
字 国 場	11,407	460	566	49.62
字 識 名	1,501	9	17	11.33
識 名 1丁目	2,170	91	135	62.21
識 名 2丁目	1,019	24	33	32.38
識 名 3丁目	2,220	62	83	37.39
識 名 4丁目	772	11	11	14.25
字 大 道	3,358	163	187	55.69
字 仲 井 真	4,675	92	142	30.37
長 田 1丁目	1,937	123	164	84.67
長 田 2丁目	5,317	218	295	55.48
繁 多 川 1丁目	2,821	85	127	45.02
繁 多 川 2丁目	1,795	89	107	59.61
繁 多 川 3丁目	1,696	109	143	84.32
繁 多 川 4丁目	1,782	49	68	38.16
繁 多 川 5丁目	1,995	81	113	56.64
字 古 島	298	8	9	30.20
古 島 1丁目	1,463	11	19	12.99
古 島 2丁目	1,968	15	17	8.64
字 真 地	3,807	65	93	24.43
真 嘉 比 1丁目	1,631	7	7	4.29
真 嘉 比 2丁目	2,538	14	16	6.30
真 嘉 比 3丁目	1,422	6	8	5.63
松 島 1丁目	1,232	9	12	9.74
松 島 2丁目	1,013	9	9	8.88
字 松 川	2,938	160	184	62.63
松 川 1丁目	1,432	60	78	54.47
松 川 2丁目	1,387	71	91	65.61
松 川 3丁目	2,360	144	172	72.88
三 原 1丁目	2,156	123	157	72.82
三 原 2丁目	2,795	97	135	48.30
三 原 3丁目	1,671	45	59	35.31
字 寄 宮	529	53	57	107.75
寄 宮 1丁目	1,656	66	75	45.29
寄 宮 2丁目	2,632	106	137	52.05
寄 宮 3丁目	1,620	152	179	110.49
真 和 志 管 内 計	105,146	3,919	5,030	47.84

首里管内

町字名	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
赤田町 1丁目	370	3	4	10.81
2丁目	399	1	1	2.51
3丁目	168	15	15	89.29
赤平町 1丁目	341	18	18	52.79
2丁目	706	20	27	38.24
池端町	155	2	2	12.90
石嶺町 1丁目	2,952	16	30	10.16
2丁目	6,300	167	244	38.73
3丁目	3,772	66	85	22.53
4丁目	8,945	162	194	21.69
大名町 1丁目	1,746	3	6	3.44
2丁目	813	8	9	11.07
3丁目	1,774	74	113	63.70
大中町 1丁目	441	5	5	11.34
2丁目	234	1	2	8.55
金城町 1丁目	561	5	8	14.26
2丁目	353	4	4	11.33
3丁目	270	1	1	3.70
4丁目	1,020	1	3	2.94
儀保町 1丁目	333	2	2	6.01
2丁目	200	2	3	15.00
3丁目	320	5	5	15.63
4丁目	440	4	7	15.91
久場川町 1丁目	1,324	19	30	22.66
2丁目	2,582	84	118	45.70
崎山町 1丁目	558	2	3	5.38
2丁目	215	4	4	18.60
3丁目	476	1	1	2.10
4丁目	665	2	2	3.01
寒川町 1丁目	859	12	19	22.12
2丁目	800	22	29	36.25
末吉町 1丁目	703	20	24	34.14
2丁目	1,250	8	16	12.80
3丁目	1,645	43	49	29.79
4丁目	430	3	5	11.63
平良町 1丁目	1,048	7	10	9.54
2丁目	515	2	3	5.83
汀良町 1丁目	393	4	5	12.72
2丁目	511	7	9	17.61
3丁目	1,154	28	48	41.59
当蔵町 1丁目	634	2	2	3.15
2丁目	601	3	5	8.32
3丁目	71	0	0	0.00
桃原町 1丁目	354	6	6	16.95
2丁目	399	8	9	22.56
鳥堀町 1丁目	173	4	4	23.12
2丁目	334	6	7	20.96
3丁目	480	3	3	6.25
4丁目	2,491	15	26	10.44
5丁目	1,066	21	39	36.59
真和志町 1丁目	177	1	1	5.65
2丁目	151	1	1	6.62
山川町 1丁目	1,297	16	22	16.96
2丁目	526	5	5	9.51
3丁目	597	10	13	21.78
首里管内計	57,092	954	1,306	22.88

小禄管内

町字名	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
字赤嶺	0	0	0	0.00
赤嶺 1丁目	1,302	1	1	0.77
2丁目	1,791	24	45	25.13
字宇栄原	3,200	59	99	30.94
宇栄原 1丁目	2,107	53	67	31.80
2丁目	1,564	5	12	7.67
3丁目	3,096	100	125	40.37
4丁目	2,082	144	201	96.54
5丁目	429	6	8	18.65
6丁目	648	9	12	18.52
字小禄	9,163	153	221	24.12
小禄 1丁目	4,023	141	159	39.52
2丁目	852	4	10	11.74
3丁目	815	7	10	12.27
4丁目	1,854	23	23	12.41
5丁目	1,323	9	13	9.83
字鏡水	544	0	0	0.00
鏡原町	1,935	115	140	72.35
字具志	0	0	0	0.00
具志 1丁目	1,751	18	26	14.85
2丁目	1,853	12	14	7.56
3丁目	2,273	5	7	3.08
字高良	0	0	0	0.00
高良 1丁目	823	11	15	18.23
2丁目	1,607	30	38	23.65
3丁目	487	8	9	18.48
字田原	1,982	35	49	24.72
田原 1丁目	1,058	0	0	0.00
2丁目	323	12	12	37.15
3丁目	2,064	83	140	67.83
4丁目	608	1	1	1.64
字当間	1,062	0	0	0.00
字宮城	0	0	0	0.00
宮城 1丁目	1,416	3	3	2.12
字安次嶺	294	0	0	0.00
字大嶺	0	0	0	0.00
金城 1丁目	864	2	2	2.31
2丁目	1,908	3	7	3.67
3丁目	531	2	2	3.77
4丁目	467	1	2	4.28
5丁目	1,457	1	2	1.37
小禄管内計	59,556	1,080	1,475	24.77

その他

	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
病院・施設等	-	715	724	-

管内別

	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
本庁	99,832	3,290	4,249	42.56
真和志	105,146	3,919	5,030	47.84
首里	57,092	954	1,306	22.88
小禄	59,556	1,080	1,475	24.77
その他	-	715	724	-
総数	321,626	9,958	12,784	39.75

管内福祉地図（令和元年 8 月末現在）  
本庁管内

※数字は保護率（%）

港町 2 58.37	港町 1 0.00	曙 3 98.80	字安謝 56.66		字銘苺 67.57	
港町 3 0.00		曙 2 70.82	安謝 2 24.13		銘苺 3 1.15	
港町 4 0.00		曙 1 76.06		安謝 1 5.24	銘苺 2 0.00	
		字天久 59.60	天久 2 3.96	天久 1 0.00	おもろまち 3 0.00	おもろまち 4 2.71
		字上之屋 60.95	上之屋 1 9.82		おもろまち 2 0.72	おもろまち 1 0.00
泊 3 32.82		泊 2 18.88			泊 1 20.59	
	前島 3 78.79	前島 2 63.11	前島 1 39.25	牧志 2 35.85	牧志 3 63.10	壺屋 1 67.98
若狭 3 74.95	松山 2 25.11		牧志 1 22.46		松尾 2 38.87	樋川 2 105.26
若狭 2 42.08	松山 1 28.03	久茂地 2 38.42	久茂地 3 38.46		松尾 1 19.42	
若狭 1 39.82	久米 1 35.04	久米 2 33.33	久茂地 1 11.11	楚辺 1 37.77		樋川 1 73.31
辻 3 0.00	辻 2 200.22	辻 1 75.09	泉崎 1 45.96	泉崎 2 14.17	楚辺 3 11.01	楚辺 2 41.76
西 3 61.64	西 2 23.69	西 1 53.45	東町 19.40	旭町 0.00		壺川 1 67.16
	通堂町 0.00			壺川 3 149.67		
				壺川 2 21.12		古波蔵 3 64.23
垣花 3 0.00	垣花 1 0.00	垣花町 0.00	奥武山町 0.00		古波蔵 4 71.99	
住吉町 3 0.00	垣花 2 0.00					
住吉町 2 0.00	住吉町 1 0.00	山下町 48.49				

真和志管内

		古島 1 12.99	古島 2 8.64	松島 2 8.88		
				松島 1 9.74		
				真嘉比 2 6.30	真嘉比 3 5.63	
		真嘉比 1 4.29		字古島 30.20		
字安里 50.62	安里 3 61.31	字松川 62.63	松川 2 65.61	松川 3 72.88	繁多川 3 84.32	
安里 2 6.74	安里 1 90.91	字大道 55.69	松川 1 54.47	繁多川 1 45.02	繁多川 2 59.61	繁多川 4 38.16
		三原 1 72.82	三原 2 48.30	三原 3 35.31	繁多川 5 56.64	
		壺屋 2 74.22	寄宮 3 110.49	識名 1 62.21	識名 2 32.38	
		寄宮 1 45.29	寄宮 2 52.05		識名 3 37.39	識名 4 14.25
		与儀 1 55.60	字寄宮 107.75	長田 1 84.67	長田 2 55.48	上間 1 37.32
		与儀 2 88.36	字与儀 61.38	字上間 32.36		
				字国場 49.62	字仲井真 30.37	
		古波蔵 2 75.66	古波蔵 1 46.50			

首里管内

末吉町 3 29.79	大名町 1 3.44	大名町 2 11.07	大名町 3 63.70	石嶺町 3 22.53	石嶺町 4 21.69		
末吉町 4 11.63	末吉町 2 12.80	末吉町 1 34.14	平良町 2 5.83	平良町 1 9.54	石嶺町 1 10.16		
	儀保町 4 15.91	儀保町 3 15.63	久場川町 1 22.66	久場川町 2 45.70	石嶺町 2 38.73		
山川町 2 9.51	桃原町 2 22.56	儀保町 2 15.00	儀保町 1 6.01	赤平町 2 38.24	汀良町 1 12.72	汀良町 2 17.61	汀良町 3 41.59
	大中町 2 8.55			赤平町 1 52.79			
山川町 1 16.96	大中町 1 11.34	桃原町 1 16.95	当蔵町 1 3.15	鳥堀 1 23.12	鳥堀町 2 20.96	鳥堀町 3 6.25	鳥堀町 4 10.44
山川町 3 21.78	池端町 12.90		当蔵町 2 8.32				鳥堀町 5 36.59
	真和志町 2 6.62	真和志町 1 5.65			赤田町 2 2.51	赤田町 3 89.29	
寒川町 2 36.25	寒川町 1 22.12	当蔵町 3 0.00	赤田町 1 10.81		崎山町 2 18.60	崎山町 3 2.10	
		金城町 1 14.26	崎山町 1 5.38				
	金城町 2 11.33	金城町 3 3.70	金城町 4 2.94	崎山町 4 3.10			

小禄管内

字大嶺 0.00	字鏡水 0.00	金城 1 2.31	金城 2 3.67	田原 1 0.00	田原 2 37.15	字小禄 24.12	鏡原町 72.35
	字安次嶺 0.00	赤嶺 1 0.77	金城 3 3.77	金城 5 1.37	田原 3 67.83	字田原 24.72	小禄 5 9.83
		赤嶺 2 25.13	金城 4 4.28		田原 4 1.64		小禄 2 11.74
	字当間 0.00			宇栄原 1 31.80	宇栄原 2 7.67	字宇栄原 30.94	小禄 4 12.41
字高良 0.00	字赤嶺 0.00	高良 3 18.48	宇栄原 3 40.37	宇栄原 4 96.54			
		宮城 1 2.12	高良 1 18.23	高良 2 23.65	宇栄原 5 18.65		
字宮城 0.00	字具志 0.00	具志 1 14.85	具志 2 7.56	宇栄原 6 18.52			
		具志 3 3.08					



## 8) 福祉相談

生活保護を検討されている方へ、8人の面接相談員が生活保護の制度や主旨について説明し、正しく理解して生活保護制度を利用していただくよう申請手続きの受付を行っています。

また、相談内容によっては生活保護以外の制度利用などの情報提供や関連機関を案内しています。

## 9) 女性相談

自身だけではどうしても解決できないDV等男女間の問題、売春や売春に繋がるような借金、生活上の様々な問題について、女性の立場から4人の女性相談員が直接窓口で対応しています。

また必要に応じて、沖縄県女性相談所への一時保護を依頼するなど、女性の身の安全を守り、生活上の助言及び医療機関や多重債務整理のため弁護士相談等への同行を行なうなど、女性が安心して自立して暮らしていくための支援を行っています。

令和元年度別受付相談状況 (単位：件 新規のみ)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
生活保護法	1,319 (109.9)	1,213 (101.1)	1,289 (107.4)	1,106 (92.2)	1,131 (94.3)	1,235 (102.9)
婦人相談	381 (31.8)	506 (42.2)	519 (43.3)	432 (36.0)	548 (45.7)	617 (51.4)
計	1,700 (141.7)	1,719 (143.3)	1,808 (150.7)	1,538 (128.2)	1,679 (139.9)	1,852 (154.3)

注：（ ）内は月平均件数です。

令和元年度の月別・受付相談状況

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
生活保護関係	新規相談件数	84	105	81	112	105	111	101	80	101	117	108	130	1,235
	述べ相談件数	244	287	251	301	294	295	278	241	264	292	270	346	3,363
婦人相談	相談件数	61	52	53	62	57	44	64	42	41	45	53	43	617
	延べ相談件数	112	95	112	130	137	127	137	130	154	153	126	117	1,530
合計	新規相談件数	145	157	134	174	162	155	165	122	142	162	161	173	1,852
	述べ相談件数	356	382	363	431	431	422	415	371	418	445	396	463	4,893

令和元年度婦人相談経路別受付の状況

区分	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	縁故者・知人	その他	計
新規	206	5	0	1	0	0	0	48	21	2	9	14	21	327
再来	244	0	0	1	0	17	5	12	5	1	0	2	3	290

令和元年度婦人相談処理状況

婦人保護施設に入所	就職自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	婦人相談所・婦人相談員へ移送	他府県の婦人相談所・婦人相談員へ移送	その他の関係機関・施設へ移送	助言・指導のみ	その他	計	指導述べ件数	訪問調査指導延べ件数(再掲)
0	0	0	0	0	0	2	0	615	0	617	1530	25

## 6. 戦傷病者・戦没者遺族等の援護(福祉政策課)

戦傷病者・戦没者遺族等援護法(援護法)は、戦争公務・勤務関連傷病により障害となった方、または死亡した方の遺族に国家補償(全額国庫負担)をすることを目的とし、昭和27年制定されました。援護法による給付の他に特別給付金支給法・特別弔慰金支給法による給付がありますが、すべて本人からの申請によります。

### 1) 援護金の種類

#### ①障害年金

軍人、軍属、又は準軍属(一般邦人で軍命により戦闘等に参加した者)であった者が公務上の傷病により、一定程度以上の障害を有するにいたった場合に年金として支給されます。

#### ②遺族年金

軍人軍属が公務上の傷病等に起因して死亡した場合、または障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に年金として支給されます。

#### ③遺族給与金

準軍属の遺族、または準軍属であった障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に年金として支給されま

す。

#### ④弔慰金

軍人軍属等が公務傷病又は勤務関連の傷病により死亡した場合、死亡当時の三親等内の親族(死亡当時のその者と生計を同じくした者に限る)のうち最先順位者に、一時金として1度のみ支給されます。(10年償還の国庫債券にて額面30,000円又は50,000円)

#### ⑤戦没者の遺族等に対する特別弔慰金

戦没者の死亡に関し、公務扶助料・遺族年金等を受ける権利を有している者がすべて失権している時に、三親等内の遺族に記名国債(5年償還)をもって支給される一時金です。申請時期は、戦後何十周年という機会に法律改正によって決められています。

#### ⑥戦傷病者の妻、戦没者の妻、戦没者の父母等に対する特別給付金

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により特別給付金が支給されます。記名国債(10年または5年償還)をもって支給される一時金で、10年または5年ごとの法律改正により申請時期が決められています。

#### ⑦対馬丸遭難学童遺族特別支出金

戦時疎開目的で対馬丸に乗船し、同船が昭和19年8月22日鹿児島県の悪石島沖で敵潜水艦の魚雷攻撃を受け沈没した際に死亡した疎開児童の父母に対し、毎年支給されます。

### 2) 那覇市における援護金の受給状況

(令和2年4月1日現在)

援護金の名称	額	件数
1. 障害年金	743,000～4,769,000円	57
2. 遺族年金	318,850～1,966,800円	13
3. 遺族給与金	335,000～1,966,800円	40
4. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金	5万円～50万円(5年償還)	43
5. 戦没者等の妻に対する特別給付金	180万円～200万(10年償還)	253
6. 戦没者の父母等に対する特別給付金	100万(5年償還)	1
7. 第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	25万(5年償還)	11,468
8. 対馬丸遭難学童遺族特別支出金	年額1,376,760円	1

## 7. 地域福祉(福祉政策課)

### 1) 那覇市地域福祉計画に基づく地域福祉の推進

平成31年3月に策定された「第4次那覇市地域福祉計画・第2次那覇市地域福祉活動計画」は、第5次那覇市総合計画における地域福祉の施策を具体化する計画で、令和5年度までの5年間の計画期間としています。また、那覇市社会福祉協議会と方向性を統一し連携するため、同協会的那覇市地域福祉活動計画と一体的に作成しました。

第4次那覇市地域福祉計画では、第3次計画に引き続き、地域の支え合いのサイクルとして、「見つける・つなげる・見守る」の3つをキーワードにしています。自分で声を上げることのない困っている人を見つけ、福祉サービスへつなげ、その後も大丈夫か気にかけて見守ることをうたっています。

この理念を実践するため、本市では一部を那覇市社会福祉協議会に委託し、平成26年度から安心生活創造推進事業を始めました。本事業では、社協にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、市内各地で自治会等を中心とした地域見守り隊の結成を促し、地域見守り隊のメンバーで高齢者等に日頃から声を掛けていただき、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていける環境を作ることを目的とし、平成26年度に7カ所、平成27年度に15カ所、平成28年度に11カ所、平成29年度に4カ所、平成30年度に5カ所、令和元年度に6カ所の合計48カ所の地域見守り隊を結成しております。また、ひいては災害時に、ご自分の避難に配慮しつつも、支援の必要な方を助けていただくことも目標としております。

特に、平成22年度から、災害に備え緊急時や災害時等に自力で迅速な避難が困難な方たちの情報を、関係部局から横断的に収集し、那覇市避難行動要支援者名簿を作成、関係部局で共有しています。またそれとは別に平成24年度から、災害時の避難支援を希望する方の名簿を作り、本人の同意を得て、支援者へ情報を提供し、地域における共助による新たな支援体制作りを図っております。

### 2) 地域福祉基金助成事業(平成4年事業開始)

那覇市地域福祉基金条例に基づき、高齢者等の保健福祉の向上を図るために民間福祉団体やボランティア団体が次の事業を実施する場合に、その経費の一部を助成しています。

- ① 在宅福祉等の普及及び向上に関する事業
- ② 健康・生きがいづくりの推進に関する事業
- ③ ボランティア活動の活発化に関する事業
- ④ その他高齢者保健福祉事業等の向上に関する事業

<那覇市地域福祉基金の積立状況(平成4年3月16日基金積立開始)>

区 分	平成30年度末現在高	令和元年度中増減高		令和元年度末現在高
		増	減	
現 金	62,034,182 円	468,986 円		62,503,168 円
有価証券	796,745,698 円			796,745,698 円
計	858,779,880 円	468,986 円		859,248,866 円

<補助金額等の概要について>

補助金の額は、補助対象経費の合計額から、当該補助事業実施に伴う寄附金等の収入額を控除した額以内で、1事業あたり50万円を限度としています。

補助金の交付の対象となる団体は、本市において継続して1年以上にわたって社会福祉に係る活動実績のある団体(宗教団体、政治団体、営利を目的とする団体その他交付をすることが不適当と認められる団体を除く。)及び介護予防サークルとします。

<補助対象経費>

- ① 謝礼金（講師謝礼金、委員謝礼金）  
外部講師については時給1万円、内部講師については時給3千円を限度額とする。
- ② 旅費（費用弁償、普通旅費）  
合理的経路を用いて要する公共交通機関等交通費の実費相当額。
- ③ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）  
食糧費については一人当たり飲料代200円、食事代600円以内とし、懇談会に対する費用は対象外とする。
- ④ 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料）
- ⑤ 委託料
- ⑥ 使用料及び賃借料
- ⑦ 備品購入費  
事業実地に必要不可欠な消耗品以外の物品購入費用。
- ⑧ その他経費（上記以外に地域福祉基金補助事業の趣旨に沿うもので市長が特に必要と認めるもの）

令和元年度助成事業一覧（総額：1,923,105円）

<年度別地域福祉基金助成状況>

年度	助成事業数	補助金総額
平成25年度	21事業	10,168,814円
平成26年度	17事業	6,715,077円
平成27年度	12事業	4,035,749円
平成28年度	10事業	3,752,891円
平成29年度	7事業	2,036,162円
平成30年度	7事業	2,590,431円
令和元年度	7事業	1,923,105円

### 3) 社会福祉法人への助成

那覇市社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、社会福祉法人が福祉施設を建設する場合、又は市民県民の福祉向上を目的として事業を行う場合等に補助を行っています。

団体名(令和元年度補助金額)	代表者	所在地	主な事業
那覇市社会福祉協議会 (57,935,000円)	新本 博司	那覇市金城3-5-4 (総合福祉センター内) (Tel:857-7766)	社協活動(別記、那覇市社会福祉協議会の事業参照)
(福祉政策課)			

### 4) 福祉団体への助成

那覇市を単位として、自らの福祉向上と地域福祉の向上を図る目的で結成されている各種福祉団体、又は市民県民の福祉向上を目的として事業を行う団体に対して団体育成の立場から助成を行っています。

団体名(令和元年度補助金額)	代表者	所在地	主な事業
那覇市民生委員児童委員連合会 (31,161,618円)	眞榮城 嘉政	那覇市金城3-5-4 (総合福祉センター内) (Tel:858-5166)	民生委員の日での広報活動 民生委員児童委員活動 調査、研究、研修 民生委員大会の開催

那覇保護区保護司会 (2,165,769円)	兼次 政福	那覇市金城3-5-4 (総合福祉センター内) (Tel:858-7022)	保護司活動(更生保護事業) ケース研修会 環境浄化活動 犯罪予防活動 社会を明るくする運動
更生保護法人在りじゅまる沖縄 (276,011円)	仲本 晴男	那覇市首里平良町 1-29-4 (Tel:884-4091)	更生保護施設がじゅまる沖縄の管理運営 更生保護事業
那覇市連合遺族会 (50,000円)	瑞慶山 良祐	那覇市前島2-22-24 (Tel:862-1739)	那覇市戦没者追悼式の共催実施 遺族身上相談、慰安会、研修会の開催
沖縄県原爆被爆者協議会 (82,377円)	大城 智子	那覇市泉崎 2-105-18 (官公労共済会館内) (Tel:833-3130)	一人暮らし被爆者への家庭訪問 被爆者の生活相談 被爆者健康手帳の申請に伴う相談
那覇市更生保護女性会 (那覇:30,000円) (首里:30,000円) (小禄:30,000円)	(那覇) 中山 公子 (首里) 山入 端 愛子 (小禄) 狩俣 隆子		犯罪や非行のない明るい社会を実現しよう とする女性ボランティアの団体 防犯パトロール 登下校声掛け、「少年を守る日」の補導(毎月第3金曜日)の実施等 保護司活動に対する協力
(福祉政策課)			
那覇市老人クラブ連合会 (3,000,000円)	上原 清	那覇市金城3-5-4 (総合福祉センター内) (Tel:857-6753)	各地区老人クラブ連合会並びに各単位老人 クラブの指導育成等 老人スポーツ大会の開催、作品展、芸能祭の 開催、社会奉仕活動
(ちゃーがんじゅう課)			
一般社団法人 那覇市身体障害者福祉協会 (1,000,000円)	高嶺 豊	那覇市古島2-14-4 (障害者福祉センター 内)(Tel:885-9444)	生活相談事業、ピアカウンセリング事業、 障がい者運動会、文化交流促進事業、講演 会、研修会の開催、独身交流会の開催 障害者福祉センター管理運営(指定管理者)
那覇市手をつなぐ育成会 (700,000円)	知念 道行	那覇市金城3-5-4 (総合福祉センター内) (Tel:859-3727)	知的障がい者(児)に関する社会啓発事業、 教育、訓練、雇用対策、地域福祉活動、親の会 活動
公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会 (276,000円)	田中 寛	那覇市首里石嶺町 4-373-1(県総合福 祉センター内) (Tel:882-5727)	知的障がい者(児)に関する社会啓発事業 知的障がい者(児)の相談事業 知的障がい者(児)の社会参加のための事業

一般社団法人 沖縄県精神保健福祉協会 (138,600円)	仲本 晴男	南風原町字宮平 212-3 (県立総合精神保健福祉センター内) (Tel:888-1396)	精神障がい者福祉の増進、知識の普及、発生の未然防止等に関する事業 機関紙の発行、講演会・研修の実施
沖縄県身体障害者スポーツ大会派遣 (109,350円)	山城 充正	島尻郡八重瀬町字仲座1038番地1	沖縄県身体障害者スポーツ大会への那覇市選手団の派遣
(障がい福祉課)			
那覇市母子寡婦福祉会 (200,000円)	仲盛 光子	那覇市金城3-5-4 (総合福祉センター内) (Tel:858-7217)	母子寡婦福祉事業の企画・実施、調査研究。 母子生活支援施設事業、母子・父子福祉センター事業、ひとり親家庭等職業自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業。
(子育て応援課)			

## 5) 公益信託 源河朝明記念那覇市社会福祉基金 (平成10年事業開始)

この福祉基金は、源河朝明氏から那覇市へ寄贈された土地の売却代金を原資に、公益信託として平成10年11月に設立されました。寄贈趣旨を生かすため、社会福祉向上のための事業を行う法人及び団体を助成することによって、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的としています。

通称「あけもどろ福祉基金」として、毎年7月～8月に助成対象団体を公募し、公益信託「源河朝明記念那覇市社会福祉基金」運営委員会の審議により、受給団体及び助成金額を決定します。

### (1) 助成対象先

那覇市を中心とした沖縄県内において、社会福祉活動を営むNPO法人及びボランティア活動を行う団体で、原則として1年以上の事業実績を有し、公的助成を受けてないまたは公的助成が少ない法人および団体。

### (2) 助成対象事業

- ① 沖縄県内の社会福祉に関する独創的、先駆的な事業・企画に対する助成事業とします。(日常の人件費や交通費は助成対象外とします。)
- ② 沖縄県内において、障がい者、高齢者及び児童に対する社会福祉活動を営む法人及びボランティア団体を支援するための施設・機器の整備等に対する助成とします。

令和元年度 (第22回) 実績	10団体	5,000,000円
平成30年 (第21回) 実績	10団体	5,000,000円
平成29年 (第20回) 実績	9団体	5,000,000円
平成28年 (第19回) 実績	10団体	5,000,000円
平成27年 (第18回) 実績	6団体	3,040,000円

## 8. その他の社会福祉(福祉政策課)

### 1) 那覇市避難行動要支援者対策事業

地震や台風などの災害が発生した時に、ひとりで逃げるのが難しい方(避難行動要支援者)を支援する体制づくりを進めるための事業です。避難行動要支援者名簿(以下「名簿」)を作成し、民生委員や自治会などの避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することで、日頃からの見守り活動や災害時の安否確認、避難誘導等に活用します。また、避難行動要支援者本人による個別避難計画(避難支援プラン)の作成等も行っています。

令和元年度は、モデル地区事業として平成30年度に協定を締結した銘苅小学校区まちづくり協議会において福祉部会を立ち上げ、部会を中心に要支援者からの聞き取りや那覇市総合防災訓練への参加を行いました。

那覇市の名簿登録要件・登録人数（令和2年9月現在）

要件	人数（人）
65歳以上の高齢者のみの世帯	48,881
要介護1～5	7,299
身体障害者手帳1,2級	4,871
精神障害者保健福祉手帳1級	793
療育手帳A1, A2	631
特定医療費（指定難病）受給者証所持者のうち一部の方 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち一部の方	70
全体	51,695 ※

※要件が重複している方がいます

## 2) 那覇市災害見舞金制度

風水害、火災、ガス爆発等により住宅が全壊全焼、半壊半焼、床上浸水した場合及びその災害により死亡、重傷を負った場合、見舞金を支給しています。

<見舞金支給基準>

支給対象	支給基準
死亡者の遺族	死亡者1人につき100,000円
重傷者	1人につき50,000円
全壊全焼の世帯	1人世帯30,000円、2人以上世帯50,000円
半壊半焼の世帯	1人世帯20,000円、2人以上世帯30,000円
床上浸水世帯	1人世帯10,000円、2人以上世帯20,000円

<年度別見舞金支給状況>

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
死亡（人）	2	2	0	0	2	0	0
重傷（人）	0	0	0	0	0	1	0
全壊全焼（世帯）	9	7	3	6	6	5	5
半壊半焼（世帯）	4	2	1	1	0	3	0
床上浸水（世帯）	2	2	1	0	11	0	0
支給件数計 （世帯）	16	11	5	7	17	8	5
支給額（円）	660,000	510,000	200,000	260,000	590,000	340,000	210,000



### 3) 愛楽園入園者激励事業

沖縄愛楽園に入園しハンセン病療養に専念している本市出身の療養者（那覇郷友会）を訪問し、激励交流会として芸能公演を実施し、愛楽園入園者の激励とその福祉の増進を図っています。

<年度別事業内容>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公演委託料(円)	324,000	224,778	246,864	250,000	250,000	250,000
激励訪問活動 (芸能公演)	(沖縄民謡) 湧川明とい つみグルー プ(琉球舞 踊)大湾三瑠	舞踊集団「花 やから」公演	山川まゆみ 民謡研究所 島うた少女 “テン”	とるるん てん	那覇太鼓	湧川明とい つみグルー プ

### 4) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉法と児童福祉法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受け、社会福祉を推進するため活動する、地域で一番身近な相談・支援のボランティアです。一定の区域を担当し、支援が必要な人々に対して、必要に応じた福祉サービス等の情報提供を行うとともに、自らも住民の一員として、地域福祉を推進する活動に参加しながら、地域に密着し相談・支援活動に取り組んでいます。

<民生委員・児童委員の職務>

- ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握します。
- ② 自立した日常生活を営むことができるように生活の相談、助言その他の援助を行います。
- ③ 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行います。
- ④ 社会福祉を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援します。
- ⑤ 社会関係行政機関の業務に協力します。
- ⑥ 児童及び妊産婦、母子家庭等の福祉増進に関し、その生活や環境の状況を適切に把握します。
- ⑦ 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

<令和元年度民生委員(児童委員)の活動状況>

		民生委員	主任児童委員
内容別相談・支援件数	在宅福祉	467	54
	介護保健	373	56
	健康・保険医療	1,518	797
	子育て・母子保健	526	94
	子どもの地域	1,128	275
	子どもの教育・学校生活	1,993	1,167
	生活費	372	75
	年金・保険	178	14
	仕事	159	44
	家族関係	415	31
	住居	312	66
	生活環境	438	15
	日常的な支援	6,458	2,552
	その他	2,175	166
計	16,512	5,406	

関係制度別相談・指導件数	高齢者に関すること	6,519	256
	障害者に関すること	701	154
	子どもに関すること	6,662	4,437
	その他	2,630	559
	計	16,512	5,406
その他の活動件数	調査・実態把握	2,704	125
	行事・事業・会議への参加協力	9,630	1,649
	自主活動、地域福祉活動	25,722	3,599
	民児協運営・研修	12,745	1,655
	証明事務	926	47
	要保護児童の発見の通告・仲介	122	37
訪問回数	訪問・連絡活動	20,511	3,673
	その他	10,849	917
連絡調整回数	委員相互	43,160	5,136
	その他の関係機関	16,739	5,726
活動日数		55,899	6,760

令和元年度 福祉行政報告例 第40 民生委員（児童委員）の活動状況によるもの

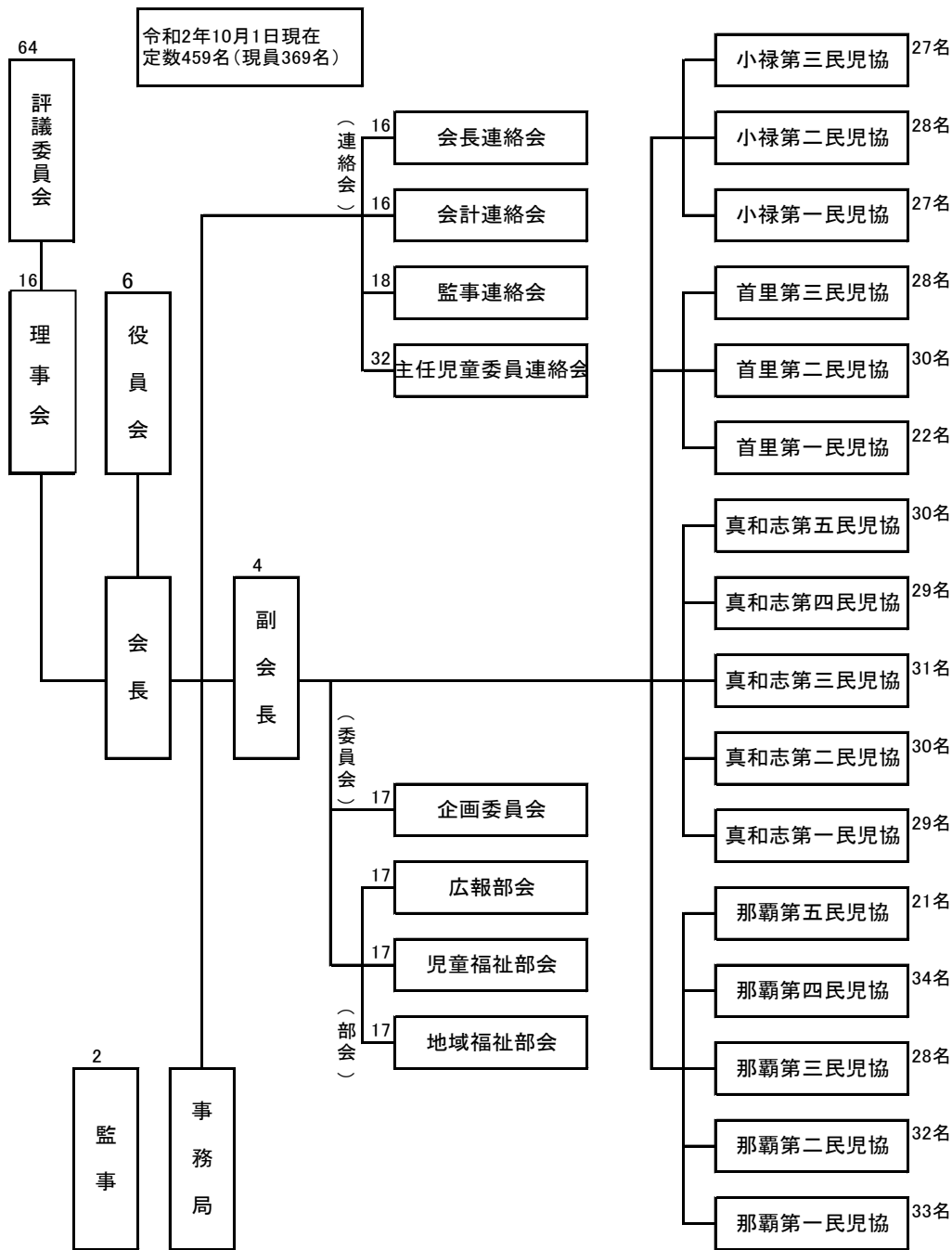
<那覇市民生委員児童委員連合会役員名（令和2年10月1現在）>

会長	副会長		監事	事務局長
眞榮城 嘉 政	伊 川 智 子	仲村渠 忠 一	島村 聡	宮平 智
	宮 良 吉 雄	赤 嶺 勝 正	有銘 寛之	

<理事(単位民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）正副会長)>

民児協	会長	副会長	
那覇第一民児協	仲 松 常 弘	名渡山 敦 子	宮 平 葉 子
那覇第二民児協	中 村 光 雄	金 城 節 子	下 地 ヒロ子
那覇第三民児協	東恩納 寛 治	島 袋 善 克	國 場 信 子
那覇第四民児協	豊 崎 孟 彦	平 本 充 夫	中 山 友 子
那覇第五民児協	伊 川 智 子	長 堂 和 男	下 里 恵 子
真和志第一民児協	村 上 直 恵	渡名喜 久美子	玉 城 成 子
真和志第二民児協	友 寄 安 雄	安座間 京 子	野 原 春 美
真和志第三民児協	眞榮城 嘉 政	我如古 るみ子	石 川 佐登美
真和志第四民児協	仲村渠 忠 一	伊 集 栄 子	伊 波 ノリ子
真和志第五民児協	平 良 順 也	糸 洲 多美子	石 川 静 子
首里第一民児協	徳 元 信 子	大 村 千代子	高 山 由美子
首里第二民児協	宮 良 吉 雄	岸 本 百合子	徳 村 トヨ子
首里第三民児協	小笠原 文 子	翁 長 初 美	安 里 武
小禄第一民児協	上 原 勉	稲 田 洋 子	上 原 たか子
小禄第二民児協	新 城 ヒロ子	波 平 剛	我如古 エイ代
小禄第三民児協	赤 嶺 勝 正	高 良 奈美子	新 崎 勲

<那覇市民生委員児童委員連合会組織図>



### 5) 那覇市福祉のまちづくり条例

本市では、平成12年に高齢者、障がい者等を含む全ての市民が生きがいのある豊かな生活を送ることができる明るい住みよい社会を実現するために、地域の特性を生かした「福祉のまちづくり条例」(以下「市条例」という。)を制定しました。

平成18年に「沖縄県福祉のまちづくり条例」(以下「県条例」という。)が改正され、また「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が施行されたことを受け、市条例の内容について審議会等で検討を重ねました。その結果、市条例を改正することとし、改正後の市条例では、建築物等の整備基準は県条例の適用を受けることとした上で、機器、サービス等の努力基準及び特定事業の努力基準

をはじめ、心のバリアフリーの啓発や学習及び研修の充実等、ソフト事業の充実を図る内容を定め、改正後の那覇市福祉のまちづくり条例は、平成21年1月1日付けで施行したところです。

令和元年度は、市民向けに高齢者疑似体験を含む「サービス介助セミナー」を実施。小学校向けセミナーでは「心のバリアフリーセミナー」として、高齢者や障がい者への理解に人権を加えたセミナーを6校で開催するほか、障がいのある当事者の方による講話を実施。委嘱した9名の「福祉のまちづくり推進員」には、市民や事業者への福祉のまちづくりの普及啓発活動の先導的役割を担っていただいております。また、広報活動として「福まちだより」を発行し、福祉のまちづくりに関する情報発信を実施しています。

## 6) 社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査

社会福祉法、その他関係法令に基づき、市内の社会福祉法人や社会福祉施設を対象として、その適正な運営を確保するため、実地の指導監査を行っています。

令和元年度は49法人及び162施設において指導監査を実施、うち36法人及び124施設に対して文書指摘を行い、その運営や環境の改善を図りました。(保育所等は毎年実施、他の施設は2年に1度実施)

### <指導監査対象件数>

	令和元年度		令和2年度	
	法人	施設	法人	施設
社会福祉協議会	1	—	1	—
保護施設(救護園)	0	1	0	1
老人福祉施設等	3	14	3	14
障害者支援施設等	2	4	2	4
保育所等	45	150	46	155
合計	51	169	52	174

## 7) 日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区に関すること

日本赤十字社は、紛争による難民や被災者及び地震や干ばつなどの自然災害による災者への救援・医療活動などを行っています。これらの赤十字活動の財源は、国民一人ひとりが拠出する社資によって支えられており、毎年5月に社員増強運動を展開し、社資の募集をおこなっています。

### <令和元年度社資募集状況>

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般社資	3,363,120円	3,550,693円	2,880,989円
法人社資	574,380円	551,176円	1,332,028円
合計	3,937,500円	4,101,869円	4,213,017円

## 8) 無料低額診療事業調剤処方費助成事業

本市では、平成28年6月より経済的理由などで十分な医療が受けられない方が、医療機関の判断により、全額または一部の医療費を免除する無料低額診療事業(社会福祉法第2条第3項第9号に基づき医療機関が実施)の適用を受けている生活困窮者に対し、調剤処方費の全部又は一部を助成しています。

### <年度別利用状況>

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者人数(延べ)	32人	47人	50人
扶助金額	104,326円	249,146円	254,207円

## 9) 那覇市総合福祉センター (那覇市金城3-5-4) (TEL: 859-0099)

那覇市総合福祉センターは、各福祉団体の連携強化や機能充実を図るとともに、子どもからお年寄りまで、多くの市民が利用できる金城児童館、ボランティアセンター、母子福祉センター、金城老人憩の家等の施設を併設した複合施設で、市民交流の場、地域福祉活動の拠点施設です。

また、地域における福祉活動推進の中心的な役割を担う那覇市社会福祉協議会のほか、民生委員児童委員連合会、母子寡婦福祉会、老人クラブ連合会、保護司会、手をつなぐ育成会等の福祉団体が入居しています。

(令和元年度利用者数：延べ89,400人)

### <那覇市母子福祉センター (令和元年度利用者数：延べ3,817人)>

母子家庭と寡婦に対して各種相談に応ずるとともに、生活指導及び生業指導、技能習得講座を行う等、母子家庭の福祉増進のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設です。

利用時間は午前10時から午後6時まで、日曜と祝日、慰霊の日、年末年始(12月29日～1月3日)は休館です。

### <那覇市金城老人憩の家 (令和元年度利用者数：延べ24,536人)>

市内に居住する60歳以上の方々に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康の増進を図るための施設です。

利用時間は午前10時から午後6時まで、日曜と祝日(敬老の日は除く)、慰霊の日、年末年始(12月29日～1月3日)は休館です。

### <那覇市金城児童館 (令和元年度利用者数：延べ38,930人)>

児童館には遊戯室、工作室、図書コーナーが設置されており、専任の児童厚生員が子どもたちの健全育成に努めています。

開館時間は午前10時から午後6時まで、日曜と祝日(こどもの日は除く)、慰霊の日、年末年始(12月29日～1月3日)は休館です。

### <那覇市金城ボランティアセンター (令和元年度利用者数：延べ2,936人)>

ボランティアの研修育成を含めた活動拠点施設です。

利用時間は午前10時から午後10時まで、日曜と祝日、慰霊の日、年末年始(12月29日～1月3日)は休館です。

## 10) 那覇市社会福祉協議会(那覇市金城3-5-4) (TEL: 857-7766 FAX: 857-6052)

那覇市社会福祉協議会(以下「市社協」といいます。)は、社会福祉法第109条に基づき設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。その運営は、市からの補助金のほか、受託事業の委託費、共同募金配分金、寄付金や会員の会費等の自主財源により賄われています。

市社協では、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉事業関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の皆さま地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして、さまざまな活動をおこなっています。

### <那覇市社会福祉協議会の事業>

#### (1) 老人福祉活動

- ① ひとり暮らし老人等に対する見守り活動
- ② 見守り訪問ティッシュ配布安否確認事業
- ③ 地域見守り・交流事業(一人暮らし老人等に呼び掛けた昼食会の開催)
- ④ 那覇地区老人クラブ連合会の事業助成

- ⑤ 那覇市識名、小祿の老人福祉センターの管理運営(指定管理)
- ⑥ 那覇市金城老人憩の家の管理運営(指定管理)
- ⑦ 那覇市地域ふれあいデイサービス事業(那覇市受託事業)

## (2) 児童福祉活動

- ① 子育てサロン活動の助成支援
- ② 那覇市認可保育園保護者連合会の事業助成
- ③ 那覇市金城、識名、小祿児童館の管理運営(指定管理)
- ④ 那覇市ファミリーサポートセンター事業(那覇市受託事業)
- ⑤ 病児・緊急預かり対策強化事業(那覇市受託事業)
- ⑥ 那覇市育児支援家庭訪問事業(那覇市受託事業)
- ⑦ 那覇市つどいの広場事業(那覇市受託事業)
- ⑧ うるく童まつり“まじゅんあしびな2019”の開催
- ⑨ 子どもの支援団体へのサポート事業(那覇市受託事業)

## (3) 障がい者福祉活動

- ① 那覇市身体障害者福祉協会の事業助成
- ② 那覇市手をつなぐ育成会の事業助成
- ③ 那覇市障がい者地域活動協議会の事業助成
- ④ 障がい者紙おむつ支給事業
- ⑤ 那覇市リフト付きバス運行事業(那覇市受託事業)
- ⑥ 那覇市障がい者生活支援センター「ゆいゆい」の運営(那覇市障がい者支援受託事業)
- ⑦ 重度心身障害者医療費等貸付事業(那覇市補助事業)

## (4) 母子寡婦福祉活動

那覇市母子寡婦福祉会の事業助成

## (5) 低所得者福祉活動

- ① 生活福祉資金貸付事業の実施(県社協からの受託事業)(後掲参照)
- ② 歳末助け合い募金による生活困窮世帯に対する見舞金の給付
- ③ 緊急要援護者に対する法外援護事業の実施

## (6) 相談活動の実施

- ① 那覇市社協ふれあい福祉相談室の設置(月曜～金曜。開所時間：午前10時～午後4時 電話857-7780)
- ② 一般相談員の配置
- ③ 専門相談員の配置\*司法書士相談 第2・第4金曜日、要予約、午後2時から午後4時まで
- ④ 那覇市障がい者生活支援センター「ゆいゆい」の運営(那覇市からの受託事業、身体障害者相談)

## (7) 地域福祉活動の推進

- ① 安心生活創造推進事業(地区コーディネーター配置等)の推進(那覇市受託事業)
- ② 単位民児協や自治会と連携・協力による見守りネットワークづくり活動の推進(地域見守り隊の推進)
- ③ 地域福祉推進会活動の支援助成
- ④ 自治会長会への支援助成
- ⑤ 福祉協力員養成事業

- ⑥ 地域懇談会の開催
- ⑦ 緊急医療情報キット配付事業
- ⑧ ふれあい・いきいきサロン事業
- ⑨ 地域福祉まつりの支援事業
- ⑩ 那覇市生活支援・介護予防体制整備事業（那覇市受託）
- ⑪ 地域支え合い訪問型サービス事業（那覇市受託）

**(8) 民生委員・児童委員活動の助成支援**

- ① 那覇市民生委員児童委員連合会の事業助成
- ② 民生委員・児童委員による在宅福祉サービス活動への支援

**(9) 福祉関係団体活動の推進**

- ① 福祉関係団体等活動の支援助成

**(10) 広報・啓発活動**

- ① 会報「社協だより」、ボランティア情報誌、パンフレット等の発行
- ② 那覇市社会福祉大会の開催
- ③ ホームページの運用
- ④ 移動広報車活動の推進
- ⑤ 福祉のまちづくり環境整備の啓発

**(11) 総合企画・調査活動**

- ① 福祉に関する市民意識調査や福祉サービス利用者の実態調査
- ② 第2次那覇市地域福祉活動計画の進捗管理

**(12) ボランティアの育成と活動支援**

- ① ボランティアの活動の需給調整
- ② 福祉教育の推進（指定推進校の支援等）
- ③ ボランティア養成講座・連絡会の開催
- ④ ボランティア保険の加入促進
- ⑤ 那覇市等への福祉教育の支援助成と活動の促進
- ⑥ 那覇市金城ボランティアセンターの管理運営
- ⑦ ボランティアサロンまわしの管理運営
- ⑧ ボランティアグループの事業助成
- ⑨ 災害救援ボランティア活動の推進
- ⑩ 企業の社会貢献活動の促進

**(13) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施〔県社協からの受託事業〕**

- ① 地域福祉権利擁護事業の基幹的社会福祉協議会として南部地域福祉権利擁護センターを設置し、那覇市、南城市、南風原町及び与那原町を管轄し、統括して事業推進を図っている。
- ② 認知性高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理及び書類等の預りの援助を行う事業内容である。

(14) **那覇市生活保護世帯金銭管理支援事業の実施〔那覇市からの受託事業〕**

認知性高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理及び書類等の預かりの援助を行う事業内容である。ただし、本事業の対象者は那覇市の生活保護を受給している者に限っている。

(15) **法人後見事業（法定成年後見）の実施整備**

認知性高齢者、知的障害者、精神障害者等の障がいの進行により、日常生活自立支援事業をはじめとする既存の福祉サービスでは対応が困難な方が対象。家庭裁判所の選任を受けてから後見人として身上監護及び財産管理を行う。

(16) **共同募金運動への協力**

10月1日～12月31日の赤い羽根共同募金運動と12月1日～12月31日の歳末助け合い運動に協力

(17) **介護保険事業等の実施**

- ① 居宅介護支援事業の実施
- ② 訪問介護事業の実施(ホームヘルパー派遣事業)
- ③ 通所介護事業の実施(デイサービス事業)
- ④ 一般旅客乗用自動車運送事業の実施

(18) **障害福祉サービス事業の実施**

- ① 居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業・行動援護事業の実施
- ② 移動支援事業（那覇市地域支援事業）の実施
- ③ 那覇市障がい者生活支援センター「ゆいゆい」  
(特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援)
- ④ 那覇市ピアサポート事業（那覇市受託）

(19) **その他**

- ① マイクロバス運行事業の実施
- ② 那覇市総合福祉センターの管理運営（指定管理者）



<生活福祉資金貸付制度 (那覇市社会福祉協議会) >

この制度は、低所得世帯や身体障害者世帯・知的障害者世帯・高齢者世帯の経済的自立を助けるために活用する資金です。窓口は民生委員又は市町村社会福祉協議会、事務取扱いには市町村社会福祉協議会が行っています。

貸付の対象	低所得世帯や身体障害者世帯・知的障害者世帯・高齢者世帯で資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自立できるとみられる世帯で、必要な資金の融資を他からうけることが困難であるとみられるもの。いずれも民生委員の援助指導が併行しておこなわれることが効果的運営のなによりの要件で、単なる資金貸付とは異なることにご留意ください。
-------	---

資金の種類	対象となる資金内容
1. 総合支援資金	失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象です。
2. 福祉資金 福祉費	①生業を営むために必要な経費 ②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ④福祉用具等の購入に必要な経費 ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費 ⑥中国残留邦人にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 ⑦負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ⑨災害を受けたことにより臨時的に必要な経費 ⑩冠婚葬祭に必要な経費 ⑪住居の移転等、給排水設備等の必要な経費 ⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費 ⑬その他日常生活上一時的に必要な経費
3. 福祉資金 緊急小口資金	緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の資金です。 ① 医療費又は介護費の支払いにより臨時の生活費が必要なとき ② 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ③ 災害等の被災によって一時的な生活費が必要なとき
4. 教育支援資金	高等学校、大学、高等専門学校等の就学に必要な経費「教育支援費」と入学の際に必要な経費「就学支度金」の2つがあります。
5. 不動産担保型 生活資金	高齢世帯に対し、現在お住まいの居住用不動産を担保に生活資金を貸付けするものです。 ①不動産担保型生活資金 ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金
6. 臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者で公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ給付が始まるまでの生活に困窮している方に貸付します。

令和元年度生活福祉資金の貸付実績

資金の種類	件数	金額
1. 総合支援資金	13	1,924,800
2. 福祉資金福祉費	47	10,924,000
3. 福祉資金緊急小口資金	79	11,690,000
4. 教育支援資金	10	4,225,000
5. 要保護不動産担保型生活資金	0	0
6. 臨時特例つなぎ資金	3	250,000
生活復興資金 ※東日本大震災の被災者が対象	0	0
合計	152	29,013,800

令和2年度

## 那覇市の福祉

発行年月日 令和3年1月

編集・発行 那覇市福祉部福祉政策課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

TEL:098-862-9002

NAHA

